

令和3年第5回小山町議会6月定例会会議録

令和3年6月3日（第1日）

召 集 の 場 所 小山町役場議場

開 会 午前10時00分 宣告

出席議員	1番	室伏 勉君	2番	室伏 辰彦君
	3番	小林千江子君	4番	佐藤 省三君
	5番	岩田 治和君	6番	池谷 弘君
	7番	高畑 博行君	8番	渡辺 悦郎君
	9番	藺田 豊造君	10番	米山 千晴君
	11番	池谷 洋子君	12番	鈴木 豊君
	13番	遠藤 豪君		

欠 席 議 員 なし

説明のために出席した者

町 長	池谷 晴一君	副 町 長	大森 康弘君
教 育 長	高橋 正彦君	理 事	増井 重広君
企画総務部長	小野 一彦君	危機管理局長	遠藤 正樹君
住民福祉部長	渡邊 啓貢君	経済産業部長	高村 良文君
都市基盤部長	湯山 博一君	オリンピック・パラリンピック推進課長	池谷 精市君
教育次長	長田 忠典君	企画政策課長	勝又 徳之君
地域振興課長	勝俣 暢哉君	総 務 課 長	池田 馨君
介護長寿課長	山本 智春君	フロンティア推進課長	湯山 浩二君
建設課長	清水 良久君	上下水道課長	遠山 洋行君
こども育成課長	大庭 和広君	生涯学習課長	平野 正紀君
代表監査委員	池谷 浩君	防災担当参事	伊藤嘉代子君
総務課課長補佐	渡邊 徹君		

職務のために出席した者

議会事務局長	後藤 喜昭君	議会事務局書記	池谷 孝幸君
--------	--------	---------	--------

会議録署名議員	1番	室伏 勉君	2番	室伏 辰彦君
---------	----	-------	----	--------

散 会 午後0時01分

(議 事 日 程)

- | | |
|-------|--|
| 日程第 1 | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第 2 | 会期の決定 |
| 日程第 3 | 町長提案説明 |
| 日程第 4 | 報告第 2 号 令和 2 年度小山町一般会計予算継続費繰越計算書の報告について |
| 日程第 5 | 報告第 3 号 令和 2 年度小山町一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について |
| 日程第 6 | 報告第 4 号 令和 2 年度小山町一般会計予算事故繰越し繰越計算書の報告について |
| 日程第 7 | 報告第 5 号 令和 2 年度小山町下水道事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について |
| 日程第 8 | 報告第 6 号 令和 2 年度小山町宅地造成事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について |
| 日程第 9 | 報告第 7 号 令和 2 年度小山町上野工業団地造成事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について |
| 日程第10 | 報告第 8 号 令和 2 年度小山町上野工業団地造成事業特別会計予算事故繰越し繰越計算書の報告について |
| 日程第11 | 報告第 9 号 令和 2 年度小山町木質バイオマス発電事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について |
| 日程第12 | 報告第10号 令和 2 年度小山町小山 P A 周辺開発事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について |
| 日程第13 | 報告第11号 令和 2 年度小山町小山 P A 周辺開発事業特別会計予算事故繰越し繰越計算書の報告について |
| 日程第14 | 報告第12号 令和 2 年度小山町水道事業会計予算建設改良費繰越計算書の報告について |
| 日程第15 | 報告第13号 令和 2 年度小山町水道事業会計予算継続費繰越計算書の報告について |
| 日程第16 | 同意第 2 号 小山町監査委員の選任について |
| 日程第17 | 議案第55号 工事請負契約の締結について
(令和 3 年度防災・安全社会資本整備交付金事業 町道富士学校線電線共同溝設置工事) |
| 日程第18 | 議案第56号 工事請負契約(変更)の締結について
(令和 2 年度防災・安全社会資本整備交付金事業 町道1181号線(坪入橋)橋梁補修工事) |
| 日程第19 | 議案第57号 財産の取得について
(令和 3 年度東富士演習場周辺無線放送施設設置助成事業 小山町防災行政無線デジタル化整備 戸別受信機購入事業) |

- 日程第20 議案第58号 町有財産の譲与について
(落合区コミュニティセンター)
- 日程第21 議案第59号 町有財産の譲与について
(中島区コミュニティセンター)
- 日程第22 議案第60号 小山町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第23 議案第61号 小山町立区コミュニティ供用施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第24 議案第62号 小山町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第25 議案第63号 小山町介護保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第26 議案第64号 小山町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例及び小山町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第27 議案第65号 小山町下水道条例の一部を改正する条例について
- 日程第28 議案第66号 小山町給水条例の一部を改正する条例について
- 日程第29 議案第67号 令和3年度小山町一般会計補正予算(第3号)
- 日程第30 認定第1号 令和2年度小山町新産業集積エリア造成事業特別会計歳入歳出決算

○議長（遠藤 豪君） 本日は御苦労さまです。

ここで御報告します。5月7日から10月31日までクールビズ期間としておりますので、議会及び当局とも、会議における服装はノーネクタイ、ノー上着で行いますので御了承ください。なお、寒さの関係で、上着の方は気候に合わせて各自調整していただきますので、御協力をお願いいたします。

また、新型コロナウイルス感染防止のため、議場内ではマスクを着用することとします。

議 事

午前10時00分 開会

○議長（遠藤 豪君） ただいま出席議員は13人です。出席議員が定足数に達しておりますので、小山町議会は成立しました。

ただいまから、令和3年第5回小山町議会6月定例会を開会します。

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめ配付しましたとおりですから、朗読を省略します。

議事日程に先立ちまして、議長における諸般の報告をいたします。概要につきましては、お手元に配付してありますとおりでございます。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（遠藤 豪君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第128条の規定によって、1番 室伏 勉君、2番 室伏辰彦君を指名します。

日程第2 会期の決定

○議長（遠藤 豪君） 日程第2 会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から6月23日までの21日間にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（遠藤 豪君） 御異議なしと認めます。したがって、会期は本日から6月23日までの21日間に決定しました。

なお、会期中の審議予定表をお手元に配付してありますので、これに御協力を賜りたいと存じます。

ただいま、町長から議案が提出されました。職員に議案を朗読させます。事務局長。

（事務局長 議案表朗読）

日程第3 町長提案説明

○議長（遠藤 豪君） 日程第3 町長提案説明を議題とします。

本定例会に提出されました報告第2号から認定第1号までの27議案について、町長から提案説明を求めます。町長 池谷晴一君。

○町長（池谷晴一君） おはようございます。令和3年第5回小山町議会6月定例会を開催するに当たりまして、議員の皆様には御出席を賜りありがとうございます。

今回提案をいたしましたのは、令和2年度繰越計算書の報告12件、同意1件、工事請負契約の締結1件、工事請負契約（変更）の締結1件、財産の取得1件、財産の譲与2件、条例の一部改正7件、令和3年度補正予算1件、令和2年度歳入歳出決算1件の合計27件であります。

初めに、報告第2号 令和2年度小山町一般会計予算継続費繰越計算書の報告についてであります。

本件は、平成29年度から令和5年度までの7か年で継続費を設定しております、足柄SA周辺地区開発道路整備事業ほか1件の継続事業につきまして、令和2年度事業費の未執行額を通次繰越しし、令和3年度の事業と合わせて執行するもので、地方自治法施行令の規定に基づき、議会に報告するものであります。

次に、報告第3号 令和2年度小山町一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告についてであります。

本件は、令和2年小山町議会9月定例会、12月定例会、令和3年3月定例会で繰越明許費の設定の御承認をいただきました、公用車購入事業ほか17事業につきまして、令和3年度への繰越額が確定しましたので、地方自治法施行令の規定に基づき、議会に報告するものであります。

次に、報告第4号 令和2年度小山町一般会計予算事故繰越し繰越計算書の報告についてであります。

本件は、写真測量作業について、気象条件の影響により年度内に完了することができなかった、令和2年度海苔川流域における総合土砂管理事業測量解析業務ほか10事業につきまして、地方自治法の規定に基づき、令和3年度へ繰越しをしましたので、同法施行令の規定により議会に報告するものであります。

次に、報告第5号 令和2年度小山町下水道事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書の報告についてであります。

本件は、令和2年小山町議会12月定例会で繰越明許費の設定の御承認をいただきました、下水道事業公営企業法適用移行事業につきまして、令和3年度への繰越額が確定いたしましたので、地方自治法施行令の規定に基づき、議会に報告するものであります。

次に、報告第6号 令和2年度小山町宅地造成事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書の報告についてであります。

本件は、本年小山町議会3月定例会で繰越明許費の設定の御承認をいただきました、大胡田地区宅地造成事業につきまして、令和3年度への繰越額が確定しましたので、地方自治法施行令の

規定に基づき、議会に報告するものであります。

次に、報告第7号 令和2年度小山町上野工業団地造成事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書の報告についてであります。

本件は、本年小山町議会3月定例会で繰越明許費の設定の御承認をいただきました、外周境界確定測量ほか3事業につきまして、令和3年度への繰越額が確定しましたので、地方自治法施行令の規定に基づき、議会に報告するものであります。

次に、報告第8号 令和2年度小山町上野工業団地造成事業特別会計予算事故繰越し繰越計算書の報告についてであります。

本件は、所有権移転訴訟関係の結審に想定以上の期間を要し、年度内の業務完了ができなかった訴訟事務につきまして、地方自治法の規定に基づき、令和3年度へ繰越しをいたしましたので、同法施行令の規定により議会に報告するものであります。

次に、報告第9号 令和2年度小山町木質バイオマス発電事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書の報告についてであります。

本件は、本年3月25日に専決し、小山町議会4月臨時会で御承認をいただきました、設計・監理及び施設復旧・整備事業につきまして、令和3年度への繰越額が確定しましたので、地方自治法施行令の規定に基づき、議会に報告するものであります。

次に、報告第10号 令和2年度小山町小山PA周辺開発事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書の報告についてであります。

本件は、本年小山町議会3月定例会で繰越明許費の設定の御承認をいただきました、許認可協議・申請ほか2事業につきまして、令和3年度への繰越額が確定しましたので、地方自治法施行令の規定に基づき、議会に報告するものであります。

次に、報告第11号 令和2年度小山町小山PA周辺開発事業特別会計予算事故繰越し繰越計算書の報告についてであります。

本件は、用地交渉が難航していた地権者と土地売買契約、物件移転補償契約を締結いたしましたが、物件の移転に時間を要し、年度内の所有権移転登記ができなかった用地ほか1事業につきまして、地方自治法の規定に基づき、令和3年度へ繰越しをいたしましたので、同法施行令の規定により議会に報告するものであります。

次に、報告第12号 令和2年度小山町水道事業会計予算建設改良費繰越計算書の報告についてであります。

本件は、年度内に支払い義務が生じなかった、町道1004号線外2路線配水管布設替工事ほか1事業につきまして、地方公営企業法の規定による建設改良費の繰越しをいたしましたので、同法の規定により議会に報告するものであります。

次に、報告第13号 令和2年度小山町水道事業会計予算継続費繰越計算書の報告についてであります。

本件は、令和２年度から令和４年度までの３か年で継続費を設定しております、須走低区配水場整備事業の継続事業につきまして、令和２年度事業費の未執行額を逡次繰越しし、令和３年度の事業と合わせて執行するもので、地方公営企業法施行令の規定に基づき、議会に報告するものであります。

次に、同意第２号 小山町監査委員の選任についてであります。

本案は、議会選出の監査委員から辞職願が提出され、議会選出の監査委員に欠員が生じたので、新たな監査委員の選任について、地方自治法の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。

次に、議案第55号 工事請負契約の締結についてであります。

本案は、町道富士学校線電線共同溝設置工事の請負契約を締結するもので、地方自治法及び小山町条例の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第56号 工事請負契約（変更）の締結についてであります。

本案は、町道1181号線（坪入橋）橋梁補修工事の変更請負契約を締結するもので、地方自治法及び小山町条例の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第57号 財産の取得についてであります。

本案は、令和３年度東富士演習場周辺無線放送施設設置助成事業小山町防災行政無線デジタル化整備戸別受信機購入事業のデジタル戸別受信機を購入するもので、地方自治法及び小山町条例の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第58号 町有財産の譲与についてであります。

本案は、町立落合区コミュニティセンターを落合区に譲与することについて、地方自治法の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第59号 町有財産の譲与についてであります。

本案は、町立中島区コミュニティセンターを中島区に譲与することについて、地方自治法の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第60号 小山町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

本案は、小山町スポーツ振興条例に基づき設置するスポーツ振興審議会の委員報酬を規定するものであります。

次に、議案第61号 小山町立区コミュニティ供用施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

本案は、落合区及び中島区に所在しております、町立の区コミュニティセンター２施設の譲与に伴い、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第62号 小山町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてであります。

本案は、国の内閣府令で定める特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正に伴い、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第63号 小山町介護保険条例の一部を改正する条例についてであります。

本案は、新型コロナウイルス感染症の影響下において、一定の要件を満たす第1号被保険者の介護保険料の減免に対する国の財政支援が令和3年度分についても示されたことに伴い、これに応じた本町の介護保険料の減免措置を講ずるため、小山町介護保険条例の一部を改正することが主なものであります。

次に、議案第64号 小山町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例及び小山町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例についてであります。

本案は、関係する省令が公布施行されたことに伴い、関係する二つの条例の一部改正をまとめて行うものであります。

次に、議案第65号 小山町下水道条例の一部を改正する条例についてであります。

本案は、下水道使用料の改定をするため、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第66号 小山町給水条例の一部を改正する条例についてであります。

本案は、水道料金の改定をするため、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第67号 令和3年度小山町一般会計補正予算（第3号）につきましては、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ1,104万9,000円を追加し、予算の総額を115億2,791万1,000円とするものであります。

次に、認定第1号 小山町新産業集積エリア造成事業特別会計歳入歳出決算についてであります。

歳入歳出の総額は、7億6,915万5,000円であります。

以上、報告第2号から認定第1号までの提案説明を終わります。

なお、各議案の審議に際し、同意第2号 小山町監査委員の選任につきましては、私から内容説明をさせていただき、それ以外の案件につきましては、担当部長等からそれぞれ補足説明をいたしますので、よろしくお願いいたします。

以上であります。

日程第4 報告第2号 令和2年度小山町一般会計予算継続費繰越計算書の報告について

○議長（遠藤 豪君） 日程第4 報告第2号 令和2年度小山町一般会計予算継続費繰越計算書の報告についてを議題とします。

報告を求めます。企画総務部長 小野一彦君。

○企画総務部長（小野一彦君） 報告第2号 令和2年度小山町一般会計予算継続費繰越計算書の報告について、御説明いたします。

議案書は3ページからです。

3ページは議案のかがみで、4ページを御覧ください。

平成29年度から令和5年度までの7か年で設定している足柄SA周辺地区開発道路整備事業、平成28年度から令和5年度までの8か年で設定している町道3975号線外1道路整備事業（用沢工区）の継続事業につきまして、令和2年度事業費の未執行額を通次繰越しし、令和3年度の事業費と合わせて執行しますので、地方自治法施行令第145条第1項の規定により報告するものであります。

令和2年度へ通次繰越しいたしました額は、4億345万2,796円であります。

以上であります。

○議長（遠藤 豪君） 部長の報告は終わりました。本報告は、地方自治法施行令第145条第1項の規定による報告ですので、御了承願います。

日程第5 報告第3号 令和2年度小山町一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について

○議長（遠藤 豪君） 日程第5 報告第3号 令和2年度小山町一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題とします。

報告を求めます。企画総務部長 小野一彦君。

○企画総務部長（小野一彦君） 報告第3号 令和2年度小山町一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について、御説明いたします。

議案書は5ページからです。

5ページは議案のかがみで、6ページを御覧ください。

本件は、令和2年小山町議会9月定例会、12月定例会及び令和3年3月定例会において、小山町一般会計補正予算により、繰越明許費の設定について議決いただきました18件につきまして、それぞれの繰越額が確定しましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、報告するものであります。

それぞれの繰越額について説明いたします。

公用車購入事業が174万6,000円、東京2020大会小山町開催記録映像制作が702万9,000円、（仮称）すがぬまこども園整備事業が4億6,884万9,920円、産地生産基盤パワーアップ事業が4億5,519万6,000円、地域振興臨時給付金交付事業が5,255万円、町民いこいの家設備修繕事業が1,002万7,000円、町民いこいの家改修事業が2,797万1,000円、町道整備事業が4,942万3,000円、公共道路整備事業が2億399万8,000円、町道1181号線坪入橋などの道路構造物長寿命化事業が9,899万9,000円。

次のページ、工業団地アクセス道路整備事業が4,887万2,000円、町道富士学校線の無電柱化整備事業が2億200万円、普通河川湯船排水路緊急自然災害防止対策事業が7,013万6,000円、大胡田用沢線都市計画道路整備事業が533万4,000円、防衛補助金を活用して実施する同報系無線設備デジタル化整備事業が407万円、北郷中学校空調設備改修事業が5,650万6,000円、林道施設災害復旧事業が730万円、普通河川湯船排水路河川施設災害復旧事業が2,856万9,000円。

以上18件、合計17億9,857万5,920円を令和3年度へ繰越しするものであります。

説明は以上であります。

○議長（遠藤 豪君） 部長の報告は終わりました。本報告は、地方自治法施行令第146条第2項の規定による報告ですので、御了承願います。

日程第6 報告第4号 令和2年度小山町一般会計予算事故繰越し繰越計算書の報告について

○議長（遠藤 豪君） 日程第6 報告第4号 令和2年度小山町一般会計予算事故繰越し繰越計算書の報告についてを議題とします。

報告を求めます。企画総務部長 小野一彦君。

○企画総務部長（小野一彦君） 報告第4号 令和2年度小山町一般会計予算事故繰越し繰越計算書の報告についてであります。

議案書は8ページからです。

8ページは議案のかがみで、9ページを御覧ください。

本件は、写真測量業務について、近年にない少雨のため作業が進まず年度内の業務完了ができなかった、令和2年度海苔川流域における総合土砂管理事業測量解析業務委託、684万6,400円。

移転対象事業者の移転先建物の建築に不測の時間を要し、年度内に補償物件の収去ができなかった、防衛施設道路整備事業、2,166万4,840円。

同一現場の災害復旧事業の設計変更が必要となり、これを踏まえた工法変更に不測の日時を要し年度内の完成ができなかった、普通河川湯船排水路緊急自然災害防止対策事業、1億2,915万円。

同一現場である県の河川災害復旧事業の遅延により年度内の完成ができなかった、令和元年度農地災害復旧事業 災害査定第40／344号わさび田復旧工事、163万3,500円。

進入路となる無名橋補修工事の遅延により年度内の完成ができなかった、令和2年度災害査定第42／344号農地災害（令和元年災）復旧工事、121万円。

県との仮設工法協議に時間を要し年度内完成ができなかった、令和元年度農業用施設災害復旧事業 下谷大沢用水路復旧工事（508／344）、770万円。

当初利用する計画であった現場発生土が盛土材として不適であったため、構造物の再検討に時間を要し年度内の完成ができなかった、令和2年度林道施設災害復旧事業（令和元年度災害）大沢線（2・3号箇所工事）、803万円。

次の10ページの、当初利用する計画であった現場発生土が盛土材として不適であったため、構造物の再検討に時間を要し年度内の完成ができなかった、令和2年度林道施設災害復旧事業（令和元年度災害）大沢線（1・4号箇所工事）、624万8,000円。

大沢線（1・2・3・4号箇所）復旧工事の進捗を待たなければ現場に資材等の搬入が困難であり、年度内の完成ができなかった、令和2年度町単林道施設災害復旧事業（令和元年度災害）大沢線工事、1,010万6,000円。

資材の調達に不測の期間を要し年度内の完成ができなかった、令和2年度林道施設災害復旧事業 中島線工事、320万4,000円。

同一現場の別事業の工法変更の不測の日時を要し、着工が遅れ年度内の完成ができなかった、普通河川湯船排水路河川施設災害復旧事業、1億3,244万5,380円の計11件、3億2,823万8,120円を、地方自治法第220条第3項ただし書の規定により、事故繰越しましたので、同法施行令第150条第3項の規定により報告するものであります。

以上であります。

○議長（遠藤 豪君） 部長の報告は終わりました。本報告は、地方自治法施行令第150条第3項の規定による報告ですので、御了承願います。

日程第7 報告第5号 令和2年度小山町下水道事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について

○議長（遠藤 豪君） 日程第7 報告第5号 令和2年度小山町下水道事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題とします。

報告を求めます。都市基盤部長 湯山博一君。

○都市基盤部長（湯山博一君） 報告第5号 令和2年度小山町下水道事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書の報告についてであります。

議案書は12ページを御覧ください。

本件は、令和2年小山町議会12月定例会におきまして、設定の議決をいただきました繰越明許費につきまして、繰越額が確定をいたしましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、報告をするものであります。

承認いただきました下水道事業公営企業法適用移行事業の令和3年度への繰越額は640万円であります。

報告は以上であります。

○議長（遠藤 豪君） 部長の報告は終わりました。本報告は、地方自治法施行令第146条第2項の規定による報告ですので、御了承願います。

日程第8 報告第6号 令和2年度小山町宅地造成事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書の報

告について

○議長（遠藤 豪君） 日程第8 報告第6号 令和2年度小山町宅地造成事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題とします。

報告を求めます。理事 増井重広君。

○理事（増井重広君） 報告第6号 令和2年度小山町宅地造成事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書の報告についてであります。

議案書は14ページを御覧ください。

本件は、令和3年小山町議会3月定例会において、小山町宅地造成事業特別会計補正予算により、繰越明許費の議決をいただきました大胡田地区宅地整備事業につきまして、繰越額が確定しましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、報告するものであります。

内容につきましては、令和2年度小山町宅地造成事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書に記載されておりますように、大胡田地区の宅地造成を実施する整備工事等として、2,673万円を令和3年度へ繰越しするものであります。

以上であります。

○議長（遠藤 豪君） 理事の報告は終わりました。本報告は、地方自治法施行令第146条第2項の規定による報告ですので、御了承願います。

日程第9 報告第7号 令和2年度小山町上野工業団地造成事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について

○議長（遠藤 豪君） 日程第9 報告第7号 令和2年度小山町上野工業団地造成事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題とします。

報告を求めます。経済産業部長 高村良文君。

○経済産業部長（高村良文君） 報告第7号 令和2年度小山町上野工業団地造成事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書の報告についてであります。

議案書は16ページとなります。

本件は、令和3年小山町議会3月定例会において、繰越明許費の設定の議決をいただきました4件につきまして、それぞれ繰越額が確定いたしましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、報告するものでございます。

内容につきましては、16ページを御覧ください。

令和2年度小山町上野工業団地造成事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書に記載されておりますように、外周境界確定測量が880万円、相続等登記業務が50万円、分合筆登記業務が220万円、工事監理が726万円、合計1,876万円を令和3年度へ繰越すものでございます。

報告は以上であります。

○議長（遠藤 豪君） 部長の報告は終わりました。本報告は、地方自治法施行令第146条第2項の規定による報告ですので、御了承願います。

日程第10 報告第8号 令和2年度小山町上野工業団地造成事業特別会計予算事故繰越し繰越計算書の報告について

○議長（遠藤 豪君） 日程第10 報告第8号 令和2年度小山町上野工業団地造成事業特別会計予算事故繰越し繰越計算書の報告についてを議題とします。

報告を求めます。経済産業部長 高村良文君。

○経済産業部長（高村良文君） 報告第8号 令和2年度小山町上野工業団地造成事業特別会計予算事故繰越し繰越計算書の報告についてであります。

議案書は18ページとなります。

本件は、上野工業団地造成事業用地地内において、一人格の未相続案件の所有権移転訴訟関係の結審が想像以上の時間を要したことから、年度内に完了できなかった訴訟事務142万3,260円を、地方自治法第220条第3項ただし書の規定により、事故繰越しいたしましたので、同法施行令第150条第3項の規定により報告するものでございます。

報告は以上でございます。

○議長（遠藤 豪君） 部長の報告は終わりました。本報告は、地方自治法施行令第150条第3項の規定による報告ですので、御了承願います。

日程第11 報告第9号 令和2年度小山町木質バイオマス発電事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について

○議長（遠藤 豪君） 日程第11 報告第9号 令和2年度小山町木質バイオマス発電事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題とします。

報告を求めます。経済産業部長 高村良文君。

○経済産業部長（高村良文君） 報告第9号 令和2年度小山町木質バイオマス発電事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書の報告についてであります。

議案書は19、20ページとなります。

20ページを御覧ください。

本件は、令和3年3月25日付で繰越明許費の設定を専決処分し、4月臨時会において御承認いただきました2件につきまして、それぞれ繰越額が確定いたしましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、報告するものでございます。

内容につきましては、令和2年度小山町木質バイオマス発電事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書に記載されておりますように、設計・監理が292万6,000円、施設復旧・整備が1億5,144万9,000円、合計1億5,437万5,000円を令和3年度へ繰越しするものでございます。

報告は以上でございます。

○議長（遠藤 豪君） 部長の報告は終わりました。本報告は、地方自治法施行令第146条第2項の規定による報告ですので、御了承願います。

日程第12 報告第10号 令和2年度小山町小山PA周辺開発事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について

○議長（遠藤 豪君） 日程第12 報告第10号 令和2年度小山町小山PA周辺開発事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題とします。

報告を求めます。経済産業部長 高村良文君。

○経済産業部長（高村良文君） 報告第10号 令和2年度小山町小山PA周辺開発事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書の報告についてであります。

議案書は21ページ、22ページとなります。

22ページを御覧ください。

本件は、令和3年小山町議会3月定例会において、繰越明許費の設定の議決をいただきました3件につきまして、それぞれ繰越額が決定いたしましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、報告するものでございます。

内容につきましては、令和2年度小山町小山PA周辺開発事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書に記載されてありますように、許認可協議・申請が501万8,000円、工事監理が1,000万円、物件移転補償が620万8,000円、合計2,122万6,000円を令和3年度へ繰越するものでございます。

報告は以上でございます。

○議長（遠藤 豪君） 部長の報告は終わりました。本報告は、地方自治法施行令第146条第2項の規定による報告ですので、御了承願います。

日程第13 報告第11号 令和2年度小山町小山PA周辺開発事業特別会計予算事故繰越し繰越計算書の報告について

○議長（遠藤 豪君） 日程第13 報告第11号 令和2年度小山町小山PA周辺開発事業特別会計予算事故繰越し繰越計算書の報告についてを議題とします。

報告を求めます。経済産業部長 高村良文君。

○経済産業部長（高村良文君） 報告第11号 令和2年度小山町小山PA周辺開発事業特別会計予算事故繰越し繰越計算書の報告についてでございます。

議案書は23ページ、24ページとなります。

24ページを御覧ください。

本件は、土地売買契約、物件移転補償契約の締結はしたものの、物件の移転に時間を要したことから年度内に完了できなかった、用地1,508万7,000円、物件・移転補償3,279万2,903円を、地

方自治法第220条第3項ただし書の規定により事故繰越しをいたしましたので、同法施行令第150条第3項の規定により報告するものでございます。

報告は以上でございます。

○議長（遠藤 豪君） 部長の報告は終わりました。本報告は、地方自治法施行令第150条第3項の規定による報告ですので、御了承願います。

日程第14 報告第12号 令和2年度小山町水道事業会計予算建設改良費繰越計算書の報告について

○議長（遠藤 豪君） 日程第14 報告第12号 令和2年度小山町水道事業会計予算建設改良費繰越計算書の報告についてを議題とします。

報告を求めます。都市基盤部長 湯山博一君。

○都市基盤部長（湯山博一君） 報告第12号 令和2年度小山町水道事業会計予算建設改良費繰越計算書の報告についてであります。

議案書は26ページを御覧ください。

本件は、藤曲地内で実施をしております町道1004号線外2路線配水管布設替工事の1,550万円及び菅沼地内で実施をしております県道沼津小山線配水管布設替工事の1,300万円の合計2件、2,850万円を、地方公営企業法第26条第1項の規定により繰越しをいたしましたので、同条第3項の規定により報告をするものであります。

繰越しの理由であります。前者の町道1004号線外2路線につきましては、民間建築工事との工程調整、後者は県が進めております県道沼津小山線改良工事との工程調整によるものであります。

なお、本年8月末までには全ての工事を完了する予定であります。

報告は以上であります。

○議長（遠藤 豪君） 部長の報告は終わりました。本報告は、地方公営企業法第26条第3項の規定による報告ですので、御了承願います。

日程第15 報告第13号 令和2年度小山町水道事業会計予算継続費繰越計算書の報告について

○議長（遠藤 豪君） 日程第15 報告第13号 令和2年度小山町水道事業会計予算継続費繰越計算書の報告についてを議題とします。

報告を求めます。都市基盤部長 湯山博一君。

○都市基盤部長（湯山博一君） 報告第13号 令和2年度小山町水道事業会計予算継続費繰越計算書の報告についてであります。

議案書は28ページを御覧ください。

本件は、令和２年度から令和４年度までの３年間で設定をしております須走低区配水場整備事業の継続事業につきまして、令和２年度事業費の未執行額を通次繰越しし、令和３年度の事業費と合わせて執行することといたしましたので、地方公営企業法施行令第18条の２第１項の規定により、報告をするものであります。

令和３年度へ通次繰越しをした額は、2,755万15円であります。

報告は以上であります。

○議長（遠藤 豪君） 部長の報告は終わりました。本報告は、地方公営企業法施行令第18条の２第１項の規定による報告ですので、御了承願います。

日程第16 同意第２号 小山町監査委員の選任について

○議長（遠藤 豪君） 日程第16 同意第２号 小山町監査委員の選任についてを議題とします。

地方自治法第117条の規定によって、池谷洋子君の退場を求めます。

（池谷洋子君 退場）

○議長（遠藤 豪君） 町長から内容説明を求めます。町長 池谷晴一君。

○町長（池谷晴一君） 同意第２号 小山町監査委員の選任についてであります。

地方自治法第196条第１項の規定により、監査委員は識見を有する者及び議員のうちからそれぞれ選任することとされております。

本案は、小山町監査委員であります藺田豊造議員から５月25日をもって辞職する旨の辞職願が提出され、議会選出の監査委員に欠員が生じたので、今回、小山町議会議員、池谷洋子議員を監査委員として選任いたしたく御提案するものであります。

御提案申し上げました池谷洋子議員は、平成15年に小山町議会議員に初当選されて以来、５期19年目となるところであります。また、令和元年５月から令和３年５月まで議会議長を務められ、人格、識見ともに優れている方で、委員として適任者でございます。

どうか御審議の上、御同意賜りたくよろしくお願いを申し上げます。

なお、任期につきましては、令和５年４月30日までとなります。

以上であります。

○議長（遠藤 豪君） 町長の説明は終わりました。これから質疑を行います。町長の説明に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案は人事案件でありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（遠藤 豪君） 御異議なしと認めます。したがって、本案は討論を省略し、直ちに採決することに決定しました。

これから採決します。

同意第2号は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(遠藤 豪君) 起立全員であります。したがって、同意第2号はこれに同意することに決定しました。

ここで、池谷洋子君の入場を求めます。

(池谷洋子君 入場)

○議長(遠藤 豪君) ただいま議題となりました小山町監査委員の選任について、池谷洋子君が議場におられますので、同意された旨、告知します。

日程第17 議案第55号 工事請負契約の締結について(令和3年度防災・安全社会資本整備交付金事業 町道富士学校線電線共同溝設置工事)

○議長(遠藤 豪君) 日程第17 議案第55号 工事請負契約の締結について(令和3年度防災・安全社会資本整備交付金事業 町道富士学校線電線共同溝設置工事)を議題とします。

補足説明を求めます。都市基盤部長 湯山博一君。

○都市基盤部長(湯山博一君) 議案第55号 工事請負契約の締結についてであります。

議案書は29ページからであります。

本案は、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例に基づき、令和3年度防災・安全社会資本整備交付金事業 町道富士学校線電線共同溝設置工事について、工事請負契約を締結しようとするため、議会の議決を求めるものであります。

議案書の30ページ、31ページを御覧ください。

本工事は、陸上自衛隊富士駐屯地正門前を起点とし、屏風沢第二宿舍付近までの区間について電線共同溝設置工事を施工するものであり、施工延長は406.7メートルであります。

工事の主な内容であります。電線共同溝工、左側325.8メートル、右側406.7メートル、プレキャストボックス工14か所であります。

工事入札は、去る5月25日に町内業者8者による指名競争入札を執行したところ、臼幸産業株式会社が1億5,500万円で落札決定し、消費税相当額1,550万円を加え、1億7,050万円で工事請負契約を締結するものであります。

なお、工事の完成予定期日は、令和4年3月30日を予定しております。

説明は以上であります。

○議長(遠藤 豪君) 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○3番（小林千江子君） この無電柱化事業ですけれども、その目的として、大きく三つのことが挙げられます。

まず、一つ目に、景観の阻害要因となる電柱、電線無くし、観光地の良好な景観を形成すること。

二つ目に、無電柱化により歩道の有効幅を広げることで、通行空間の安全性や快適性の確保を得られること。

三つ目に、地震や津波、台風などにおける大規模災害が起きた際に、電柱等が倒壊することによる道路の寸断防止など、減災対策として進められており、2017年に無電柱化推進条例が可決されるなど国も推進している事業です。

これら目的から考察いたしましても、須走本通り沿いではなく、車や人の往来が少なく、住宅もない富士学校線を優先して無電柱化することは、本来の趣旨から少し外れてしまっているのではないのかなと私は感じます。

特に、須走本通りにおける無電柱化は、住民との複数回にわたり話し合いが持たれ、最終的には住民からの合意を得るまでに至ったと聞き及んでおります。

しかしながら、当局側は、須走本通り沿いにおける無電柱化ではなく、陸上自衛隊富士学校正門前を起点とする町道富士学校線は無電柱化するとされております。住民との話し合いが行われ、合意まで得られたにもかかわらず、なぜそちらを優先せず富士学校沿いに着手することになったのか、その経緯の詳細をお伺いいたします。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○都市基盤部長（湯山博一君） 小林議員にお答えいたします。

まず、須走の無電柱化の全体計画区間でありまして、須走の東の防災センターから今の屏風沢の宿舎の付近までを全体計画として国には上げております。

その中で、なぜここを優先するかという御質問でありますけれども、まず、本通りにつきましては、県道であるということで、直接的な管理者は県でありますので町が何かをするということが直接できません。もちろん道路法の手続の中で、県道を町が施工するという手続はあるんですけれども、それについてはかなり時間を要するということと、もう1点が、本通りにつきましては、両側に既にぎっしり民家、店舗等もありますので、工事をする際にその民家の影響等をいろいろ考えたところ、まずは全体計画案の中の富士学校線を先に先行してやろうというふうに決めました。

全員協議会等でも説明しましたとおり、本通りについて計画はないかということ、それはずっと計画が残りますので、当然県との調整の結果とか、それから地元との協議は調っていますけれども、実際に具体的に工事着工するときの障害であるとか、課題であるとか、そこら辺を解決して、順次、相当な期間を要すると思いますけれども、進めていこうと考えております。

以上です。

○議長（遠藤 豪君） 質疑はありませんか。

○3番（小林千江子君） はい、ございません。ありがとうございます。

○議長（遠藤 豪君） ほかに質疑はありませんか。

なければ、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

議案第55号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛 成 者 起 立）

○議長（遠藤 豪君） 起立全員です。したがって、議案第55号は原案のとおり可決されました。

それでは、ここで10分間休憩します。

午前11時00分 休憩

午前11時10分 再開

○議長（遠藤 豪君） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第18 議案第56号 工事請負契約（変更）の締結について（令和2年度防災・安全社会資本整備交付金事業 町道1181号線（坪入橋）橋梁補修工事）

○議長（遠藤 豪君） 日程第18 議案第56号 工事請負契約（変更）の締結について（令和2年度防災・安全社会資本整備交付金事業 町道1181号線（坪入橋）橋梁補修工事）を議題とします。

補足説明を求めます。都市基盤部長 湯山博一君。

○都市基盤部長（湯山博一君） 議案第56号 工事請負契約（変更）の締結についてであります。議案書は32ページからであります。

本案は、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例に基づき、令和2年度防災・安全社会資本整備交付金事業 町道1181号線（坪入橋）橋梁補修工事について、設計の一部変更による工事請負契約の変更契約を締結しようとするため、議会の議決を求めるものであります。

議案書の34ページを御覧ください。

変更の主な内容は、当初、橋梁下部工の支承工部材については市場製品により施工する計画としておりましたが、現場で足場を組み現地調査を実施した結果、市場製品では施工ができないことが判明し、工場製作による特殊品への仕様変更が余儀なくされました。

以上のことから、支承補修工が増額となり、工事請負契約を変更するものであります。

変更による増額は490万6,000円で、総額6,430万6,000円となり、うち消費税相当額は584万6,000円であります。

なお、工事の完成予定期日に変更はなく、令和3年7月30日を予定しております。

説明は以上であります。

○議長（遠藤 豪君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

議案第56号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛 成 者 起 立）

○議長（遠藤 豪君） 起立全員です。したがって、議案第56号は原案のとおり可決されました。

日程第19 議案第57号 財産の取得について（令和3年度東富士演習場周辺無線放送施設設置助成事業 小山町防災行政無線デジタル化整備 戸別受信機購入事業）

○議長（遠藤 豪君） 日程第19 議案第57号 財産の取得について（令和3年度東富士演習場周辺無線放送施設設置助成事業 小山町防災行政無線デジタル化整備 戸別受信機購入事業）を議題とします。

補足説明を求めます。危機管理局長 遠藤正樹君。

○危機管理局長（遠藤正樹君） 議案第57号 財産の取得についてであります。

議案書は35ページを御覧ください。

本案は、令和3年度東富士演習場周辺無線放送施設設置助成事業によるデジタル戸別受信機の購入であり、地方自治法及び小山町条例の規定に基づき、議会の議決をお願いするものであります。

事業の概要は、昨年度整備をいたしました小山町防災行政無線固定系設備のデジタル化整備工事に伴い、デジタル戸別受信機を1,380台購入するものであります。

契約方法ですが、去る5月25日に7者による指名競争入札を執行いたしましたところ、平野電気有限会社が6,141万円で落札決定し、消費税相当額614万1,000円を加え、6,755万1,000円で売買契約を締結するものであります。

なお、完成予定期日は、令和4年3月24日を予定しております。

説明は以上であります。

○議長（遠藤 豪君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

議案第57号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛 成 者 起 立)

○議長(遠藤 豪君) 起立全員です。したがって、議案第57号は原案のとおり可決されました。

日程第20 議案第58号 町有財産の譲与について(落合区コミュニティセンター)

○議長(遠藤 豪君) 日程第20 議案第58号 町有財産の譲与について(落合区コミュニティセンター)を議題とします。

補足説明を求めます。企画総務部長 小野一彦君。

○企画総務部長(小野一彦君) 議案第58号 町有財産の譲与についてであります。

小山町立落合区コミュニティセンターは、区のコミュニティ活動の拠点として、昭和62年度に建設し、平成18年度から所在する落合区が指定管理者となり施設の管理運営を行っております。

このたび、落合区が当該施設の所有を目的として認可地縁団体となり、令和3年5月17日付で譲与申請書が提出されましたので、譲与を行うものであります。

なお、譲与の日は、令和3年7月1日としております。

説明は以上であります。

○議長(遠藤 豪君) 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第58号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(遠藤 豪君) 御異議なしと認めます。したがって、議案第58号は、所管の総務建設委員会に付託することに決定しました。

日程第21 議案第59号 町有財産の譲与について(中島区コミュニティセンター)

○議長(遠藤 豪君) 日程第21 議案第59号 町有財産の譲与について(中島区コミュニティセンター)を議題とします。

補足説明を求めます。企画総務部長 小野一彦君。

○企画総務部長(小野一彦君) 議案第59号 町有財産の譲与についてであります。

小山町立中島区コミュニティセンターは、区のコミュニティ活動の拠点として、昭和62年度に建設し、平成18年度から所在する中島区が指定管理者となり施設の管理運営を行っております。

このたび、中島区が当該施設の所有を目的として認可地縁団体となり、令和3年5月14日付で

譲与申請書が提出されましたので、譲与を行うものであります。

なお、譲与の日は、令和3年7月1日としております。

説明は以上であります。

○議長（遠藤 豪君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第59号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（遠藤 豪君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第59号は、所管の総務建設委員会に付託することに決定しました。

日程第22 議案第60号 小山町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（遠藤 豪君） 日程第22 議案第60号 小山町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

補足説明を求めます。教育次長 長田忠典君。

○教育次長（長田忠典君） 議案第60号 小山町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

議案書は38ページからになります。

本案は、本年3月に制定しました小山町スポーツ振興条例の規定に基づき設置するスポーツ振興審議会の委員報酬を規定するものであります。

改正の内容は、スポーツ振興審議会委員の報酬を、本町の指針に基づき日額4,000円と定め、本条例の別表第1に追加するものであります。

なお、本条例の施行する日は、公布の日からと定めております。

以上であります。

○議長（遠藤 豪君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第60号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の文教厚生委員会に付託することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（遠藤 豪君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第60号は、所管の文教厚生委員会に付託することに決定しました。

日程第23 議案第61号 小山町立区コミュニティ供用施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（遠藤 豪君） 日程第23 議案第61号 小山町立区コミュニティ供用施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

補足説明を求めます。企画総務部長 小野一彦君。

○企画総務部長（小野一彦君） 議案第61号 小山町立区コミュニティ供用施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

現在、町内に7か所ある町立の区コミュニティセンターについては、所在する区が指定管理者となり、本条例に基づいて施設の管理運営を行っています。

このたび、町立落合区コミュニティセンター及び中島区コミュニティセンターの2施設をそれぞれの区に譲与することに伴い、本条例の一部を改正するものです。

改正内容につきましては、第2条中第4号及び第5号を削り、第6号と第7号を2号ずつ繰り上げるものであります。

なお、施行日は、令和3年7月1日としております。

また、両コミュニティセンターに係る指定管理者の指定期間は、平成18年4月1日から令和9年3月31日までとなっておりますが、本条例の一部改正に伴い指定管理者の指定も消滅となります。

説明は以上であります。

○議長（遠藤 豪君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第61号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（遠藤 豪君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第61号は、所管の総務建設委員会に付託することに決定しました。

日程第24 議案第62号 小山町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

○議長（遠藤 豪君） 日程第24 議案第62号 小山町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

補足説明を求めます。教育次長 長田忠典君。

○**教育次長（長田忠典君）** 議案第62号 小山町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてであります。

議案書は41ページになります。

本案は、国の内閣府令で定める特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正に伴い、条例の一部を改正するものであります。

0歳から2歳までの保育を提供する小規模保育事業等を行う施設は、3歳以降、卒園後の受皿として連携協力を行うこども園等を確保しなければならないとされております。ただし、確保が困難な場合は、事業所内保育事業に係る施設等を連携協力施設とすることができることとされております。

今回の改正では、この連携協力施設に、0歳から5歳児までの保育等を行うことができる国家戦略特別区域小規模保育事業を行う事業所を追加するものであります。

なお、本町においては、小規模保育事業等を行っている施設は該当がないことから、改正による影響は特にございません。

改正内容であります。御手元の条例改正資料、新旧対照表の5ページ、6ページをお開きください。

第42条第5項に「国家戦略特別区域法第12条の4第1項に規定する国家戦略特別区域小規模保育事業を行う事業所」を加えるものであります。

なお、施行日は、公布の日からとしております。

説明は以上です。

○**議長（遠藤 豪君）** 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第62号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の文教厚生委員会に付託することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○**議長（遠藤 豪君）** 御異議なしと認めます。したがって、議案第62号は、所管の文教厚生委員会に付託することに決定しました。

日程第25 議案第63号 小山町介護保険条例の一部を改正する条例について

○**議長（遠藤 豪君）** 日程第25 議案第63号 小山町介護保険条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

補足説明を求めます。住民福祉部長 渡邊啓貢君。

○**住民福祉部長（渡邊啓貢君）** 議案第63号 小山町介護保険条例の一部を改正する条例についてであります。

議案書、42ページからになります。

第1号被保険者の介護保険料につきまして、国から新型コロナウイルス感染症の影響下において、一定の要件を満たした方に行う介護保険料の減免に対する財政支援が令和3年度分においても示されました。

このことに伴い、本町でも国の財政支援を踏まえた減免措置を行うため、小山町介護保険条例の一部を改正するものです。

今回の減免は、令和2年度分同様に、新型コロナウイルス感染症対策の時限的な規定であるため、本則ではなく、附則第8条を改正することにより対応するものです。

この改正により、減免の対象となるのは、令和2年2月1日から令和3年3月31日だったものを1年間延長し、令和4年3月31日までに納期限を迎える保険料となります。

また、附則第9条におきまして、第1号被保険者の令和3年度から令和5年度までの介護保険料の算定に関する基準の特例を追加しました。

これは、所得税法改正に伴い、給与所得と公的年金等の控除が10万円減額されることから、収入額が前年と同じでも所得段階が上がってしまうといった不利益が生じる可能性があるため、介護保険料の段階判定に用いる合計所得金額の算定に当たっては、10万円を控除した額を用いることとしております。

最後に、附則で本条例の施行日を規定しております。

以上であります。

○議長（遠藤 豪君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第63号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の文教厚生委員会に付託することにしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（遠藤 豪君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第63号は、所管の文教厚生委員会に付託することに決定しました。

日程第26 議案第64号 小山町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例及び小山町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について

○議長（遠藤 豪君） 日程第26 議案第64号 小山町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める

条例及び小山町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

補足説明を求めます。住民福祉部長 渡邊啓貢君。

○住民福祉部長（渡邊啓貢君） 議案第64号 小山町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例及び小山町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例についてであります。

議案書は45ページからになります。

本案は、介護保険制度の改正が行われ、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令が公布施行されたことに伴い、関係する二つの条例の一部改正をまとめて行うものであります。

第1条といたしまして、小山町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正しています。

主な改正点は、基本方針に利用者の人権擁護、虐待の防止等のための必要な体制整備と従事者への研修等の強化を義務づけるなどの条文を追加するとともに、ハラスメント対策や業務継続計画の策定、感染症の発生や蔓延を防止、虐待の発生や再発を防止するための措置の義務づけ、会議や多職種連携におけるICTの活用、利用者への説明や同意等に電磁的方法による対応を原則認めることなどについて、条文の改正や追加、文言の修正を行っております。

第2条で、小山町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正しております。

主な改正点は、基本方針に利用者の人権擁護、虐待の防止等のための必要な体制整備と従事者への研修等の強化を義務づけるなどの条文を追加しております。

最後に、附則において、条例の施行日を公布の日からとすることと、改正内容の対応についての経過措置を規定しております。

以上であります。

○議長（遠藤 豪君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第64号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の文教厚生委員会に付託することにしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（遠藤 豪君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第64号は、所管の文教厚生委員会に付託することに決定しました。

日程第27 議案第65号 小山町下水道条例の一部を改正する条例について

○議長（遠藤 豪君） 日程第27 議案第65号 小山町下水道条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

補足説明を求めます。都市基盤部長 湯山博一君。

○都市基盤部長（湯山博一君） 議案第65号 小山町下水道条例の一部を改正する条例についてであります。

議案書は51ページからであります。

下水道事業は、生活環境の改善、水質保全などを目的とし、下水道使用料を維持管理費用の主な財源として事業を運営しているところです。

当町の下水道使用料につきましては、直近で平成26年4月に改定し現在に至っておりますが、人口減少や節水意識の高まりなど生活環境の変化による汚水量の減少と、耐用年数を迎えた老朽施設の増加や、近い将来到達する管路の老朽化等への対策として必要な施設の補修及び更新など、維持管理費の増加による経営の悪化が懸念をされているところです。

このような状況の中で、令和元年9月に小山町上下水道審議会に水道料金と併せて下水道使用料の在り方について諮問をし、令和2年1月に答申をいただきました。

答申の内容であります。公共下水道事業が須走地区だけであることや、建設当時の地元との協議内容を尊重しつつ、受益者負担の観点から、極力使用料で維持管理費を賄うため使用料の改定が必要というもので、この答申内容どおりの改正を行おうとするものであります。

それでは、条例改正資料、新旧対照表の23ページ、24ページを御覧ください。

第22条では、使用料の徴収について規定をしており、消費税等について明確に規定し、従来の内税表示から消費税等を含まない外税表示とし、結果的に改定率は一律10%となります。

なお、改正後の第22条及び別表の規定は、令和3年12月1日以降の使用料算定について適用しますが、施行日前から継続して使用している使用者に限り、同日以降の最初の使用料算定については、なお従前の例とするものであります。

説明は以上であります。

○議長（遠藤 豪君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第65号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（遠藤 豪君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第65号は、所管の総務建設委員会に付託することに決定しました。

日程第28 議案第66号 小山町給水条例の一部を改正する条例について

○議長（遠藤 豪君） 日程第28 議案第66号 小山町給水条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

補足説明を求めます。都市基盤部長 湯山博一君。

○都市基盤部長（湯山博一君） 議案第66号 小山町給水条例の一部を改正する条例についてであります。

議案書は53ページからであります。

生活を支える重要な社会基盤であります水道事業は、地方公営企業法の規定による経営の基本原則に基づき、水道料金収入を主財源とし、独立採算制で事業を運営しているところです。

本町の水道料金は、平成26年4月に改定し現在に至っておりますが、人口減少に伴う水需要の伸び悩みと、施設や管路の老朽化、頻発する自然災害への対応のため、計画的な施設の更新や耐震化など、維持管理費用の増加が見込まれ、経営の悪化が懸念されています。

このような状況を踏まえ、先ほど、議案第65号 小山町下水道条例の一部を改正する条例の補足説明でも申し上げましたが、令和元年9月に小山町上下水道審議会に水道料金の在り方について諮問をし、令和2年1月に答申をいただきました。

答申の内容は、向こう5年間の経営見通しと家計等への影響などを考慮し検討いただき、健全な財政運営を維持するため、使用者に過度な負担をかけないように考慮した上で料金改定が必要であるというもので、答申内容どおりの改正を行おうとするものであります。

それでは、条例改正資料、新旧対照表の25ページ、26ページを御覧ください。

第24条では水道料金について規定をしており、消費税等について明確に規定し、基本使用料をそれぞれ表のとおり改正をいたしました。

また、超過料金は、1立方メートル当たり、税込み90円を税抜き110円といたしました。

次の第30条では、第24条で消費税を外税表示にしたことに伴い、文言の整理をしたものであります。

なお、改正後の第24条及び第30条の規定は、令和3年12月1日以降の検針による料金算定について適用しますが、施行日前から継続して使用している使用者に限り、同日以降の最初の検針による料金算定については、なお従前の例とするものであります。

説明は以上であります。

○議長（遠藤 豪君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第66号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(遠藤 豪君) 御異議なしと認めます。したがって、議案第66号は、所管の総務建設委員会に付託することに決定しました。

日程第29 議案第67号 令和3年度小山町一般会計補正予算(第3号)

○議長(遠藤 豪君) 日程第29 議案第67号 令和3年度小山町一般会計補正予算(第3号)を議題とします。

補正説明を求めます。企画総務部長 小野一彦君。

○企画総務部長(小野一彦君) 議案第67号 令和3年度小山町一般会計補正予算(第3号)についてであります。

今回の補正は、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ1,104万9,000円を追加し、予算の総額を115億2,240万円とするものであります。

初めに、歳入について御説明いたします。

補正予算書の6ページをお開きください。

19款1項4目教育費寄附金を104万9,000円増額しますのは、北郷小・北郷中学校備品等購入及び芸術鑑賞会、マラソンフェスタ、市町対抗駅伝のために綱山五徳会様から御寄附をいただくものであります。

次に、20款2項4目総合計画推進基金繰入金を1,000万円増額しますのは、町道2144号線測量設計の財源に充てるため繰入れするものであります。

次に、歳出予算のうち、人件費関係の補正について御説明いたします。

4月の人事異動に伴う一般職などの人件費及び会計年度任用職員の報酬について補正するもので、人件費全体の増減はありません。

次に、人件費を除いた歳出予算について御説明いたします。

15ページをお願いします。

16ページにかけて、7款2項3目町道整備事業費、説明欄(2)町道整備事業費を1,000万円増額しますのは、町道2144号線の測量設計を行う委託料であります。

次に、17ページ、9款2項1目学校管理費、説明欄(2)小学校管理運営費を48万1,000円増額しますのは、ポスタープリンター及びその消耗品などの購入が主なものであります。

次に、18ページ、同じく3項1目学校管理費、説明欄(2)中学校管理運営費を79万2,000円増額しますのは、プロジェクターの購入費であります。

最後に、12款1項1目予備費を22万4,000円減額しますのは、今回の補正により生じる歳入歳出の差額を調整するものであります。

説明は以上であります。

○議長（遠藤 豪君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○12番（鈴木 豊君） 1点だけ質問いたします。

この補正予算の歳出で、先ほど部長が申しましたように、人事異動で人件費が補正されたということですが、私としましては、4月から2か月しかたっていない6月に補正するというのは疑問があります。当初の人事管理に問題があったんじゃないかと思われそうですが、この人件費の補正の要因は、人事異動と先ほど申しましたけれども、ほかに何か要因があったら。

本来的には、9月とか12月とか、もっと先に人件費の補正というのはあるべきものでありますもので、この6月にしたという原因は何であるかをもう1回再度お伺いしたいと思います。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○企画総務部長（小野一彦君） 鈴木議員にお答えいたします。

議員御指摘のとおり、通常であれば、年度の中盤から後半にかけて、そのときの不足分を補正するのが一般的であります。今回は会計年度任用職員の報酬等で従来と予算の組立てが、相当中身が変わっているということで、正直申しまして、9月まで現在の予算ではもたないということで、9月までの足りない分を足らなくならないように補正をしているものです。

この後、予定としましては、9月議会、それから例年どおりの12月議会において、通常の人件費の補正をする予定であります。

説明は以上です。

○議長（遠藤 豪君） ほかに質疑はありませんか。

なければ、これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第67号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会、文教厚生委員会に付託することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（遠藤 豪君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第67号は、所管の総務建設委員会、文教厚生委員会に付託することに決定しました。

日程第30 認定第1号 令和2年度小山町新産業集積エリア造成事業特別会計歳入歳出決算

○議長（遠藤 豪君） 日程第30 認定第1号 令和2年度小山町新産業集積エリア造成事業特別会計歳入歳出決算を議題とします。

補足説明を求めます。経済産業部長 高村良文君。

○経済産業部長（高村良文君） 認定第1号 令和2年度小山町新産業集積エリア造成事業特別会計歳入歳出決算につきまして、説明させていただきます。

決算書は別冊となっております。

5ページを御覧ください。

初めに、歳入について御説明いたします。

1 款 1 項 1 目 1 節繰越金 7 億 6,915 万 5,398 円は、令和元年度からの繰越金であります。

次に、歳出について御説明いたします。

6 ページを御覧ください。

1 款 1 項 1 目 26 節公課費 4,754 万 1,800 円は、本造成事業において発生いたしました産業廃棄物の処理にかかる三重県産業廃棄物税を支出したものでございます。

次に、2 款 1 項 1 目 27 節繰出金 7 億 2,161 万 3,598 円は、平成 27 年度から本町が実施しております小山町新産業集積エリア造成事業につきまして、用地取得業務、造成工事が完了し、事業協力者である大和ハウス工業株式会社との清算が完了したことから、残余金を一般会計へ繰出ししたものであります。

最後に、実質収支について御説明いたします。

7 ページを御覧ください。

本事業特別会計の実質収支は、歳入総額 7 億 6,915 万 5,000 円、歳出総額 7 億 6,915 万 5,000 円で、差引額はゼロ円となり、実質収支額も同額となります。

以上で、小山町新産業集積エリア造成事業特別会計歳入歳出決算の補足説明を終わります。

なお、新産業集積エリアでの造成事業は完了となりますが、今後、事業協力者と連携し、企業誘致を進めることにより企業の投資による施設整備や地元雇用への創出につながるよう、引き続き努めてまいります。

以上でございます。

○議長（遠藤 豪君） 補足説明が終了しました。

次に、監査委員から、決算審査意見を求めます。監査委員 池谷 浩君。

○代表監査委員（池谷 浩君） ただいまより、令和 3 年 4 月 28 日付、小監第 5 号にて小山町長に提出いたしました、令和 2 年度小山町新産業集積エリア造成事業特別会計歳入歳出決算意見書の要点について御報告申し上げます。

なお、審査の結果は、審査当時監査委員でありました藺田監査委員も同意見でございますので、私から御報告いたします。

今回の決算審査は、小山町新産業集積エリア造成事業特別会計が令和 3 年 4 月 1 日に廃止されたことによるものであります。

審査は 4 月 27 日及び 28 日に、公正不偏の姿勢で実施いたしました。

審査に当たっては、小山町監査基準に準拠して実施し、決算計数は正確であるか、予算の執行は適正かつ効率的に行われたか、会計経理事務は関連法規に適合して処理されているか等に重点を置き、慎重に審査を実施いたしました。

それでは、審査の結果を報告いたします。

審査の結果、財務に関する事務の執行、経営に関わる事業の管理、その他の事務の執行については、審査した範囲内において、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を上げるという地方自治法の趣旨の実現のため、おおむね適正かつ効率的に執行されておりました。

御手元の審査意見書、1 ページを御覧ください。

審査に付された小山町新産業集積エリア造成事業特別会計歳入歳出決算書等の書類は、関係法令の規定に沿って作成されており、決算計数は関係帳簿及び証拠書類と照合した結果、誤りのないものと認められました。

次に、予算の執行状況については、議決の趣旨に沿っておおむね適正に執行されており、所期の目的を達成しているものと認められました。

会計経理事務については、毎月行っております例月出納検査を参考に審査を実施し、適正に処理されていると認められました。

令和2年度の決算収支の内容ですが、2 ページの決算収支の状況を御覧ください。

収入済額は、繰越金 7 億6,915 万5,000 円でありました。

支出済額は、公課費 4,754 万2,000 円及び一般会計繰出金 7 億2,161 万3,000 円でありました。

収入総額は 7 億6,915 万5,000 円、歳出総額は 7 億6,915 万5,000 円、歳入歳出差引額は 0 円でありました。

繰越残高も 0 円となり、これは特別会計廃止によるものであります。

決算審査は、令和2年度小山町新産業集積エリア造成事業特別会計歳入歳出決算について、計数の確認、予算執行及び財政運営の決算計数について行いました。

小山町新産業集積エリア造成事業特別会計は、沿岸部からの工場移転の受皿としながら、雇用の創出をはじめとする小山町の活性化に寄与する工業団地の造成事業実施に大きな進展をもたらし、今後の小山町の礎となる職の供給に大きく貢献したものであります。

また、新産業集積エリア造成事業特別会計で実施された湯船原新産業集積エリア開発事業において、計画段階から廃棄物処理までの一連の業務把握や課題整理を行い、事務処理上の改善点等を検証し、必要な対応措置の検討を行うため設置された小山町湯船原新産業集積エリア開発事業に係る業務検証委員会において、発生原因の分析などにより課題を検証し、今後の業務改善や透明性確保と説明責任の充実に向けた検討が行われております。

当該検証委員会の検証が、今後の事務事業全般における業務改善や透明性確保と説明責任の充実に活かされることを望みます。

以上、令和2年度小山町新産業集積エリア造成事業特別会計歳入歳出決算意見書の要点でございます。

報告を終わります。

○議長（遠藤 豪君） これで監査報告を終わります。これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております認定第1号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（遠藤 豪君） 御異議なしと認めます。したがって、認定第1号は、所管の総務建設委員会に付託することに決定しました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

次回は、6月10日木曜日 午前10時開議

通告による一般質問を行います。

本日はこれで散会します。

午後0時01分 散会

この会議録は事実と相違ない事を認めここに署名する

議	会	議	長	遠	藤	豪
署	名	議	員	室	伏	勉
署	名	議	員	室	伏	辰彦

令和3年第5回小山町議会6月定例会会議録

令和3年6月10日（第2日）

召 集 の 場 所 小山町役場議場

開 議 午前10時00分 宣告

出席議員	1番	室伏 勉君	2番	室伏 辰彦君
	3番	小林千江子君	4番	佐藤 省三君
	5番	岩田 治和君	6番	池谷 弘君
	7番	高畑 博行君	8番	渡辺 悦郎君
	9番	藺田 豊造君	10番	米山 千晴君
	11番	池谷 洋子君	12番	鈴木 豊君
	13番	遠藤 豪君		

欠 席 議 員 なし

説明のために出席した者

町 長	池谷 晴一君	副 町 長	大森 康弘君
教 育 長	高橋 正彦君	理 事	増井 重広君
企画総務部長	小野 一彦君	危機管理局長	遠藤 正樹君
住民福祉部長	渡邊 啓貢君	経済産業部長	高村 良文君
都市基盤部長	湯山 博一君	オリンピック・パラリンピック推進局長	池谷 精市君
教育次長	長田 忠典君	企画政策課長	勝又 徳之君
総務課長	池田 馨君	健康増進課長	小野 正彦君
商工観光課長	渡邊 辰雄君	こども育成課長	大庭 和広君
生涯学習課長	平野 正紀君	人口政策推進室長	石田 洋丈君
総務課課長補佐	渡邊 徹君		

職務のために出席した者

議会事務局長	後藤 喜昭君	議会事務局書記	池谷 孝幸君
会議録署名議員	1番 室伏 勉君	2番 室伏 辰彦君	

散 会 午後1時40分

(議 事 日 程)

日程第 1 一般質問

7 番 高畑博行君

1. 本町における新型コロナワクチン接種の現状と見通しは
2. SDG s の目標実現に向けた具体的な取り組みは

12 番 鈴木 豊君

1. 町内商店街の活性化対策について
2. 新型コロナウイルスワクチンの接種対応について

4 番 佐藤省三君

1. 令和 3 年度の小山町の教育の方針について

1 番 室伏 勉君

1. 町政のデジタル化の推進について

5 番 岩田治和君

1. 若者が定住しやすい環境の整備について

議

事

午前 10 時 00 分 開議

○議長（遠藤 豪君） 本日は御苦労さまです。

ここで報告します。新型コロナウイルス感染防止のため、議場内ではマスクを着用することとします。

また、議員の発言時間は、5 月 20 日開催の議員懇談会で申し合わせたとおり、個人質問については再質問を含めて、15 分以内とします。

ただいま出席議員は 13 人です。出席議員が定足数に達しておりますので、小山町議会は成立しました。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめ配付しましたとおりですから、朗読を省略します。

議員の質問場所については、一括質問一括答弁方式の場合は、最初は執行機関の壇にて質問し、再質問からは議員側の壇で、一問一答方式の場合は、最初から議員側の壇で質問を行います。

当局の答弁場所については、一括質問一括答弁方式の場合は登壇にて答弁を、一問一答方式の場合は、大項目の最初の答弁は登壇にて答弁し、次の質問からは自席にて答弁を行うことといたします。再質問の答弁は、全て自席で答弁を行うこととしておりますので、御協力をお願いいたします。

日程第 1 一般質問

○議長（遠藤 豪君） 日程第 1 これより一般質問を行います。通告順により、順次発言を許します。

初めに、7 番 高畑博行君。

○7 番（高畑博行君） 私は通告に従い、2 件の問題について一問一答方式で質問させていただきます。

最初は、本町における新型コロナワクチン接種の現状と見通しはの質問です。本町の新型コロナワクチン接種は、まず、65 歳以上の高齢者を対象にして、4 月 26 日予約受付開始、5 月 12 日接種開始というスケジュールで始まりました。

4 月 26 日開放分の予約は 1,080 人、5 月 17 日開放分の予約は 2,869 人、合計で 3,949 人となり、65 歳以上の 1 回目接種予約率は 73.5%だといいます。内訳は、電話予約が 1,020 人、ウェブ予約が 2,929 人ということです。更に、5 月 26 日から予約の再開がされ、5 月 27 日現在で、4,379 人で 81.5%の予約状況だという報道がありました。

特に今回の 4 月 26 日、申込当日は電話もウェブも大変混んでおり、なかなかつながりませんでした。電話が繋がらずに困った方々の中には、本庁舎や健康福祉会館の窓口に行きつた人

もおられたと聞きます。慌てなくても必ず接種できるわけですが、我先にという心理が働いたのでしょう。それは仕方ないことです。

そこで、これまでの予約申込みや、接種状況と今後の見通しについて質問します。

まず、町長に伺います。新型コロナワクチン接種については、国からの供給量が前提になるので、町独自の考えだけで進めるわけにはいきません。しかし、限られた量でも有効かつ迅速に接種するために、町がやるべきことは数多くあります。

この間の3回の予約受付や実際の接種をしていく中で、本町としては、どうであったのか。今後残る接種に活かすためにも良かった点、改善すべき点など町長の感想と考えをお聞きいたします。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○町長（池谷晴一君） 高畑議員にお答えをいたします。

予約受付開始時には、国から示されたワクチン供給量が少なかったことから、十分な予約枠を設けることができなく、電話予約やウェブ予約がつながりにくい状態が続き、町民の皆様には大変御迷惑をおかけいたしました。

ワクチン接種の予約につきましては、電話回線数やサーバーの強化を行い、改善を図っております。実際の接種につきましては、5月12日から接種を開始いたしました。接種の人数は120人から始め140人、160人、180人と徐々に数を増やし、会場の流れ等を検証することにより、日々改善を図っております。

また、従事される医師や看護師等の御協力によりスムーズな接種が実施され、当初最大180人の接種でしたが、短時間で接種できることが分かったことから、6月28日からは222人まで増やすこととして、予約の受付を実施しております。

今回の接種に従事する医師や看護師の方々につきましては、通常の勤務に加え、昼休みの時間を返上して町民への集団接種業務に従事していただいております。本来に感謝をしております。これからも町民の皆様が安心して生活ができるよう、オール小山でチーム一丸となって、ワクチン接種を進めてまいりたいと考えております。

以上であります。

○7番（高畑博行君） それでは、具体的な質問をさせていただきます。

4月26日開放分の予約申込当日は、先ほど述べたように、電話回線もウェブ回線も大変混み合い、なかなかつながりませんでした。これは予約システムの委託会社が本町と同じである御殿場市と予約開始日が重なったことも原因しているようです。これらの混乱は、本町だけでなく、他の市町でも起こった現象です。

そこで、本町では、4月26日の1回目の予約の反省を活かして、5月17日以降の2回目の予約再開の受付をどのように対応したのか、教えていただきたいと思います。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○住民福祉部長（渡邊啓貢君） 高畑議員にお答えします。

電話がつながりにくい状況につきましては回線数を増やし、ウェブにつきましてはデータベースのサーバーのCPUの増設を行いました。また、全戸配布により接種日をカレンダーに記載し、接種を希望する方は全員接種できるので、焦らず、慌てず予約をしていただくよう周知を行いました。

以上であります。

○7番（高畑博行君） ただいまの答弁に対してお聞きします。

現段階では高齢者の予約ですが、これが60歳未満の一般の方の予約となったら、今まで以上の混乱が予想されます。特に、電話よりスマホによる予約の増加が予想されるので、更なるCPUの増設をした方がいいのではないのでしょうか。その点でのお考えを伺いたいと思います。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○住民福祉部長（渡邊啓貢君） 再質問にお答えします。

ウェブ予約につきましては、CPUを増設することにより、1分間に6万件のアクセスに対応しております。このため、今後つながりにくい状況はないと考えております。

○7番（高畑博行君） では、次の質問です。

私も既に2回の接種済みなのですが、ワクチン接種に当たり、接種会場である総合文化会館金太郎ホールでの多くのスタッフの方々の献身的で手際よい受付、問診、接種、誘導の体制づくりや動きに私は感心しました。

そこで、会場で各任務を担ってくださったスタッフはどういう方が当たってくださったのか、教えてください。聞けば、自治体の中には、人材派遣会社をお願いしてスタッフの確保をしているところもあるという話も耳にしているからです。

また、接種会場では、非接種者は動かず担当者が動くシステムも素晴らしいアイデアだと思いましたが、人の流れや体制づくりでの担当課としての評価をお聞きします。

更に、アナフィラキシーショックや発熱、腕の腫れなどの副反応の例はなかったのかも併せてお聞きしたいと思います。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○住民福祉部長（渡邊啓貢君） 従事するスタッフは、医師、看護師、保健委員、婦人会役員、そして役場職員であります。

担当課の評価につきましては、議員御指摘のとおり、来場した高齢者は動かず、医師をはじめとするスタッフが動く方法を取ることで、会場に来られた方の負担軽減と転倒等のリスク回避が図られております。また、問診、接種、接種後の事務処理、経過観察がスムーズに行われていると考えております。接種を行った町民の方からも、安心して接種ができたという高い評価をいただいております。

なお、小山町の集団接種会場では、重篤なアナフィラキシーショックなどの副反応はありません。

○7番（高畑博行君） 次の質問です。

マスコミでは、自治体三役の優先接種が問題視され、連日報道されました。本町は、医療関係者用接種分の余剰分を廃棄する無駄を防ぐために、三役と担当職員に接種したようです。

私は、余剰分であったのなら、コロナ禍において危機管理上多くの人との接触がある三役や担当職員の接種は、マスコミ等で取り上げた事例とは若干異なるので許されるのかなとは思いますが、アナウンスが遅きに失した感は否めません。

余剰ワクチンについては、今後も、突然のキャンセルや1瓶から6接種分を取り出すことから、余剰分が発生することは当然あり得ます。これらの余剰分ワクチンも極めて貴重なものなだけに、廃棄をすることは適当ではありません。

消防費、救命救急士は接種済みだということなので、学校やこども園の教諭や保育士、学童保育の指導員、コミュニティバスの運転主など、感染しては困る方々に余剰分のワクチンを優先して回す計画づくりはできないものか、お考えを伺います。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○住民福祉部長（渡邊啓貢君） 学校やこども園の教諭、保育士、学童保育の指導員、コミュニティバスの運転手などの方の接種に関しまして、国の動向を見据えながら余剰分の接種等ができるよう、関係課と調整を進めていきたいと考えております。

○7番（高畑博行君） ただいまの答弁に対してお聞きします。

例えば、宮城県登米市では、ワクチンを無駄にしない取組のために、事前に余剰ワクチン接種者名簿を作成しておき、余剰ワクチンが発生した場合、すぐに会場に来て接種できる人をあらかじめ登録しておく方法を取っているそうです。これは準備万端の優れた方法だと思います。

本町でも、総合文化会館に近い北郷小中学校やこども園の先生方の名簿を作っておく方法もあるわけです。これらのアイデアは取り入れられないのでしょうか、お聞きしたいと思います。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○住民福祉部長（渡邊啓貢君） 町でも余剰ワクチンの接種者名簿を作成し、集団接種会場で余剰ワクチンが発生した場合は対応できるよう、名簿を備えております。

また、こども園、学校等の職員の接種につきまして、夏休み期間に接種を行うこと等を含め、関係課と調整をしております。

以上であります。

○7番（高畑博行君） 次の質問です。

今後の接種予定について伺います。今後の接種については、国の方針やワクチン確保の量によって大きく左右されると思いますが、もう既に81%以上の予約は終わっているようですが、大

方の高齢者接種完了予定時期はいつ頃になるのか。また、その後の65歳未満の方々の接種計画について、現時点でのお考えをお聞きます。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○住民福祉部長（渡邊啓貢君） 7月末には接種を希望する高齢者の接種が、おおむね終了する予定であります。

65歳未満の方々の接種計画につきましては、現時点では7月以降、順次年齢ごとによる接種券の発送を考えております。

以上です。

○7番（高畑博行君） いずれにしても、ワクチン接種は新型コロナウイルス感染症を鎮静化させるための大きな決め手となるだけに、町民に対する接種はスムーズに混乱なく、しかも漏れなく実施していく必要があります。

接種を望まない方はその意思を尊重すべきですが、接種を希望する方には1人残らず接種できるように、関係部局の万全の準備と努力をお願い申し述べて、1問目の質問を終了いたします。

2問目の質問に移ります。

2件目の質問は、SDGsの目標実現に向けた具体的な取組という質問です。SDGs、持続可能な開発目標は、2015年9月の国連サミットで採択されましたが、17のゴールと169のターゲットから成り立っています。よりよい世界を目指すために、国や自治体、更には企業や個人ができることが記されています。SDGsは決してバッジをつけるだけ、ホームページにロゴをつけるだけでは実現できません。

本町でも、第5次小山町総合計画でSDGsを各施策に関連づけ、アイコンをつけて明らかにしました。しかし、考えてみれば、SDGsは人間に関わる全ての営み、全領域にわたるもので、自治体にしてみれば地方自治全般に関わってくる壮大なものです。それだけに、これらのゴールやターゲットを幾らアイコン表示しても、絵に描いた餅や単なるお題目で終わってはなりません。

そこで、本町の施策とSDGsの取組について質問します。

まず、町長に伺います。SDGsが目指す17のゴールは、人口減少や自然環境維持など、本町が抱える課題に一致する点も多く、SDGsの具体化を実際の施策にどう活かすのかが問われています。理念は分かるが、具体的実践となると難しいというのが本音なのではないでしょうか。

そこで、本町の第5次総合計画、前期基本計画、実施計画の中で、SDGsの具体的実践についてどう考えているのか、町長のお考えを伺います。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○町長（池谷晴一君） 議員御指摘のとおり、SDGsの17のゴールは、健康的な生活の維持、確保、教育環境の充実、持続可能なまちづくり、危機管理体制の構築など、まちづくりそのもの

のと重なる部分が多く、総合計画に示された全ての施策がSDG sのいずれかのゴールに当てはまることから、取組の第一歩として、SDG sの視点で各施策の整理を行い、総合計画の進行管理を実行することで、SDG sの推進を図るものとしております。

各施策を推進するためには、SDG sの各ゴールの視点を持って取り組むことが重要であることから、まずは役場職員のみならず、町民の皆様や町内企業、団体の皆様への意識の醸成を図ってまいります。

SDG sは世界的な目標という位置づけであるため、一見すると壮大で私達とは直接関係のないものに思えるかもしれませんが、一人一人がSDG sを意識し行動することにより、町全体が少しずつ変わっていくものと思います。そのためにもSDG sを正しく理解し、自分達にできることを一步一步実行していく姿勢を持って取り組んでまいります。

以上であります。

○7番（高畑博行君） 具体的な質問をいたします。

自治体でもSDG sに極めて熱心な自治体があります。ローカルSDG sという言葉があり、北海道下川町、札幌市をはじめ、富山県や富山県内市町、北九州市などがそうです。SDG sの取組については、総花的に取り組むのでは集中力がありません。SDG sの重点取組や、SDG sに特化した推進本部などのアイデアを本町は取り入れる考えはないのか、伺います。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○企画総務部長（小野一彦君） SDG sに対し、先行して取り組まれている自治体につきましては、ゴールの一つにあるパートナーシップの構築に沿って、各種団体や企業を巻き込んだ組織を構築している自治体や、職員で構成する組織をつくっている自治体、組織をつくらず啓蒙活動から始めている自治体など、それぞれの実情に合わせ、様々な形態で推進をしていると聞いております。

本町におきましても、先進自治体や同規模の自治体の取組事例の調査を行うとともに、本年度、町民アンケートにはSDG sの認知度を測る設問を追加するなど、有効かつ効果的な推進体制の構築に向け、調査研究を進めてまいります。

以上であります。

○7番（高畑博行君） 次の質問です。

隣の御殿場市は、脱炭素社会に向けて、日立造船とゼロカーボンシティに向けた社会実験に関する包括連携協定締結式を昨年11月20日に全国で初めて結びました。これは広域行政組合富士山エコパークでごみを燃やして発電した電力を、日立造船が買い取った分の約7割、年間約600万キロワットと全国のごみ処理施設の発電電力を市内の小中学校16校と学校給食センター、市役所などの公共施設に供給するものです。この取組で、御殿場市は年間約3,000万円経費削減ができると見込んでいます。

そこで、日立造船の買取り分はまだ3割残っているわけなので、本町も同様な取組をする考えはないのか伺います。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○企画総務部長（小野一彦君） 御殿場市は、市内の二酸化炭素排出量実質ゼロを目指すゼロカーボンシティへ挑戦すると宣言しており、その取組の一環として本協定を締結しております。

また、先日の富士山ネットワーク会議においては、富士山麓の4市1町が連携し、脱炭素社会に向けた取組を行うことで、圏域として日本を代表する環境先進都市を目指していこうと合意したところであり、SDGsの観点からも推進すべき取組であると考えております。

そこで、本町で同様の取組を実行することについてですが、御殿場市では、電力供給を切替えたのは、この3月からスタートしたばかりであり、電力の供給条件等の関係で、まだ契約を検討している公共施設もあるとのことでした。

したがいまして、同様の取組の実行につきましては、先方の契約条件等及び電力供給状況や、町内の公共施設における電力需要について調査研究を進めるとともに、御殿場市の今後の動向も参考にさせていただきながら検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○7番（高畑博行君） ただいまの答弁に対してお聞きします。

町内の小中学校や町立こども園、更に役場や支所だけでも、日立造船の買取り分の同様な活用は可能です。それぞれの施設の電気料金の確認と、日立造船から買い取った場合の計算はすぐできるはずなので、早急に検討すべきと考えるわけですが、どうでしょうか。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○企画総務部長（小野一彦君） 高畑議員の再質問にお答えいたします。

町内公共施設の電気料金、こちらを切り替えた場合の計算、こちらは当然しなければならないというふうに認識をしております。本町においても、第5次総合計画において脱炭素社会の構築を掲げており、再生可能エネルギーの転換は必然ということであります。

現在、比較検討を始めておりますが、契約中の各公共施設の電気料金は、施設ごとに電力必要量、使用形態により細かく契約形態が分かれており、更には料金割引もあることから、簡単に比較することが困難な状態であります。

また、実際に契約を変更する場合、先方との詳細な協議を行う必要もあり、本町の脱炭素化に向けた取組と、実際に予算を確保した上で負担しなければならない電気料金との調整を検討する必要もあると考えております。引き続き調査研究を進め、町にとって最適な方法を考えてまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（遠藤 豪君） 7番、高畑博行君に申し上げます。発言時間残り3分を切りました。

○7番（高畑博行君） 次の質問です。

教育面から考えても、SDGsは重要です。新学習指導要領でも、持続可能な社会の創り手の育成ということが明記され、SDGsの担い手を学校教育の中で育成しようという意思がうかがえます。

ごみ減量化や脱プラスチックの運動、更にはジェンダーギャップの取組などは、教育現場でも可能です。この点で、本町では、持続可能な社会の創り手の育成に向けて何かお考えがあるのか、お聞きいたします。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○教育長（高畑正彦君） 高畑議員の質問にお答えいたします。

町内の小中学校では、総合的な学習の時間や社会科、生活科などの学習や児童会、生徒会活動、特別活動、委員会活動を通じて、SDGsが日本はもとより世界で持続可能な社会づくりの取組を目指しているということを学んでおります。

小学校の具体的な取組としては、環境委員会によるアルミ缶回収と古紙回収、牛乳パックのリサイクル運動、地球温暖化防止に取り組むアース・キッズチャレンジの実施、緑の少年団活動での植樹等がございます。

また、中学校では、新聞を教材として活用するNIEの一環として、全校生徒一人一人がSDGsの17の目標の中から興味のあるものを選び、それに関する新聞記事を集め、目標達成のために自分でできることをまとめるなどの活動を行っております。

今後もこれらの活動を継続するとともに、知・徳・体のバランスの取れた児童生徒の育成や、解決困難な社会課題に立ち向かえる人材の育成を進めていきたいと考えております。

以上であります。

○7番（高畑博行君） いずれにしても、SDGsは単なる目標で終わってはなりません。地球再生の壮大なビジョンに向かって、自治体としてどう具体化できるかが問われています。本町が全国から注目されるようなアイデア豊かな取組ができるよう期待して、私の一般質問を終了いたします。

○議長（遠藤 豪君） 次に、12番 鈴木 豊君。

○12番（鈴木 豊君） 今回通告しました2件のうちの1件目の質問に入ります。

まず最初に、町内商店街の活性化対策について質問いたします。

商店街の活性化については、どこの市町村も課題の一つになっていることは承知できます。池谷町長の政策提言においては、商店街の活性化については発言がありませんと記憶しています。町内で事業を営む小規模事業者の振興条例を制定し、小規模事業者が活動しやすい環境を整備すると申しますが、具体策も見えてきておりません。

新しい第5次小山町総合計画において、にぎわいと活気があふれる商業地づくりを行っているかについては、現状9%とひどい数値であります。町内に住んでいる人の県外や町外への転出を引き止めるには、商店街の活性化対策が重要と私は感じております。

落合や音瀬、また小山駅前通り、更に須走地区商店街など、昔はにぎわっていましたが、現在、廃業している商店も多くあり、目を覆いたくなる現状であります。町長が言われる幸福度日本一のまちにするには、まだ程遠い現状だと私はもとより町民は感じているものではないでしょうか。今のままでは、小山町全体に活気がなくなることが危惧されます。

国も、商店街の活性化について指針も上げております。例えばW i - F i設備の整備、ゲストハウスの整備、地元食材を活用した取組、文化体験イベント、観光支援等々連携したイベントなどであります。小山町も取り組めるものもあると思います。

そこで、4点ほど質問をいたします。

一つ目としまして、町内において、ここ10年でどのくらいの個人や中小規模の商店が廃業し、減っているのか。また、その要因は何かお伺いします。

二つ目としまして、第5次総合計画で言われるにぎわいのある商業地づくりを50%以上の目標に向かうには、どのような具体的な方策を考えているのか町長に伺います。

三つ目としまして、町は民間アドバイザーを活用した公民協働で商店街の活性化への考察をする取組を考えたらよいと思いますが、お考えを伺います。

四つ目としまして、空き店舗利用などの商店街のリノベーションによるまちづくりの考え方について、どのように思うか、お伺いします。

続きまして、2件目の質問に入ります。

新型コロナウイルスワクチンの接種対応についてであります。この件は、先ほどの高畑議員の質問と似たものがありますが、質問させていただきます。

新型コロナウイルス感染症において、小山町民の対策がよく、現在においては、県下でも少ない状況であります。

ワクチン接種において、当局から議会に議員懇談会などにより、何度か接種方法などについて説明がありました。4月26日9時から第1回目の予約開始がなされましたが、予約殺到によるサーバーの不都合などにより予約ができなくなるなど、不都合が起きました。その際に予約センターに直接問合せに来た方の予約を受け付けるなどの不手際もありました。

予約方法については、全国各県、各市町村の自治体で様々な工夫もされ、実施されているとニュース等でお聞きします。小山町においても、1回目の予約についての反省や改良点も出てきたと思います。

また、あってはいけない池谷町長や副町長、教育長による先行接種であります。医療従事者枠の中で、管理者として4月23日に率先して接種したと申していますが、町三役は医療従事者ではない見解もされております。

そこで、以上のことも含めてワクチン接種対応について3点ほど質問いたします。

一つ目としまして、町三役における先行接種に対して、町民などから疑念の声が上がっております。町長は議会全員協議会で謝罪されましたが、なぜ医療従事者枠としてワクチン接種をさ

れたのか、説明や配慮に欠けていたと思うが、いかがでしょうか。まして、1回目の予約は65歳以上の人が1日もたないで予約が中止になった現状をどう考えているのかお伺いします。

二つ目としまして、今後のワクチン接種の予約についての改善点や方向性についてお伺いします。

三つ目としまして、独居老人でインターネットを使用できなく、足などの悪い方の対応をどのように考えているのか、お伺いします。

私の2件の質問は以上であります。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○町長（池谷晴一君） 鈴木議員にお答えをいたします。

初めに、町内商店街の活性化対策についてのうち、にぎわいのある商業地づくりについてであります。

第5次総合計画策定の際に実施した町民意識調査の指標において、にぎわいのある商業地づくりを行っているという回答する町民の現状値が9%なのに対し、総合計画の目標値は、50%以上となっております。

また、第4次総合計画において、今後、どの施策に重点的に予算を配分し取り組むべきかという問いに対し、生きる力を育む学校教育の充実が17%と最も多く、次いで、にぎわいと活気あふれる商工業の振興が16%となっており、町民が商業の活性化を望んでいる表れであると考えております。

第5次総合計画における同指標の目標値、50%以上を達成することは、相当高いハードルがあることも承知をしておりますが、魅力的な商業施設の誘致、ライフスタイルの多様化に対応する移動販売や宅配サービスの充実、複数の小売店が連携する複合販売等、様々な角度から町の実態に合う活性化策の研究、検討を進めることで達成できると考えております。

また、今回の議会、9月定例会に提出予定の小山町中小企業・小規模企業振興基本条例（案）や、これに伴うアクションプランの策定により、こうした課題の解決に向けて事業者を代表する方々と協働し、具体的な対策を検討してまいりたいと考えております。

次に、新型コロナワクチンの接種対応のうち、初めに、なぜ医療従事者枠としてワクチンを接種されたのか、また、1日もたないで中止となった現状をどう考えているかについてであります。

医療従事者枠での接種につきましては、4月23日、医療従事者接種用のワクチンが7回分余ることが判明したため、庁内で検討した結果、担当課の職員4名と町三役の7名にて接種を受けることといたしました。これらは、余ったワクチンを廃棄せず有効活用すべきとの国の方針にのっとり、また、ワクチンには使用できる期限、時間があることから、医療従事者用の残りを活用したものであります。

町民の皆様からは、様々な御意見をいただいておりますが、今回の余剰分のワクチン接種は、あくまでも町政執行及び危機管理の責任者として必要との考え方から、接種を受けることとしたものであります。

次に、65 歳以上の方の予約が、1 日もたないで中止となった現状をどう考えているかについてであります。

ワクチン接種の予約につきましては、電話、インターネットがつながりにくい状態となり、町民の皆様には大変御迷惑をおかけいたしました。この背景には、国から示されたワクチン供給量が少なく、十分な予約枠を設けることができなかったこと、また、65 歳以上の 5,775 人に一斉に接種券を発送したことが考えられます。

一方、予約の際には、地域の高齢者のために予約の支援、サポートを自主的に行っていただいた方々がいたとお聞きをしております。地域で助け合うその姿は、まさに地域コミュニティの活性化にもつながるものであり、今回活動していただいた町民の方々に対し、心より感謝を申し上げる次第であります。

町といたしましても、国、県に対し早急に十分なワクチンを供給するようお願いをしており、町民の皆様が一日でも早く安心して生活ができるよう、ワクチン接種を進めてまいります。

その他の御質問につきましては、担当部長から答弁をいたします。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○経済産業部長（高村良文君） 次に、町内商店街の活性化対策のうち、個人事業者や中小事業者の減少についてであります。

小山町の統計による最新資料から、平成 28 年度と平成 18 年度を比較してみますと、平成 18 年度の総事業者数が 807 件、平成 28 年度の総事業者数が 709 件でありましたので、98 件の減少がございました。主な業種といたしましては、卸売、小売業が 52 件で最も多く、次いで建設業が 33 件の減少となっております。

商工会によりますと、この主な要因は、経営主の高齢化と後継者の不在によるものが多いと伺っております。また、これは中小企業庁の調査結果にも見られる全国的な廃業要因と同様であります。この調査によりますと、廃業される小売業の 9 割が 60 歳台以上、かつ廃業時点での経営収支は黒字である事業所が大半であり、小山町も同様に少子高齢化に伴う課題が顕著に表れているものと考えます。

次に、民間アドバイザーを活用した活性化についてであります。町では、専門的知見を有する経験者に対しまして行政アドバイザー登録を行っており、このアドバイザー制度を活用するなど、公民協働による商店街の活性化への取組を進めていく必要があると考えております。

次に、空き店舗利用によるまちづくりについてであります。平成 25 年度に行っていただいた商工会の成美地区での調査において、空き店舗に関する所有者の意向調査も実施しておりますが、転用や賃貸の意向がある店舗は、28 件中 7 件のみでございました。このうち、転用などの

意向のない21件につきましては、住居と併用しているため賃貸に抵抗があることが主な理由であり、これらの利活用はなかなか困難であると考えております。

しかし、7件の転用などの意向のある方もいらっしゃいますので、今後も定期的にこのような調査を実施し、空き店舗の把握に努め、所有者の同意が得られるものにつきましては、借受け希望者とのマッチングを図る等、積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○住民福祉部長（渡邊啓貢君） 新型コロナウイルスワクチンの接種対応のうち、今後のワクチンの予約について、改善点や方向性についてであります。

4月26日、予約開始時には電話回線やインターネット環境においても、想定以上の電話やアクセスがあり、大変つながりにくい状況となり、多くの方に御迷惑をおかけしました。これら予約の改善点につきましては、電話回線の増、サーバーの強化等を図り、インターネットがつながりにくい状況は解消しました。今後は、接種券を年齢ごとに発送するなど、電話が混雑することがないように対応していきたいと考えております。また、インターネットを使えない方などの対策として、予約相談センターや各支所窓口での支援を検討してまいります。

次に、独居老人でインターネットを使用できなく、足などの悪い方への対応についてであります。

予約開始時は電話がつながりにくい状況が続いておりましたが、現在は電話で予約が取れる状況であります。

次に、車の運転ができない方や足の悪い方など、集団接種会場までの交通手段がない方につきましては、デマンドバスを活用していただければと考えております。

以上であります。

○議長（遠藤 豪君） 再質問はありませんか。

○12番（鈴木 豊君） それでは、再質問をさせていただきます。

まず、1件目の町内商店街の活性化についてですが、発展的な回答がなかったので3点ほど再質問させていただきます。

まず、1点目は、にぎわいのある商業地づくりについて研究検討を進める中で、小山町中小企業・小規模企業振興基本条例のアクションプランを策定すると申しておりますが、絵に描いた餅にならないように、この条例の中で一番何を求めていく予定なのか、その方向性を伺います。

2点目としまして、空き店舗のリノベーションのまちづくりですが、民間のアドバイザーの活用をしてほしいと思いますのは、行政だけの考えでは画一的になりがちであり、物事がスピードアップして進むことが予想されます。リーダーシップを持って様々な研究をする人材を望みます。

例えば、熱海のリノベーションのまちづくりで商店街を活性化された方の事例も参考にすると考えますが、いかがでしょうか。その点の考えをお伺いします。

3点目としまして、私は今後、町内の商店街などでの商工会や観光協会、商店等、三位一体となったイベントなどを起こすという思い切った発想を持ってほしいが、その点の考えをお伺いしたいと思います。

続きまして、2件目の新型コロナウイルスのワクチンの接種対応についての再質問ですが、2点ほどお伺いします。

1点目としまして、首長の先行接種ですが、首長がワクチンを接種したことに反対するものではありません。我々や町民は、町長などが2回目の接種後にニュースや新聞などに大々的に報道され、それを知って我々や町民が驚いたわけです。行政執行と危機管理の責任者として必要との考えから接種し、高齢者用のワクチンを転用したのではないと言い訳みたいな回答をしています。

なぜ接種する前に、ルールづくりや町民に説明しておいてしかるべきではなかったでしょうか。町長にその点の認識がなかったのか、再度お伺いします。

2点目としまして、独居老人の接種の対応ですが、比較的丈夫な方の対応でデマンドバスの活用などと回答がありましたが、在宅の寝たきりや、外に出ることが困難な方が少なからずいると思います。その方々に対して、医者による訪問してのワクチン接種の対応も考えたらよいと思いますが、その点の考えはありますか。お伺いしたいと思います。

以上、再質問をします。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○町長（池谷晴一君） 新型コロナウイルスワクチンの接種対応の再質問について、お答えをさせていただきます。

まず、町長は町政執行の責任者でありまして、また、町の危機管理の責任者、指揮官でもあります。高齢者を対象とした集団接種が始まる前に私が接種をしたことについて、町民の方々が、不公平感を持たれることは致し方ないことであるというふうに思いますが、それでもなお、町民の安全、安心を確保する責任者である立場から、医療機関からワクチンが余ったという連絡を受けた際に、国から余剰ワクチンは廃棄せず有効に活用すべきという方針が示されており、また、町政執行、危機管理の責任者という立場から、そしてまた、ワクチンの性質上、接種に係る時間の制約がある中、接種をしたところであります。

ワクチンが余った際に、どのようにすべきかという点について方針を決めていない中、また、国から方針が示されていない中で、先に接種した点については謝罪し反省をしておりますが、国防、危機管理を担う陸上自衛隊の幹部OB、知り合いでありますけれども、確認をしました。指揮官が、まずリスクを回避することは、危機管理の要諦であり、町長が先に接種することは当然であるということでありました。

茨城県内の市で市長が新型コロナウイルスに感染し、市民に謝罪されたという報道がありましたが、こういうことは絶対にあってはならないものというふうに思います。2020 東京オリンピック・パラリンピックの聖火リレーも今月 25 日に行われます。本大会は来月開幕し、2 市 1 町は自転車ロードの会場にもなります。今月初めには、東京の小池知事もワクチンを接種したという報道がございました。

首長は、できるだけ早く接種して、自治体の行政運営に支障が出ないように、また、いざというときの危機管理に対応すべきであり、接種は後回しでよいとおっしゃる首長もおられるようですが、自治管理意識や危機管理意識、責任感が欠如しているのではないかなんとも言わざるを得ません。

なお、高齢者用のワクチンを転用したのではないとお話した点につきましては、御殿場市長が、御殿場市在住である小山町長が接種したのは、小山町の高齢者用に用意されたワクチンであったので、御殿場市の市長として町民に対し謝罪すると話されたという報道があったことにつきまして、その意味がよく分かりませんでした。ここであえて申し上げますと、接種したのは、小山町の医療従事者用として用意されたものが余ったものであります。

小山町の医療従事者には、町外の方、例えば御殿場市や裾野市、神奈川県などから通勤をされている方もおられるわけで、これは御殿場市もどこでも同じだというふうに思いますが、小山町の高齢者集団接種用に準備されたワクチンではないという点について、誤解を招かないように答えたいものであります。

以上であります。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○経済産業部長（高村良文君） 鈴木議員の町内商店街の活性化についての再質問について、お答えいたします。

初めに、小山町中小企業・小規模企業振興基本条例の中に、一番何を求めていく予定なのかについてでございますが、近隣市町の状況からも、議員御指摘のとおり、条例を制定していただけて絵に描いた餅にならないよう、アクションプランの策定を計画しております。

この計画の策定において、事業者を代表する方々と協働し、現状の課題の洗い出しや、対策を検討する場を設けることがまずは重要だと考えております。

次に、民間のアドバイザーの活用についてでございますが、議員の御指摘のとおり、行政だけでは見えない部分が多くあると考えておりますので、本町と同程度規模の活性化が図れるような事例を探していくと。また、熱海市などの手法も参考にし、民間アドバイザーの意見等を取り入れていきたいと考えております。

次に、町内の商店街などでの商工会や観光協会、商店等々、三位一体となったイベント開催についてでございますが、今年度からですね、本町の祭りの再編に係る研究検討を始める計画がございます。まずはその中で、第一歩として検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○住民福祉部長（渡邊啓貢君） 鈴木議員の再質問のうち、医師による訪問接種についてお答えいたします。

訪問接種につきましては、医師会と相談をして実施できるよう検討しているところであります。

以上であります。

○議長（遠藤 豪君） 再々質問はありませんか。

○12 番（鈴木 豊君） 再々質問をさせていただきます。

1 点目の商店街の活性化については、今後早急に町民にもビジョンを示せるよう努力してほしいと思います。それと、商店街の活性化の一つとして、プレミアム商品券を今後早期に発行するお考えがあるかお伺いします。

2 点目としまして、ワクチン接種について 1 点だけ再度町長にお伺いします。

先日、御殿場市長の小山町長の小山町においての先行接種を受けたことについての報道が大々的にありましたが、池谷町長の見解はいかがでしょうか、お伺いします。

それと、町長が危機管理者として接種したということですが、危機管理局の職員については実施されたでしょうか、お伺いしたいと思います。

以上です。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○町長（池谷晴一君） 鈴木議員の再々質問にお答えいたします。

御殿場市長が発言されたことにつきましては、先ほどお話をしたとおりでございます、全く意味が分かりません。あえて申し上げるということでお答えをさせていただきましたけれども、医療従事者用のワクチンでございます。医療従事者用というのは、言わば職域のようなもので、ワクチンが医療従事者で小山町に在住している医療従事者というようなくりはございません。

ですから、先ほどもお話をしましたとおり、御殿場市の方もいるでしょうし、裾野市もいるでしょう。神奈川県が近いので神奈川県の方も医療従事者としているでしょうということでもありますので、あくまでも先ほど申し上げましたとおり、小山町の高齢者の集団接種に使うワクチンではないということでもありますので、御理解をお願いしたいというふうに思います。

もう 1 点、危機管理の関係でございますけれども、これは余剰ワクチンができた際には先に、時間的な制約がございますので、危機管理の職員には接種をしていく予定であります。

以上であります。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○経済産業部長（高村良文君） 鈴木議員の再々質問にお答えいたします。

御殿場市ですか、新聞にプレミアム商品券の実施ということで上程された話題が出ておりましたけれども、過去の私達の経済的な支援ということでも何度か御答弁させていただいたわけですが、小山町は真っ先に第2弾のプレミアム商品券の企画というものは発信しておりますので、これは実施していきたいと考えております。

以上です。

○12 番（鈴木 豊君） 以上で終わります。

○議長（遠藤 豪君） それでは、ここで 10 分間休憩します。

午前 11 時 00 分 休憩

午前 11 時 10 分 再開

○議長（遠藤 豪君） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、4 番 佐藤省三君。

○4 番（佐藤省三君） 私は、通告に従って一括質問方式により令和3年度の小山町の教育の方針について、町長と教育長に伺います。

今年度は、小山町が新しい教育委員会制度へ移行してから3期目7年目を迎えます。あくまでも、レイマン・コントロールの下、教育の振興に関して、教育長とともに町長もその責任の一端を担い、教育行政の責任の所在を明確にして、よりよい教育を推進することが求められております。

それでは、最初の質問です。

そこで町長に伺います。今期は教育行政に十分に精通した教育長に新しく交代され、これまで以上に充実した教育が期待されます。町長は新しい教育長とともに小山町の教育をどのように進めようとされていますか、伺います。

以下、具体的に伺います。

一つ目、昨年度末、小山町の教育大綱が改訂され、六つの基本方針に二つの項目が追加されました。7、文化芸術活動の振興、8、スポーツ・レクリエーション活動の振興です。これらは、小山町文化芸術振興条例及び小山町スポーツ・レクリエーション振興条例の成立を受けたものと考えます。

これら文化芸術、スポーツ・レクリエーションについては、現実生活を送る上では必ずしも必要不可欠ではありませんが、コロナ禍の今、不要不急として置き去りにされているうちに、自分自身の生活を送る上で、実はなくてはならない事柄であったということを改めて思い知らされています。

町や各地区の文化祭、壮年の集いなど、また、町民体育大会、スポーツ祭など、あるいは、金太郎春まつり、夏まつりなど多くの行事が中止、縮小されました。その結果、人との会話やコミュニケーション、共通する趣味を楽しむ合うこと、その他人生を豊かにするもろもろの事柄、こ

れらは、それぞれの人生において、不要不急どころか必要不可欠の大切なことだったということに改めて気づかされております。

そこで伺います。以上のような状況が続いている毎日ですが、新教育大綱の基本方針7及び8を実現するために、どのような具体的な方策を持っておられますか、または考えておられますか。

二つ目、現在はコロナ禍により、町の関わる主要な行事や会合等がほとんど中止されております。新教育大綱基本方針7、文化芸術活動の振興の意味においても、アートビレッジばかりでなく、新型コロナウイルス感染状況にもよりますが、高齢者のワクチン接種も進みつつあることですし、中止されている行事等を縮小や感染対策を施すなどして、何とか開催の方向で御検討いただきたいと存じますが、いかがでしょうか。

三つ目、次に、新教育大綱基本方針8、スポーツ・レクリエーション活動の振興の意味において、以下の2点について伺います。

まず、吉久保パークゴルフ場の進入路が大きな交差点のすぐ脇にあり、安全対策として計画された工事が一昨年にストップされたままで、相変わらず危険な出入口が使われております。高齢者を中心とした体力づくりの場であるパークゴルフ場が十分安全に使用できないおそれが継続されております。そこで、この工事の再開が待たれておりますが、今後の方針を伺います。

次に、文化会館、多目的広場の管理や整備について伺います。

この広場の植え込みの剪定や草刈り等、植物の管理については、昨今大変向上しており、小山町の顔の一つとして誇れるものとなりつつあります。また、広場には、夕方から午後9時にかけて街灯が点灯され、散歩やジョギングを趣味とされる方々には大変安全で便利となったというお話をいただいております。

また、現在、グラウンド内外を利用したジョギングコースを検討されているとのこと、完成の暁には、多目的広場はスポーツ・レクリエーションの小山町のメッカとなることは間違いありません。

一方で、この広場には、町内各種団体、企業等から寄贈された遊具やスポーツ施設、その他公園施設等が点在しております。多目的広場は完成後既に30年を経過し、隣接する野球場も一昨年大改修が行われました。これら多目的広場の各種施設の補修、修繕は、スポーツ・レクリエーション活動の振興のために大切なことと存じます。今後の管理、整備の方針を伺います。

大きく二つ目、教育長に伺います。

令和3年4月18日付の岳麓新聞の紹介記事によりますと、教育長は、「町の子どものよさは素直さ、挑戦する力、自ら切り開く力、くじけない心などを伸ばしたい」と答えておられます。現在の小山町の子どもの長所をどのように捉えていますか、改めて伺います。そして、それをどのように育てようと考えていますか。反対に、不足することとして挙げられることはありますか。また、あるとすれば、それをどのように改善したいと考えますか、伺います。

以下、具体的に伺います。

一つ目、教職員の着任式において、教育長は、「自分で考えることのできる子ども達を育ててほしい」という意味のお話をされました。私も一方的な知識の詰め込みだけではなく、変化の激しい時代を生きる子ども達にとって、様々な課題に対し自分自身で考え結論を導き出すことは大変大事なことで存じますが、そのためにはどのような方策が必要でしょうか。このことについて、各学校や教職員にどのような指導を考えておりますか、伺います。

また、学習指導要領の目指す「主体的・対話的で深い学び」にも言及されました。こちらの言葉も実践するにはなかなか難しいことと思いますが、どのようにして実現しようとされますか、伺います。

二つ目。コロナ禍の下、文部科学省のGIGAスクール構想の前倒しによる学校教育のICT化が全国的に加速しております。本町では、全小中学校児童生徒にタブレットが貸与され、昨年度中にだいたい活用が進んだと伺っていますが、タブレット学習の初心者である小学校1年生から3年生については、どのような指導が進められているか伺います。

また、令和4年度よりデジタル教科書へ徐々に移行することが日程に上っています。デジタル教科書では、様々な有効活用が考えられます。授業中には様々な資料を活用したり、友達の意見を即座に確かめることができたり、家庭に持ち帰ることができれば宿題への対応や学校への行き帰りの荷物の軽減などが考えられます。逆に効果についての疑問も一方ではあります。デジタル教科書への対応についてどのようにお考えでしょうか、伺います。

三つ目。新型コロナウイルス感染の脅威がなかなか収束せず、緊急事態宣言やまん延防止等重点措置などが各地で追加指定や指定延伸されるなど、大変な状況です。静岡県でも感染者が増加し、感染状況はステージ3へアップされました。

昨年は突然の休校要請で、各地教育委員会や各学校ではその対応に苦慮しました。とりわけ、子ども達や各家庭を大きなしわ寄せが襲いました。昨年のような休校要請が今後の感染状況ではあり得ることと心配しております。ましてや、流行の中心となっているウイルスの変異株は、子ども達や若い人への感染力が強いとの知見もあり、全国では、学校や放課後児童クラブでのクラスターも報告されています。転ばぬ先のつえ、いま一度対策を見直しておくことが必要と感じます。

各科目の授業での活用により、先生方や子ども達がタブレットの使い方に精通しつつある今、また、貸出等により家庭でのWi-Fi環境に差がなくなった今、子ども達の側にはリモート授業が可能な体制は整いつつあると言っているのでしょうか。

となれば、全国各地では、各地教育委員会がリモート授業のための方針や指導方法などについて説明するパンフレットを作成したり、先生方によるリモート授業のための動画の作成が進んだりしていると聞きます。小山町では、リモート学習をどのように進めようとしているのか。それをどのように周知しているのか、伺います。

また、コロナ蔓延による休校措置が日程に上がった場合、低学年生にもリモート授業を進めますか、伺います。

また、新型コロナウイルス感染症への対策などから、無言給食や行事の縮小などによる子ども達のストレス、厳密な対応を継続することなどによる教職員の心身の疲弊、子どもの感染への心配などの保護者の不安など、多くの精神的な圧迫が全国各地で散見されております。

また、感染者や感染者を出した学校などへの誹謗中傷がますますひどくなりつつある状況も見受けられます。小山町としては、今までの対策の実践を積み重ねることだけでよいのでしょうか、伺います。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○町長（池谷晴一君） 佐藤議員にお答えをさせていただきます。

初めに、令和３年度の小山町の教育方針についてのうち、新しい教育長を迎え、どのような教育を進めようとしているのかについてであります。

本町では、町政を進める上の指針となる最も重要な計画であります第５次小山町総合計画と、町における教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策である第２次小山町教育大綱の両者の整合を図り、その実現に向けた取組が今年度からスタートしております。

町民アンケートをはじめとする様々な調査結果からも、町民の教育に対する期待は非常に高いものと承知をしております。社会のグローバル化、人口減少、少子高齢化に加えて、新型コロナウイルス感染症の拡大など、急速に変化していく現代社会に子ども達が柔軟に対応していくためには、知・徳・体のバランスの取れた力、いわゆる生きる力を兼ね備えた子ども達の育成が重要であります。

また、今年はオリンピックイヤーでもあり、オリンピックを輩出している町として、広い世界で活躍できる人材の育成を進めるとともに、町民の皆様が日常生活において気軽に文化芸術、スポーツ・レクリエーションに触れる場や機会を創出し、心と体の健康づくりを進めます。今後、総合教育会議において、教育委員会と本町の教育政策の方向性を共有し、高橋教育長とともに、教育大綱の基本理念である「富士山頂のあるまち」「金太郎生誕の地」にふさわしい、元気で明るく心豊かな人づくりを推進してまいります。

その他の御質問につきましては、教育長、教育次長から答弁いたします。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○教育次長（長田忠典君） 初めに、文化芸術活動及びスポーツ・レクリエーション活動振興の実現のための具体策についてであります。

町では、本年３月に文化芸術振興条例とスポーツ振興条例を制定いたしました。条例では、基本理念や町の責務、町民等の役割を明らかにして施策の基本となる事項を定めました。今年度は、この二つの条例に基づき、町民ニーズを幅広く反映した実効性のある施策を推進するため、文化芸術及びスポーツ振興に関する基本計画を策定してまいります。

この基本計画策定に当たり、文化芸術及びスポーツ・レクリエーション活動をしている各種団体や、関係する方々で基本計画検討会議を立ち上げ、既に各種団体等が活動を実施しているものを体系づけるとともに、それぞれの課題に対して協議検討し、活動を更に振興していくための具体的な施策を決めてまいります。基本計画策定後は、既存の事業の見直しや継続を進めながら、新たな事業にも取り組んでいくことを考えております。

次に、コロナ禍での文化芸術活動振興のための行事の実施についてであります。

町民が文化芸術に親しみ、地域への誇りや愛着を持てるよう、鑑賞、体験、発表機会の提供と充実を図っていくことは重要なことと認識しております。不特定多数の方が来場する行事は現時点では実施できないものの、今後、イベント等における感染症防止対策ガイドラインにのっとり、来場者が特定され感染対策を万全に講ずることができる行事につきましては、できる限り実施してまいりたいと考えております。

具体的には、本年度も小中学校の芸術鑑賞会の他、町民文化祭、おやまアートビレッジ、生涯学習フェスティバルなどを計画しております。ただし、緊急事態宣言や感染拡大による行動制限発令等の場合は、町民や来場者の安全確保が最優先となります。国や県の指示及び町の新型コロナウイルス感染症対策本部の対策方針等を踏まえながら、出演者や参加していただく団体などとも十分に協議しながら、開催方法などについて判断してまいります。

次に、パークゴルフ場への進入路工事についてであります。

本件につきましては、令和元年度に地権者との協議を重ね、地権者から工事に関する承諾を得て、令和2年度には進入路工事のための現地説明、測量、用地契約及び登記を行い、設計業務を完了したところであります。工事の実施につきましては町道の改良工事となり、町全体の町道整備の予算内で行うため、予算の状況にもよりますが、できるだけ早く着手できるよう努めてまいります。

次に、多目的広場の遊具や施設の管理や整備の方針についてであります。

小山町多目的広場にある遊具などの施設につきましては、現在その管理を指定管理者が行っており定期的に点検を行っております。その際、危険が伴うことが判明した場合は、直ちに利用を中止し利用者の安全確保に努めております。

施設備品等の修繕については、町と指定管理者とが締結する基本協定書におきまして、1件当たりの金額が50万円以下の場合は指定管理者が、50万円を超える場合は町が修繕を行うことを規定しております。今後も小規模な修繕は指定管理者において引き続き管理の徹底を図り、大規模な修繕等が必要な場合は、優先度を考慮し計画的な対応に努めてまいります。

以上であります。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○教育長（高橋正彦君） 佐藤議員の質問にお答えいたします。

令和3年度の小山町の教育の方針についてのうち、子どもの伸ばすべき長所は何であり、それを伸ばす方法は何か、また、反対に不足する点は何であり、その改善方法は何かについてであります。

今までの全国学力・学習状況調査等を基にお答えいたします。学力面です。小学校では、基礎的、基本的な漢字、計算等の力がついていました。中学校では、国語科、算数科では、全国平均を大きく上回り、英語科では全国平均を大幅に上回りました。

しかし、小中学校とも、自分の伝えたいことを明確にして自分の考えを書くことに課題があります。思考力、判断力、表現力の育成を更に意識して授業改善を進めてまいりたいと考えております。

また、生活習慣や学習環境に関する調査では、小中学校とも、将来の夢や目標を持っている、地域の行事に参加している等で、肯定的な回答が全国平均を上回りました。教科に関する調査では正答率の高い子どもは生活リズムが整っていたり、生活習慣、学習習慣が身につけられていたり、人との関わりが多かったりします。

本町の多くの子ども達は、地域の行事やボランティア活動に進んで参加しています。人のために活動することは、子ども達の自己肯定感や自己有用感を高めます。子ども達は、小山町金太郎10か条を守り、学校、家庭、地域の大人が子ども達のやる気や自分を大切にすることを育てることで、長所を更に伸ばすことができると考えております。

次に、自分で考えることのできる子ども達及び主体的・対話的で深い学びを実現するための方策や職員指導についてであります。

自分で考えることができる子どもの育成や、主体的・対話的で深い学びを実現するためには、教育課程や授業の改善が必要です。特に、授業改善のためには校内研修の活性化がポイントになります。学校ごとに研修テーマを決め、主体的・対話的で深い学びの実現に向け、日々研究に取り組んでおります。

教育委員会は、子ども達が問題意識を持ったり、自分達の考えを出し合ったりする場を大切にしたい授業を意識するよう学校を指導しています。昨年度から新型コロナウイルス感染症対策のため、児童生徒同士が話し合うことを十分にできない中ですが、タブレットを活用したり、ソーシャルディスタンスを保ったりしながら進めていきたいと考えております。

昨年度は、町や地区の学習指導の研修会等も中止となるが多かったですが、本年度は感染症予防対策を行いながら、校内での研究授業、町授業アドバイザーによる指導、町や県主催の研修等も実施しております。

次に、小学校1年生から3年生へのタブレット学習の指導はどのようにしているかです。また、デジタル教科書へはどのように対応するかについてであります。

本年度の小学校2年生、3年生は、昨年度、台数の関係があり使用時間は少なかったですが、タブレットを使用しての学習を経験しております。本年度は1人1台のタブレットが配置されま

したので、多くの授業で活用されるようにしてまいります。小学校1年生は、タブレットに慣れることを目的に授業に取り入れます。

例えば、生活科ではアサガオの観察の学習で写真を撮ってみる、タッチペンを使って文字を書いてみるといったように、子どもが興味、関心を持ち、学習に対する意欲が高められるように指導していく予定であります。

デジタル教科書につきましては、国ではデジタル教科書の普及率を令和7年度までに100%にすることを目標にしております。本年度は、国から学びの保障・充実のための学習用デジタル教科書実証事業として、明倫小で5、6年生の理科、須走小で家庭科、小山中で数学科、北郷中で国語科のデジタル教科書が割り当てられております。この事業は単年度事業であり、来年度以降の実施は未定ですが、今後も国の動向に注視しながら、導入に向けて準備をしていきたいと考えております。

次に、新型コロナウイルス感染症への対策は見直す必要はないか、感染状況によっては休校措置を取られることも考えておく必要はないかについてであります。

文部科学省から出される、学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル「学校の新しい生活様式」の更新に合わせ、休校措置を含めた対策の見直しを行っております。

また、静岡県警の警戒レベルが引き上げられた際には臨時校長会を開き、町内小中学校での対策についても再確認し、情報共有を図っており、保護者にも学校の対応について通知しております。

次に、リモート学習の進め方、考え方など、子ども達や家庭に改めて周知する必要はないかについてであります。

家庭へタブレットを持ち帰って使用するときには、使用時の約束事などを改めて確認します。基本的には学習のために使うという目的をはっきり伝え、個人情報の取扱いや撮影した画像、動画データの保存や管理などについても、普段の授業の中で指導してまいります。

次に、子ども達、教職員、保護者等への気持ちに寄り添う対応についてであります。

子ども達、保護者へは、教職員、スクールカウンセラー、子ども相談員が子どもの様子に注意を払うとともに、訴えや相談については丁寧に対応しております。教職員には、校内の同僚性の構築を図るとともに、学校の管理職やスクールカウンセラーが教職員の相談相手になり、教職員が1人で悩みを抱え込まないように寄り添っております。

次に、感染者などへの誹謗中傷への対応についてであります。

感染者への誹謗中傷への対応としては、各学校で子ども達へ指導するとともに、小中学校の保護者宛ての文章に、人権侵害につながることはないよう、正しい情報に基づいた冷静な行動をお願いする一文を記載するなどして対応しております。

以上であります。

○議長（遠藤 豪君） 再質問はありませんか。

○4番（佐藤省三君） 何点か再質問をさせていただきます。

まず、パークゴルフ場の進入口について、このままでは危険な状態が続いているわけですが、道路ができるまでの危険回避はどのように進めますか、伺います。

それから文化会館、多目的広場の管理、整備ですが、いろいろ壊れた遊具等、施設等があります。それについてどのように今後、進めていくのか。直すのか、それとも撤去するのか、そんなようなことも含めて教えていただきたいと思います。

例えば、広場の砂場はほとんど使われておりませんが、どうでしょうか。それから、バックネットも非常に見事な壊れ方をしております。サッカーゴールも、さびついたまま放置されているサッカーゴールもあります。東屋もそうですが、そういう様々な施設についての管理、修繕はどうかというのを伺います。

それから、2の1の質問についての再質問ですが、ある学校の児童生徒へのアンケートで、自己肯定感がやや低いという結果が出ております。この自己肯定感というのは非常に大事なことでないかなと思いますけれども、教育長の御回答の中にもありましたけれども、これをどのように向上させることができるのか、教育活動での方策についてお考えを伺います。

それからデジタル教科書関連ですが、4小中学校で実証事業が行われるということですが、この内容について具体的にお知らせをしてください。現在、紙の教科書は全額国費で負担されておりますが、デジタル教科書はどうなんでしょうか。国費とならなかった場合の対応はどうでしょうか。

それから、デジタルと紙との教科書の使い方、併用するのか、あるいは単独使用なのか。あるいは使いやすい教科等、単元等あるかどうか、このようなこと。それから、タブレット使いとなると、健康面への影響も非常に心配です。

以上、再質問させていただきます。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○生涯学習課長（平野正紀君） 再質問にお答えいたします。

初めに、パークゴルフ場の進入口工事が終わるまでの危険回避についてでございますが、駐車場へはできる限り県道沼津小山線、村井歯科医院方面から吉久保交差点の手前を右折して進入をし、帰るときも県道沼津小山線を左折して出ていただくように促したいと考えております。利用者には看板や貼り紙等でお知らせをしまして、交通事故のないよう安全確保に努めてまいりたいと考えております。

次に、多目的広場内の施設についてであります。

動物型の遊具やアスレチックの遊具につきましては、令和4年度に計画しております多目的広場、ジョギングコース設置工事の施工に併せ、修繕、更新等を行う予定でございます。砂場につ

いてでございますが、こちらも次年度、今、申し上げましたジョギングコースの設置工事と併せて修繕をして、適切な利用ができるよう努めてまいります。

次に、ソフトボール用のバックネットが2基あるわけですが、こちらの修繕でございますが、現在、修理業者と修繕の実施に向けた調整をしております。利用者の安全確保のためにも早急に対応してまいります。

次に、サッカーゴールでございますが、さびついたものがございます。こちらに関しましては、施設の利用を考慮しまして、必要に応じ更新をしていきたいと考えております。ネットを張ったままにしている状態のものもございますが、こちらにつきましては、利用者からの準備の関係上、ネットを張ったままにしてほしいとの申入れがございますので、こちらは利用者と調整の上、安全確保に努めてまいりたいというふうに考えております。

また、木製ベンチがございます。こちらにつきましては、平成30年に球場前の木製ベンチを修繕したところでございますが、こちらにつきましても状況をチェックしまして、順次傷んでいる部分を修繕していく予定でございます。

最後になりますが、ホテルの里の東屋につきましては、これまで適宜修繕をしてまいりましたが、経年劣化が著しい箇所につきましては緊急修繕等を行い、来訪者が安全に、快適に過ごしていただけるよう努めてまいります。

以上であります。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○教育長（高橋正彦君） 佐藤議員の質問にお答えします。

最初に、自己肯定感をどのように向上させることができるか、教育活動での方策についてであります。

自己肯定感はあるののままの自分を肯定する、肯定的に受け止めることができる感覚と言われていいます。この感覚、感情を高めるためには、自分なりに決めたことを努力してやり遂げる体験、自分なりに頑張ったことを認めてもらえる体験、自分にはよいところがあると気づく体験などが必要であると言われていいます。

また、自然体験や生活体験が豊富な子どもほど自己肯定感が高いという調査結果もあります。ここで大切なことは、自己肯定感とは子どもが実体験を通して身につけていく感覚、感情であるということです。

本町では、学習状況調査等におきまして、自分にはよいところがあると感じているという子どもが多く見られます。町内では、授業、行事、日々の学校生活の中の何げない姿の中に、その子のよさを見つけ、教師や仲間同士で褒めたり認めたりしています。その子のよいところを見つけて帰りの会等で発表したり、校内で掲示したりしている学校もあります。

また、地域の活動やボランティア活動などでも地域の方々の声を伝えたり、または金太郎博士事業等を通して、積極的に認めています。このような地道な日々の取組や、学校や地域の姿

勢が、子どもの自己肯定感を育てていくと考えています。今後も本町の教育全体で子どものよさを積極的に認めていく姿勢を大切にしていきたいと思います。

次に、町内四つの小中学校でのデジタル教科書の実証事業の内容についてであります。

この事業は文部科学省からクラウド配信される学習者用デジタル教科書を使用し、その効果や課題を検証するものであり、現在のところ実証進行途中であります。

具体的な内容としまして、小学校の家庭科では裁縫の授業で使用し、児童一人一人がタブレットを見ながら縫い方を自分のペースで学習しています。また、中学校の国語科では、説明文の論旨の展開を視覚的に確認するのに活用しています。現時点では技能教科において動画や音声を活用できるため、有効に活用できることが見えてきました。今後も各校において実証を進めてまいります。

次に、デジタル教科書の国庫負担、紙とデジタル教科書の併用使用、もしくは単独使用及び児童生徒への健康への配慮についてであります。

令和6年度の小学校、令和7年度の中学校の教科書改訂に合わせ、デジタル教科書の導入が国において計画されています。これにつきまして、文部科学省の本年6月に出されたデジタル教科書の今後の在り方等に関する検討会議の第一次報告で、教育上の効果や健康面での影響を含めた全国的な実証研究の成果等を踏まえつつ、財政負担も考慮しながら今後詳細に検討する必要があるとされています。あわせて、デジタル教科書のメリット、デメリットについての洗い出しも行われております。

また、デジタル教科書を使用する際の児童生徒への健康への配慮も、現在、国において科学的知見に基づいた対策についての検討がされていると聞いております。今後もこれらの国の動向に十分注視しながら、本町においてもデジタル教科書の導入やその方法、健康への配慮について研究を進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（遠藤 豪君） 4番 佐藤省三君に申し上げます。発言時間が1分強、残りとなっております。再々質問はございませんか。

○4番（佐藤省三君） ありません。以上で終わります。

○議長（遠藤 豪君） それでは、ここで午後1時まで休憩いたします。

午前11時48分 休憩

午後1時00分 再開

○議長（遠藤 豪君） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、1番 室伏 勉君。

○1番（室伏 勉君） 通告に基づきまして、一般質問をさせていただきます。

件名は、町政のデジタル化の推進についてであります。

昨年度発生した新型コロナウイルスは、一部のワクチン接種の進んだ国におきましては落ち着きを見せておりますが、ウイルス変異株の発生などにより、いまだに予断を許さない状況であります。また、我が国においても、全国的に変異株が広がりを見せており、早期のワクチン接種が望まれるところです。

こうした中、決定した、令和3年9月のデジタル庁の発足は、行政のデジタル化を推進し、社会全体のデジタル・トランスフォーメーションを加速させ、その在り方を変えようとしております。新型コロナウイルスの抜本的な対策の一つとしても期待をされています。

本庁においては、令和2年3月に第10次小山町行政改革大綱にて、ICT活用によるスマート自治体の推進が明記され、令和3年度機構改革において、企画政策課に行政のデジタル化と全庁的な行政デジタル化業務改革プロジェクトチームを所轄、推進するICT政策担当が組織化されています。

しかしながら、このデジタル化は、年代により大きな乖離が生じており、特に高齢者などデジタル化に抵抗を感じる人々も多く、様々な問題を抱えています。これらの点を踏まえ、当局の考えをお聞きします。

最初に、第5次小山町総合計画についてであります。計画では、効率的な行政運営においてICT活用によるスマート自治体の推進がうたわれておりますが、本庁のスマート自治体の基本構想と、総合計画の実施計画における令和3年度の行政のデジタル化の推進の実施内容を伺います。

次に、第10次小山町行政改革大綱は、三つの基本目標による方策と取組項目により構成されておりますが、その進捗状況を伺います。

最後に、令和3年度機構改革にて発足した行政デジタル化業務改善プロジェクトチームの令和3年度の目標と、本庁デジタル化の業務改革の現状について伺います。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○町長（池谷晴一君） 室伏 勉議員にお答えをします。

初めに、ICT活用によるスマート自治体の推進についてであります。

これは第5次小山町総合計画の基本施策7-3、効率的な行政運営の推進の主な取組の一つとして位置づけられたものであり、人口減少と少子高齢化による行政資源の縮減が予想される中、将来にわたって行政サービスの質の維持、向上を図るべく、ICTの活用によって業務の効率化、省力化と住民の利便性向上の両立を目指すものであります。

このような構想の下、本年度の行政デジタル化の推進におきましては、行政事務の効率化と行政サービス向上の大きく二つの方針で取組を進めながら、個別取組の体系化やシステム全体の最適化及びICT人材育成を含む全庁推進体制の構築を図り、効果的で効率的な行政デジタル化を推進するため、小山町デジタル・トランスフォーメーション推進計画、通称DX推進計画を策定いたします。

その他の御質問につきましては、企画総務部長から答弁いたします。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○企画総務部長（小野一彦君） 行政デジタル化の推進の具体的内容についてお答えいたします。

まず、行政事務の効率化につきましては、パソコン上の定型事務作業を自動化、効率化する R P A、A I－O C R 等の本格導入に向けた運用体制構築を図る他、県の I C T 導入実施モデル事業に参画し、議事録等作成補助ツールとして音声認識技術の実証を行うなどです。

なお、今年度の町民意識調査におきましては、ウェブ回答方式も開始しており、回答者の利便性向上に加え、集計作業事務の大幅な効率化を期待するものです。

二つ目の方針の行政サービス向上につきましては、公金等キャッシュレス推進のため、現在本庁窓口で試行実施中のキャッシュレス決済の検証結果を踏まえ、支所等対象窓口や支払項目の拡大並びにマルチ決済端末導入を行うとともに、自治体マイナポイント制度を活用した施策についても検討してまいります。

また、デジタル機器の使用に困難を覚える方を対象としたスマートフォン等利用講座を開催し、町公式 L I N E アカウントやデマンドバス、各種オンライン行政サービスの利用方法について説明を行うなど、多くの方々に御利用いただけるよう努めるとともに、従来のサービス提供方法と新たな I C T ツールとを併用または組み合わせることで、町の実情に合わせた最適な行政サービスの提供に取り組んでまいります。

次に、第 10 次小山町行政改革大綱における進捗状況についてであります。

第 10 次小山町行政改革大綱は、組織マネジメントによる行政運営の強化、I C T 活用によるスマート自治体の推進、公共施設マネジメントによる財政運営の強化の三つの基本目標に対し、計八つの方策を立て、その方策ごとに計 39 の取組項目について方針を定めております。

その進捗状況につきましては、実施 13 件、試行を含む一部実施は 12 件、未実施は 14 件としております。基本目標 2 の I C T 活用によるスマート自治体の推進においては、行政のデジタル化、次世代 I C T の利活用の二つの方策を立て、具体的な取組 10 項目を設定しており、うち 5 件を実施、3 件を一部実施、残り 2 件を未実施と評価いたしました。実施及び一部実施の項目に関しては、更なる取組の充実、強化を図ります。未実施項目につきましては、取組手法を明確にし対応してまいります。

最後に、行政デジタル化業務改革プロジェクトチームの本年度の目標とデジタル化業務改革の現状についてであります。

まず、プロジェクトチームにつきましては、デジタル化を行政改革のメインテーマとして捉える観点から、小山町行政改革推進本部会の幹事会という形式に変え、新たに発足させたところであります。

この幹事会の主な目標は、町政のデジタル化の目指すべき方向性や業務のデジタル化を推進するに当たっての課題と解決方法等を議論、検討し、その成果をDX推進計画に反映することにより、デジタル化業務改革の推進を図ることです。今後は、有識者を招いた勉強会や、業務の現状把握と課題の抽出、有効なICTの研究活用に取り組み、全庁的なデジタル・トランスフォーメーション推進の牽引役としての活動を予定しております。

以上であります。

○議長（遠藤 豪君） 再質問はありませんか。

○1番（室伏 勉君） 2点ほど再質問をさせていただきます。

令和3年度の行政デジタル化の推進ですが、行政事務の効率化と行政サービスの向上の二つの大きな方針で取り組むとの答弁であります。

1点目ですが、この行政事務の効率化の主な内容は、RPA、Robotic Process Automation、AI-OCR、人工知能による光学文字認識による運用体制の構築を進めるとのことです。このRPA、AI-OCRの実行には、業務の見える化、業務プロセスの見直しを費用対効果も意識しながら進めることが一般的です。

第10次行政改革大綱においても、三つの基本目標を定め、基本目標の1、組織マネジメントによる行政運営の強化は、まずは事務作業などの見直し。基本目標の2、ICT活用によるスマート自治体の推進は、デジタル化の推進。基本目標の3、公共施設マネジメントによる財政運営の強化は、費用対効果の定着とセットで改革の実現性を高めています。

話は変わりますが、小山町の令和2年4月の人口は1万8,123人、職員は234人、人口1,000人当たりの職員は12.9人です。その5年前の平成27年4月の人口は、1万9,210人、職員は218人、人口1,000人当たりの職員は11.3人。5年間で1.6人、14.2%増加しています。

また、5年後の令和7年度の人口は、第5次総合計画では1万7,400人、職員は、第7次小山町職員適正化計画では243人、人口1,000人当たりの職員は13.4人。10年で2.1人プラス、18.6%の増加です。町の人口は減少するが、行政サービスの維持向上に職員の増加は避けられないという現実があります。

今回のコロナワクチン接種に代表されるように、自治体の業務はますます多様化し、今後更に多くの人材が必要となる案件の発生が予想されます。しかし、第7次小山町職員適正化計画の逸脱は、本当に特別な事由でもない限り町民の理解を得ることは非常に難しい問題です。業務の棚卸しが必要です。

デジタル化は一種のリストラです。このリストラで余剰となった時間、1分1秒を積み重ね、人員増を抑えながら必要とされる行政サービスへとシフトすべきです。業務棚卸のないデジタル化は、職員の負担増を招くだけです。令和3年度デジタル化の行政事務の効率化に向けた業務の見える化、業務プロセスの見直しについての考えを伺います。

2点目ですが、行政サービスの向上であります。

公金等のキャッシュレス決済の推進と支所への水平展開など、デジタル化の進展を図るとのことです。窓口業務のデジタル化は大いに進めるべきですが、町民のデジタル化に対する期待とニーズは他にもあると感じています。

話は変わりますが、今回のコロナワクチンの予約ですが、ウェブサイト、電話双方ともつながりにくいという点を除けば、デジタルツールに慣れている方には何ら問題はなかったと思います。しかし、デジタルに無縁の町民は大きな不安を感じたはずで、予約を身内をお願いした人も多かったのではないのでしょうか。

浜松市は政令指定都市にて、本庁と比較するのは無理がありますが、多くの高齢化の進む過疎地域を抱え、持続可能なデジタルモデルの構築が課題となっています。コロナ禍で、デジタルツールの押しつけではなく、対面が必要な市民には十分なサービスを提供する一方、人の必要としない作業は徹底的に効率化するという姿勢で臨んでいます。

本庁においても徹底的な効率化の反面、デジタルツールとは無縁の町民をいかにしてデジタル化への不安を払拭し、その恩恵にあずかれる行政サービスを展開できるかが大きな課題であります。デジタル化は行政手続だけでなく、町民生活に密接した多くの分野での活用が期待されます。

効果的で効率的な行政のデジタル化は当然のこと、町民のニーズを把握し、誰一人取り残さない町民の必要とするデジタル化のしっかりとした将来像を基に、小山町デジタル・トランスフォーメーション推進計画の策定をすべきです。考えを伺います。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○企画総務部長（小野一彦君） 室伏 勉議員の再質問にお答えいたします。

1 点目、行政事務の効率化に向けた業務の見える化、業務プロセスの見直しについてであります。

議員御指摘のとおり、定型業務の自動化においては、業務フローの見える化をスタートし、事務処理作業を分析し、判明した問題点や課題に基づき、必要に応じ業務プロセス全体を組み直すことが重要であります。作業時間の短縮や正確性の向上が期待される自動化技術ですが、定型業務の棚卸しから対象業務の選定に際しては、従来の業務プロセスを大幅に変えることが想定されるなど、その負担感も自動化を導入するための判断材料の一つになると考えております。

一方で、自動化の検討や業務手順の見える化を行うことにより、業務プロセスの見直しによる効率化や、事務引継負担の軽減、事務処理ミスの防止といった組織の管理運営につながる効果もあるものと考えております。

今年度は、各所属の実務を担う職員を構成員とする幹事会を通じ、将来の業務の在り方、働き方改革へシフトする契機とすべく、まずはできるところから実績を積み上げ、最少の経費で最大の効果を上げたいと考えております。

次に、2点目の町民の必要とする行政サービス向上に向けたDX推進計画についてであります。

現時点では計画策定を開始したばかりですが、行政のデジタル化を進める上では、デジタル技術を活用するその人自身を起点に、行政サービスの在り方そのものを望ましいものへと変革することが最大の目的であると考えております。

現在はデジタル化が急速に進む過渡期であります。議員御指摘のとおり、デジタル化の恩恵を十分に受けられる人、そうでない人、それぞれに多様なニーズをお持ちですので、それらを包括した推進計画となるよう、行財政改革審議会への諮問、調査、審議をはじめとし、実施中の町民アンケート等で意見聴取を行い、それらを踏まえ行政改革推進本部会及び幹事会において計画の策定作業を進めてまいります。

以上であります。

○議長（遠藤 豪君） 再々質問はありませんか。

○1番（室伏 勉君） 1点再々質問いたします。

小山町デジタル・トランスフォーメーション推進計画を策定するに当たりまして、先ほども申しましたが、私は最初に、小山町のデジタル化の将来像、ビジョンを描くことが必須、大事だと思っております。この点につきまして、どのようにお考えになるか、もう一度伺いいたします。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○企画総務部長（小野一彦君） 室伏議員の再々質問にお答えいたします。

議員御指摘のとおり、このDX計画におきましては、その将来像、そしてビジョン、これを最初に定めること、ここから始めていきたいというふうに考えております。

以上であります。

○議長（遠藤 豪君） 次に、5番 岩田治和君。

○5番（岩田治和君） 通告に基づきまして、若者が定住しやすい環境の整備について質問いたします。

急速に進行する少子化に対応するため、子どもを産み育てやすい環境づくりを目指すことは、中長期のまちづくりには重要な課題であります。そのためには、行政の役割として子育てをしやすい各種の施策、事業を住民のニーズに的確に対応し、総合的に考え展開する必要があります。

本町の現状を見ますと、人口減少は年々進み、少子化に対する課題は多く、将来の展望は決して明るくないと推察されます。今後まちづくりの大きな課題としては、若者が定住しやすい環境をつくり、人口増加を図ることが不可欠と考えます。

そのためには、優良企業を誘致し、職場の確保、通勤、通学に便利な交通アクセスの整備、子育て、教育の充実、更に優良な宅地供給など、安心して暮らせる環境をつくる必要があると考えます。

本町では平成 24 年度から定住促進事業を推進し、豊かな自然環境の下で職住近接の魅力ある住環境整備のため、町が主体となって分譲地の創出、販売を行っていますが、購入者の多くは町内移転の方であり人口増には寄与しないと聞いています。現実には、若者は就学、就職で町外に出るとＵターンして再び本町に戻る者は少なく、更に町外からの移住者も少ない状況です。

本町は、東京都心部から 90 キロ以内の距離であり、神奈川県のカ崎市や横浜市などは更に近い距離であることから、十分通勤、通学が可能と考えます。若者が定住するために、現在居住されている方は引き続き住み続けるような整備が必要であり、町外に居住の方には、本町に移住しなくなるような住環境の充実が更に必要と考えます。そのためには、学校や職場が遠距離であっても、本町に住みたくなる魅力あるまちづくりの推進が必要と考えます。

このようなことから、町長に次の点について答弁を求めます。

1、これまでに若者が定住しやすい環境の整備をどのように行い、具体的な取組とその成果、また、今後暮らしやすいまちづくりのために子育て支援策をどのように考えているのか、所見をお伺いいたします。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○町長（池谷晴一君） 岩田議員にお答えをいたします。

初めに、これまでの若者が定住しやすい環境整備と、具体的な取組と成果についてであります。

これまでの若者の流出防止と定住促進を図る取組としては、三来拠点事業による企業誘致によって新たな雇用を町内に生み出し、そこで働く人を確保するため、令和 2 年度にフロンティア推進課内に企業誘致・雇用対策室を新たに設置し、進出企業と求職者のマッチングを円滑に進めることによって、地元就職を促進する体制を強化いたしました。

また、職住近接の住宅環境整備として、宅地造成事業による優良な宅地供給と、P F I 手法による 40 戸の地域優良賃貸住宅を整備したところであります。なお、町の宅地造成・分譲事業については、これまで 104 区画を整備し 97 区画を分譲いたしましたが、年代別に見ますと、購入者全体の約 75%が 40 歳未満でありますので、子育て世代の若年層の定住に寄与していると考えております。また、購入者の居住地別では、町民が 33 件、町外者が 64 件という内訳であり、全体の 3 分の 2 が町外からの移転でありました。

国が提供する地域経済分析システム、R E S A S で本町の人口推移を分析しますと、宅地分譲を始めた平成 25 年の社会増減がマイナス 320 人であったものが、平成 26 年からマイナス幅が縮小し、平成 30 年にはマイナス 17 人まで圧縮していることから、人口社会減の抑制に一定の効果が出ていると評価をしております。

これらのハード整備を伴う事業に加え、若年層が活躍できる機会の提供として、若者や女性を対象に、地方創生推進交付金を活用した起業家育成や、女性活躍ワークショップの開催などの取

組を進めてまいりましたが、その波及効果として、若年層がまちづくりに参画する機運が醸成されてきており、町なかの新たな変化として表れ始めております。

具体的には、豊門公園でのマルシェの開催、街角のカフェや雑貨店といった魅力的な店舗のオープンなど、町の中に少しずつ動きが出始めていることを大変うれしく感じているところであります。人は動きのある場所に引かれるものでありますので、町なかに、にぎわいと活気を創出していくことは、結果的に若者の定着につながるものと考えております。

次に、今後の子育て支援策についてどのように考えているのかについてであります。

本年3月に策定した第5次小山町総合計画においては、目指す将来像を「育てたい、暮らしたい、帰りたいまち 小山町」と掲げ、この将来像を達成するため、今後10年間で取り組む事項を定めたものでありますが、その実現には子育て支援の充実は欠かせないものであります。

今年度は、ライフステージに沿った切れ目のない子育て支援策の充実を図るため、第一子出産時における経済的支援にも取り組むことといたしました。具体的には、チャイルドシートやベビーカー、紙おむつなど育児に必要な品物の購入助成などにより、出産への後押しをするものでありますが、事業実施に当たっては、外部有識者を含む県の選定委員会が事業採択を決定する静岡県県の「ふじのくに少子化突破展開事業」において、本年4月に補助金の交付決定を受けたものであり、現在、実施要綱の詰めを行っているところであります。

少子化対策も含め、それぞれのライフステージに沿った支援を行うことで、小山町で育ててよかった、住んでよかった、帰ってきてよかったと思える幸福度の高い町を目指し、若者の定住促進に努めてまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（遠藤 豪君） 再質問はありませんか。

○5番（岩田治和君） 再質問をいたします。

今、答弁いただいた内容で、総論は全て私も反対するものじゃないんですけど、ただ具体的な面で、例えば定住促進には多くの自治体が助成金を支出して移住を進めていますけど、あまり効果が上がらないことも聞いております。

例えば、那須塩原市では、都内通勤者に毎月1万円の交通費補助をしているとか、神奈川県愛川町では外国人労働者を積極的に移住させているというような例も聞いております。

ただ、小山町でも既に子育て支援策として小中学校の給食費の無料化だとか医療費の無料化、更に今年度から遠距離通学の交通費補助、このような支援策を出しておりますけど、どうもアピールするのが少なく、町のホームページには、はっきりそういうようなことを記載してありますけど、なかなか、他の方に、町外の方にこういうことを知らせしめることができてない状況と考えます。

特に私は、首都圏方向にこういうことをアピールするのが必要ですので、これまで西の方向ばかり向いて、静岡テレビとか静岡放送のようなマスコミにはいろいろ放送されていますけど、神

奈川の t v k テレビ、神奈川放送あたりに一度こういうような、小山町でこういう対応をして、対策をして、定住促進をやっているんだということをアピールするような仕方が必要じゃないかと思います。この点について再度質問をいたします。

次に、4月から理事を設け定住促進の部署が新設されていますが、具体的にどのようなことをするのかということを伺いたいんですけど、明日、室伏辰彦議員が詳細について質問されるようですので、私は若者側の定住促進についての施策だけを伺いたいと思います。

その次に、最近のアンケート調査で、コロナ禍の中で今まで住んでみたい県で長野県が一番だったらしいんですが、静岡県が今度、一番になっているわけですね。やはりテレワークとか首都圏に比較的近いところで、静岡県が温暖で住みやすい場所だということで一番の人気が出ているようです。この点について、本町の施策はどのようにされているのか、答弁をいただきたいと思います。

以上です。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○企画総務部長（小野一彦君） 岩田議員の再質問にお答えいたします。

1点目の首都圏方面に向けてのアピール力が弱いのではないかという御指摘ですが、町としてもホームページであるとか、ホームページですとこれも全国的にアピールできるわけなんです、これをちょっと一方向に限って発信するということは、ちょっとこれは研究をちょっとしていかなければならないかなというふうに考えております。議員の御指摘ですので、ちょっと検討の方をさせていただきたいと考えます。

以上です。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。若者の定住促進の関係について、理事のお考えがありましたらお願いいたします。

○理事（増井重広君） 若者の定住促進に対する考えの方を御説明させていただきたいと思います。

令和3年度、今年度から町内にいる学生さんが遠距離通勤を行う場合についての通勤費の助成の方を開始させていただいておりますし、また、今後、町の奨学金をもらっている方が引き続き町内に勤務するというようなことが出た場合、その助成についても考えております。

あと、三来拠点事業等で多くの企業が進出している中で、進出が予定されている中で、今後従業員の方が町内の若者等を雇用していただけるようなマッチングの方を、ちょっと進めていきたいなというふうに考えております。

以上であります。

○議長（遠藤 豪君） 5番、岩田治和君にお伺いします。

3点目の御質問の、住んでみたい県が長野県から静岡県にトップになったということですが、これについての所見ということによろしいでしょうか。答えていただくということで。

○5番（岩田治和君） 考えだけで結構です。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○町長（池谷晴一君） 移住したい県が、長野県から静岡県が一番になったということでございます。

私、県議会議員の当時から、静岡県が一番になって当然じゃないかなというふうに思います。海あり山あり富士山あり、食べるものについては、もちろん日本全国ナンバーワンじゃないかなというふうに、静岡県はですね、そういうふうに思っております。

そしてまた、首都圏に近い。また、関西圏からも中央に位置する、気候温暖というようなところでございまして、春夏秋冬もちろんとしっかりあるということでございまして、そういう全ての面で、日本を代表する県だというふうに思っておりますので、一番にならなかったこと自体がちょっとおかしい、もっと早くなっていてよかったんじゃないかなというふうに思います。

小山町に置き換えますと、やはり静岡県の一つの町でございまして、静岡県と連携を図りながら、静岡県には東京事務所なんかもございまして、そういうところで小山町のPRをしていくということも、しっかりと対応してまいりたいというふうに思っております。この静岡県がナンバーワンとなったということを捉えまして、小山町にもその効果を波及させていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（遠藤 豪君） 再々質問はありませんか。

○5番（岩田治和君） 先ほどの答弁の中で、第5次小山町総合計画において目指す将来像を

「育てたい、暮らしたい、帰りたいまち 小山町」を掲げ、この将来像を達成するため、今後10年間で取り組む事項を定めたものでありますということで、私もこの総論には大賛成なんですけど、ただ、私の考えでは本当に小山町の将来像として考えると、若者が住んでもらわなければ10年、20年先はなくなってしまうんじゃないかというふうに危惧されます。

町長はどのように、若者が住んでもらえるかどうかという考えが、私とはちょっと感覚が違うのかもしれませんが、再度、若者が定住しやすい環境の中で、この第5次小山町総合計画を目指していけるのかどうか、再度伺います。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○町長（池谷晴一君） 岩田議員の再々質問にお答えをさせていただきます。

若者が住みたいという町であるということは非常に重要なことであります。ちょっと気になりますのが、総合計画の町民アンケート、町民意識調査の中で、中学生に小山町に住み続けたいかというような問いがございましたが、これが比較的低い。住み続けたい、住みたいという答えが、パーセンテージが少なかったということがちょっと気になるところでございます。

子ども達、中学生が、どういうことがあれば住みたくなるのかということを考えてみますと、やはり町の活気といいますか、そういうものが小山町ではちょっと感じられないのかなというふうに思います。

ただ、それは、中学生の考え方は当然そうだというふうに思いますが、一方では、先ほど申し上げましたとおり、富士山がある。豊富な水がある。そしてまた、自然環境もすばらしい。空気がいい。そして、スピードウェイがある。遊ぶところがあるというような非常に恵まれた地であると、小山町はですね、というふうに考えておりますので、その魅力を更に高めていくことによって、中学生も小山町に住み続けたいというような回答がいただけるというふうに思いますので、これからは小山町の総合計画にのっとって、しっかりとまちづくりを進めていきたいというふうに考えます。

以上であります。

○5番（岩田治和君） 終わります。

○議長（遠藤 豪君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

次回は、6月11日金曜日 午前10時開議

通告による一般質問を行います。

本日はこれで散会します。

午後1時40分 散会

この会議録は事実と相違ない事を認めここに署名する

議 会 議 長	遠 藤	豪
署 名 議 員	室 伏	勉
署 名 議 員	室 伏	辰 彦

令和3年第5回小山町議会6月定例会会議録

令和3年6月11日（第3日）

召 集 の 場 所 小山町役場議場

開 議 午前10時00分 宣告

出席議員	1番	室伏 勉君	2番	室伏 辰彦君
	3番	小林千江子君	4番	佐藤 省三君
	5番	岩田 治和君	6番	池谷 弘君
	7番	高畑 博行君	8番	渡辺 悦郎君
	9番	藺田 豊造君	10番	米山 千晴君
	11番	池谷 洋子君	12番	鈴木 豊君
	13番	遠藤 豪君		

欠 席 議 員 なし

説明のために出席した者

町 長	池谷 晴一君	副 町 長	大森 康弘君
教 育 長	高橋 正彦君	理 事	増井 重広君
企画総務部長	小野 一彦君	危機管理局長	遠藤 正樹君
住民福祉部長	渡邊 啓貢君	経済産業部長	高村 良文君
都市基盤部長	湯山 博一君	教育次長	長田 忠典君
企画政策課長	勝又 徳之君	総務課長	池田 馨君
住民福祉課長	杉山 則行君	介護長寿課長	山本 智春君
商工観光課長	渡邊 辰雄君	農 林 課 長	前田 修君
人口政策推進室長	石田 洋丈君	企業誘致・雇用対策室長兼公民連携担当	岩田 幸生君
総務課課長補佐	渡邊 徹君		

職務のために出席した者

議会事務局長	後藤 喜昭君	議会事務局書記	池谷 孝幸君
会議録署名議員	1番 室伏 勉君	2番 室伏 辰彦君	

散 会 午後1時30分

(議 事 日 程)

日程第1 一般質問

11 番 池谷洋子君

1. マスク着用が困難なことを意思表示するカード・バッジの普及について
2. 高齢者のスマホ活用への支援について
3. コロナ禍、子どもの「SOS」対応について

9 番 藺田豊造君

1. 湯船原新産業集積エリアの埋設廃棄物問題における町長の所見を問う

2 番 室伏辰彦君

1. 有害鳥獣対策について
2. 移住定住の促進について

3 番 小林千江子君

1. 小山町内全園こども園化における振り返りと今後の方向性について

議

事

午前 10 時 00 分 開議

○議長（遠藤 豪君） 本日は御苦労さまです。

ここで御報告します。オリンピック・パラリンピック推進局長は、公務のため、本日の会議を欠席しておりますので、報告します。

また、新型コロナウイルス感染防止のため、議場内では、マスクを着用することとします。

議員の発言時間は、5月20日開催の議員懇談会で申し合わせたとおり、個人質問については再質問等を含めて、15分以内とします。

ただいま出席議員は13人です。出席議員が定足数に達しておりますので、小山町議会は成立しました。

ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめ配付しましたとおりですから、朗読を省略します。

議員の質問場所については、一括質問一括答弁方式の場合は、最初は執行機関側の壇にて質問し、再質問からは議員側の壇で質問を行います。

当局の答弁場所については、一括質問一括答弁方式の場合は、最初は登壇にて答弁を行い、再質問については自席で答弁を行うこととしておりますので、御協力をお願いいたします。

日程第1 一般質問

○議長（遠藤 豪君） 日程第1 これより一般質問を行います。通告順により、順次発言を許します。

最初に、11番 池谷洋子君。

○11番（池谷洋子君） 私は、コロナ禍、困難にあっても住民を取り残さない支援として、3件の質問をさせていただきます。

1件目は、マスクの着用が困難なことを意思表示するカードやバッジの普及についてお伺いします。

新型コロナウイルス感染拡大を防ぐため、マスク着用は必要なことですが、発達障がいや知的障がい、皮膚の病気などの理由によりマスク着用が困難な方がいます。私の知人に知的障がいのある子どもを持つ方がいます。外出のときにすぐマスクを外してしまうことが気がかりで、買物に行くこともためらっているとお話を伺いました。聞くと、「周囲の買物客から鋭い視線を向けられ、つらく悲しかった。子どもにマスクをつけられなかった自分の負い目もあり、逃げるように店を出た」とのことでした。

確かに、このような方々は少数かもしれませんが、悩み苦しんでいる人達を置き去りにしない社会をつくっていかねばなりません。マスクをやむを得ず着用できないことへの無理解や、偏見による誹謗中傷を防ぐことは大切なことです。

先進例として、千葉県松戸市では、障がいのある方などにマスクの着用が困難なことを意思表示するカードとバッジの配布を行っています。カードやバッジには「マスクをつけられません」との文字が印刷され、本人が携帯するカードには理由を記入するスペースを設けています。

本町でもマスク着用が困難な人がいることへの周知、啓発に努めるべきと考えますが、町の所見をお伺いします。

2件目は、高齢者のスマホ活用への支援について伺います。

本年5月12日、デジタル改革関連6法が成立しました。デジタル機器に不慣れな高齢者は多いですが、まずは様々なサービス提供の窓口となっているスマホの扱いに慣れることが大切だと考えます。

現在、本格化しているコロナワクチン接種では、スマホを持っていても予約サイトの利用が分からない高齢者が少なくなかったと聞いています。現に、私のところにも、スマホで予約したいけれど操作が分からないとか、3時間電話をかけているが全くつながらないなど、高齢者からのSOSが届きました。これではスマホを持っていても宝の持ち腐れです。今後、行政のデジタル化が進み、様々な手続きがスマホで行えるようになると思います。

以上を踏まえ、次の2点について、町の考えを伺います。

1点目は、高齢者などを対象にした講習会事業、例えばスマホ教室の開催などについてはどうでしょうか。

2点目は、行政手続の入力方法を簡単にする努力についてお聞かせください。

3件目は、コロナ禍、子どもの「SOS」対応について伺います。

コロナ禍が長引き、子どもの心身への影響が心配される中、昨年、小中高生の自殺者が統計のある1980年以降で最多の499人となり、5月を過ぎてから顕著に前年を上回るペースになりました。新年度になってから続いた環境の変化や、人間関係が固定されることでのいじめの本格化、学校行事への重圧などが背景にあるとされています。体調不良や不登校など、いわゆる子どものSOSをいち早く受け止め、対応することが重要と考えます。最前線である家庭、学校での子どもの変化の気づきが大きな鍵を握ります。

また、親や教員など、精神医療に詳しくない人の対応として、カナダの自殺予防のグループがまとめた「TALKの原則」が文部科学省から推奨されています。これは言葉に出してあなたのことが心配だと伝えるT e l l、死にたいと思っているかどうか率直に尋ねるA s k、絶望的な気持ちを傾聴するL i s t e n、少しでも危険を感じたら安全を確認するK e e p s a f eというものです。

以上を踏まえ、教育現場での気づきや子どもの気持ちにいち早く対処するシステムについて、教育長の考えをお伺いします。

以上、3件の質問です。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○町長（池谷晴一君） 池谷洋子議員にお答えをいたします。

初めに、マスク着用が困難なことを意思表示するカード、バッジの普及に関する御質問の、マスク着用が困難な人がいることへの周知、啓発についてであります。

発達上の障がいや感覚過敏、皮膚炎等の健康状態によりマスクを着用することが困難な方がいらっしゃると思います。マスクを着用していないことに対して、わがままだと誤解されたり、厳しい視線が向けられ、心ない批判を受けたりすることがあると言われております。

マスクに代わる飛沫防止の感染グッズにはフェースシールドなどがありますが、重度の障がい特性のある方には、フェースシールド等のマスク着用で代わる方法についても困難な場合があります。

議員御提案の、千葉県松戸市が実施している、マスクの着用が困難なことを意思表示するカードとバッジにつきましては、千葉県内の心理カウンセリングルームを運営する企業が開発したアイテムで、カードやバッジに「マスクをつけられません」という文字が印字され、そのデザインを無償で利用できるものです。

カードやバッジをつけることにより、マスクをつけられない事情があることを説明しなくても主張できるものとなっております。カードやバッジはマスクをつけられない方に対して使用を強制するのではなく、カードやバッジの普及により差別を助長するようなことはあってはならないため、他市町の動向や先進地の状況を確認し、検討してまいりたいと考えております。

次に、高齢者のスマホ活用への支援についてのうち、行政手続の入力方法を簡易にする努力はについてであります。

スマホに不慣れな高齢者の方にとって、画面の文字が小さく読みにくいことや、見慣れない片仮名の表現等が多いと、オンライン入力に対する意欲がそがれてしまうおそれがありますが、そのような中でも、行政のデジタル化の進展により手続のオンライン化は今後ますます進んでいくものと考えております。

一方、どうしても高齢者の中にデジタル化の流れに合わせることでできない方達がいるのも事実であり、そのような方が安心して手続などを行えるよう、電話相談や役場窓口での支援体制を充実させることは大変重要であると考えております。

例えば、住民福祉課の窓口では、スマホによるマイナンバーカード交付のオンライン申請における入力支援を行い、住民に寄り添った支援や、分かりやすい入力方法の説明を心がけております。

今後、行政のデジタル化により手続のオンライン化を進め、住民の利便性向上と行政運営の効率化を目指す上で、このような支援を継続することはもとより、高齢者の方自身が簡単にオンライン入力を行うことができるよう、スマホ講習会の開催に加え、手順書の整備など、入力方法を分かりやすく伝え、また、利用者の意見等を踏まえながら、手順自体の単純化を図るなど、サービスの改良に努めてまいります。

その他の御質問につきましては、教育長、住民福祉部長から答弁いたします。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○住民福祉部長（渡邊啓貢君） 次に、高齢者のスマホ活用への支援についてのうち、高齢者などを対象にした講習会事業についてであります。

現在、各方面においてデジタル化が進み、自宅に居ながら様々な手続きができるなど、新しい便利なツールとして整備が進んでおります。一方、高齢者など一部の方々には、デジタル化に対応が難しい方なども少なくなく、スマホを持っていたとしても使い方がよく分からないという声を聞くこともあります。

このため、デジタル機器の操作が苦手な高齢者に対して、スマホ利用等の講習会を開催し、スマホ等のデジタル機器の操作に慣れ、活用していただけることは、行政のデジタル化を進める上でも情報格差対策として必要であり、また、高齢者の方々の日常生活においても役立つものと認識しております。

昨年度に、「壮年熟期が活躍するいきいき長寿社会づくり事業」という県事業に選定され、新型コロナウイルスの感染拡大により外出しての活動が制限されている高齢者の心身低下などが心配されることから、高齢者がスマホでLINEなどのコミュニケーションアプリを利用し、新しい社会参加の手段にできるよう、高齢者のスマホ関連セミナーを計画しました。しかし、昨年度は新型コロナウイルスの感染拡大により中止したため、改めて本年度に実施いたします。

事業の概要としては、9月と10月に3回コースのセミナーを計画しております。対象者はおおむね65歳以上の方とし、健康福祉会館と総合文化会館、須走コミュニティセンターの町内3か所での実施を計画しております。

なお、9月のセミナーにつきましては、受講者が他の方にもある程度スマホの使い方などを教えることができるリーダーとなっていただくことを意識して、また、10月のセミナーには9月のセミナーを修了した方にサポートとして参加していただくことも計画しております。

以上であります。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○教育長（高橋正彦君） 次に、コロナ禍、子どもの「SOS」対応についてであります。

町内の各小中学校の教員は、常に子どもの表れについて変わったことがないか、表情はどうか、最近登校が遅いな、など、アンテナを高くして子どもの小さな変化をつかむようにしております。

小学校では、次の日の時間割や持ち物などを書く予定帳に3行日記を書いている学校もあります。中学校では、時間割や持ち物に加え、家庭での生活を知るスタディープランに振り返りを書いています。どちらも子どもの気持ちや変化に気づく機会にもなっております。

また、休み時間に一緒にいる友達が変わったとか、1人で過ごすようになったなどの子ども達の様子を、教員だけでなく支援員、事務職員、スクールカウンセラー、子ども相談員など、職員全員で子どもの様子を観察しております。

その情報は、学年主任等を通じて教頭に集約され、校長に報告されます。校長はそれらの状況に応じて教職員や関係者に伝え、情報を共有しております。対応に急を要する場合も直ちに対処しております。

更に、学期に1回、年3回、児童・生徒を対象に生活アンケートを実施しております。このアンケートでは、生活や学習での悩み事、いじめ、家庭のことなど、教員に自分から直接話ができないような子どもも、アンケートに書くことで伝えることができていると考えております。また、自分のこと以外、友達のことについて伝えてくれる場合もあります。

なお、学校で起きた問題行動、いじめ、不登校の状況等は、月例報告として毎月教育委員会へ報告されております。その報告の状況からすると、本町では、全体としては比較的落ち着いて本年度のスタートが切れていると考えております。年度初めの2か月は、子ども達も緊張感を持って生活していたのではないかと考えております。

今後は、その緊張感が切れてしまったり、長く続いているコロナ禍の生活に疲れがたまったりして、不登校やいじめなどにつながってしまう場合もあるかもしれませんので、子ども一人一人に寄り添い、心や体の変化を見逃さないようにしてまいります。

以上であります。

○議長（遠藤 豪君） 再質問はありませんか。

○11 番（池谷洋子君） 再質問をさせていただきます。

初めに、1件目の、マスク着用が困難な意思表示をするカード、バッジの普及についてです。

町長の答弁の中に、カードやバッジはマスクをつけられない方に対して使用を強制するのではなく、カードやバッジの普及により差別を助長するようなことがあってはならないため、他市町の動向や先進地の状況を確認し、検討してまいりたいと考えておりますとありました。

今や外出するときマスクをつけるのは当たり前、常識です。マスクをつけない人は、みんながコロナ感染防止に頑張っている中、非常識だと思われるでしょう。だからこそ、マスクをつけられない方が困っているのです。カードやバッジを強制的にするのではなく、それを必要とする方に普及したらどうでしょうか。

マスク警察と言われるような方や過激な人が、マスクをつけている、つけていないで、大きなトラブルになったケースも報道されています。

本町では常識のある方ばかりですので、そんなトラブルはないと思いますが、それでもマスクをつけられない方々には重要なことなのです。まして、これからは暑い季節になり、マスクの中は50度ぐらいになると言われています。呼吸の病気、皮膚の病気、障がいを持つ方々には大変困難な問題となるでしょう。

また、健常者の私達大人も、暑さで心拍数、呼吸、血中二酸化炭素の濃度が増加し、子どもは暑さを皮膚から出しにくくなるとの指摘があります。

本町はこれまでに、いち早く妊婦さんのマタニティーバッジや内部障がいの方のハートプラスマークを取り入れてきました。他市町の動向というより、マスクの着用が困難な住民のために早急に実行に移し、むしろ他市町のお手本となるべきと考えます。

私は、目の前の困っている方々に手を差し伸べるのが行政の役割であると思っておりますが、町長の考えをいま一度伺います。

次に、3件目の、コロナ禍、子どもの「SOS」対策についてです。

1点目は、教育長の答弁の中に、対応に急を要する場合も直に対処しておりますとありました。どのように対処しておられるのか、伺います。

2点目は、日本中のどの学校も本町と同じように、日々、子どものことについて、様々、対応、対処されていると思います。それでも、コロナ禍、小中高生の自殺者数が最多を更新しているということは深刻な事実です。

先日の静岡新聞に、昨年6月、北海道で中学1年生の男子生徒が自殺した問題で、自殺の一因となった部活動でのからかいについて、顧問や他の部員の聞き取りから、楽しい部活という名目の下、放置されていたと指摘していることが分かり、第三者委員会の報告書は、からかいをいじめとし、学校側の認知不足を問題視しています。更に、いじめを理解していないのに防止できるはずがないとの苦言も呈しています。この北海道の問題は、決して人ごとと捉えてはいけないと私は思います。

また、コロナ禍の影響で小中高生の半数が大人に相談しにくくなっているとの調査結果も明らかになっています。担当者は、学校での負担が増えた先生らの時間的、精神的な余裕のなさを子どもが感じ、遠慮をしていると分析しています。

私は、孤立している子どもはSOSを出せず、孤立は外から見えにくいからこそSOSを出しやすい環境を整えるべきと考えます。

2点目の再質問は、まずは子どもの気持ちをしっかり受け止め、必要に応じて精神医療に詳しい専門家につなげてほしいと考えますが、町の所見を伺います。

以上、再質問です。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○町長（池谷晴一君） 池谷洋子議員の再質問にお答えをさせていただきます。

マスクのつけられない方がいるということでございますけれども、そういう方々が外出のときに困っているということは理解をしております。そして、マスクをつけることが当たり前の状況、今、日本になっているわけでございますけれども、マスクをつけられない方がいることについて、周囲の方が理解されているかについては、まだまだじゃないかなと思っております。

そんな中、マスクをつけられませんかと印字されたカードやバッジをつけたといたしましても、理解をしてもらえないこともあるのではないかと思いますし、カードやバッジをつけることは、かえってマスクをつけられない方に不快な思いをさせてしまうという危険性もあると考えます。

また、カードやバッジをつけることは、その方が障がいをお持ちであるというようなことや、健康状態を他人に示すということにもなりますので、慎重な対応が必要であると考えますが、偏見や差別を助長しないよう配慮しながら、様々な事情によりマスクをつけられない方がいるということ、そしてまた、千葉県の企業が開発したアイテム、今、御紹介がありましたけれども、これはフリーで使えるということでございますので、このようなカードやバッジがあるということを、町民に対し広報紙等で周知してまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○教育長（高橋正彦君） 池谷洋子議員の再質問にお答えいたします。

初めに、対応に急を要する場合、具体的にどのように対処しているかについてであります。

対処するに当たり様々なケースがあり、そのケースに応じて対応も違ってきます。ただ、子どもが危険にさらされているおそれがある場合には、子どもの安全を最優先に考えます。学校及び教育委員会は、保護者との連絡、必要に応じ警察や児童相談所などの関係機関との連携を行い、直ちに現場や家庭に出向き状況確認、場合によっては安全確保への処置などを行っております。

次に、子どもの気持ちを受け止め、プロにつないでいく対応についてお答えいたします。

先ほど申し上げましたように、子ども達を多くの方に見守りしていただいているとともに、アンケートや日誌などから子ども達の気持ちを把握するように努めています。

また、笑顔で登校してきた子どもを元気に家庭に帰し、翌日の笑顔につなげるため、1日3回、子どもの健康観察を行っているという学校もございます。

また、子どもの気持ちを受け止めた結果、個々の様子に応じてスクールカウンセラーの臨床心理士による相談を行っております。

また、医療を必要とする場合には、学校専門相談員制度を活用して、学校から担当の医師に直接相談したり、学校医を通じて専門医を紹介してもらうなど、専門の方や専門機関につないでいく対応も行っております。

以上であります。

○議長（遠藤 豪君） 再々質問はありませんか。

○11 番（池谷洋子君） 再々質問をさせていただきます。

町長の方からお話を伺いました、マスクの着用の問題です。

先ほど話したマタニティーバッジも、私は町内に住む妊婦さんが3か月、4か月頃でしたけれども、バスとかに乗ったときに、なかなか自分は妊婦ですから席を譲ってくださいと言えない。本当に自分から声を出せば、言えばいいんですけど、そういうことは言いにくい、そういう話

からマタニティーバッジのことで知り、小山町は静岡県下で一番先に取り入れていただきました。

本当に困っている人がいます。それは今、言った妊婦さんであり、また、内部障がい、外から見えない内臓の病気を抱える人達の、そういうことです。皆さんの周囲の理解を求める人達のことです。

もし、再々質問ですが、町長がじかに、こういう方達が本当に、「町長、私はこういうことで悩んでいる、本当に困っている、何とかならないか」と、私のこういう一般質問ではなく、町長の前でそういうお話をされたら、町長はどのように断るのでしょうか。他市町の動向や先進地の状況を確認し、検討しますと言えるのでしょうか。

もう一度、町長のお言葉、考えをお聞きしたいと思います。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○町長（池谷晴一君） まず、この件につきましては、非常にナイーブな問題だと捉えております。つける、つけないというのは個人の判断であります。つけたときに、周囲が、町民がどう捉えるかということが大問題だと思います。

したがいまして、町民に、こういう方々もおられるということをしつかりと理解をしていただくということがまず第一だと思っております。

そして、この件につきましては、今、議員がおっしゃったように、私のところへということでしたら、いつでも結構でございますので、来ていただければ、お話をしっかりと聞いて対応してまいりたいと思っております。

また、この件につきましては、広域で、国あるいは県レベルでも取り組むという必要があるんじゃないかと思っておりますので、県にもちょっと働きかけをしていきたいというふうにも考えております。

以上でございます。

○11 番（池谷洋子君） 以上で質問を終了します。

○議長（遠藤 豪君） 次に、9 番 藺田豊造君。

○9 番（藺田豊造君） 私は、湯船原新産業集積エリアから掘り出されたごみ処理について、町長の御所見をお伺いいたします。

さて、この問題は、前町政において、ごみのあることを知らなかった、調査したけれどなかったとの議会答弁から始まります。しかしながら、実際はあのようなものでございました。そもそもこれは、民法の定めを無視して契約書を作り、その結果がこうした事態を招いたものでした。

ごみ処理費用には 30 億円余のお金がかかり、その処理費用は町民の負担です。実際には 19 億円余りを協力会社が御負担していただきましたので、実質的には 11 億円が町民の負担でした。

そもそも町は地主との契約の際、何ゆえに町の契約書に沿った契約書ではなく、瑕疵担保責任を除外した契約書で締結をしたのか、それがどのような経緯であったもので、どのような理由があったのかをお伺いいたします。

果たしてそれがどうあろうと、民法の定めには、御存じのとおり、事前に予測できない瑕疵が発見されたときには売主の責任となるというものです。これが民法の定めです。このことをしっかり守っていれば、30 億円など払う必要がなかったものでございます。

町はこうした問題が生じたとき、弁護士など法律に詳しい専門家に御相談しましたでしょうか。お伺いします。これは正直に答えてください。

また、令和元年年末、処理費用が足らないので議会を開いてくださいとの要請がありました。その時点では十数億円でしたが、結果はそれを大きく上回るものでした。この見込み違いはどのようなことから生じたのか。また、その責任はどこにあったかをお伺いします。

さて次に、令和2年1月6日の新聞記事でございます。これについてお伺いします。

町長は、これによりますと、瑕疵担保責任を外した契約書より生じた町の負担を言ったものでしょうが、前町長、また、担当者の責任は重い。顧問弁護士とよく相談するとありました。その時点での御心境と併せて、最良の方法とは何であったかを、どうお考えになったのかをお聞かせください。

また、その臨時記者会見の後に、静岡新聞の記者は前町長と会い、そのときの様子が書かれておりました。前町長は、このとき、買収以前より当該地にごみが埋まっていたことを知っていたとありました。明らかに町に損害を与えることを知っていたということになります。それは背任行為にもつながります。この御感想も併せてお聞かせください。

さて、町は昨年、小山町湯船原新産業集積エリア開発事業に係る業務検証委員会を立ち上げられましたが、新型コロナ関係か何か分かりませんが、活動が休止されています。

そこで、町長にお伺いします。

この報告書が出て、報告書によるものを全件委ねるのか。あるいはまた、町長は、当然弁護士等と相談されるでしょうけれども、その判断で御自身の考え、法にのっとり、粛々と、例えば損害賠償を含む何らかの法的手段をされるのか、御所見をお伺いします。

検証委員会を見えていますけれども、何ゆえに専門家を集めて検証委員会を立ち上げているのかがあります。この点についてお伺いします。

さて、町は器物損壊の罪において、かつて87歳の方を司直の手に委ねました。当局はこの方法を正しい整理の仕方と発言しています。公平公正な町政運営こそが、町民に安心安全をもたらすものです。そうしたことには、町長の毅然とした態度こそが、それをもたらすものと私は確信してやみません。改めて町長の御存念をお伺いします。

以上。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○町長（池谷晴一君） 藺田議員にお答えをいたします。

まず最初に、瑕疵担保条項を除外した契約書にて契約を締結した経緯につきましては、検証委員会の調査範疇でございますので、最終報告はまだ出ておりません。回答を差し控えさせていただきます。

次に、湯船原新産業エリアの用地取得における土地売買契約書への瑕疵担保条項の不記載についてであります。

この件につきましては、町の顧問弁護士に確認をしております。その回答として、瑕疵担保条項の記載の有無につきましては首長の裁量において決定できることを確認いたしました。また、瑕疵担保条項を入れた方がより丁寧であるが、契約書になくとも、瑕疵担保による求償は可能であるとのことでありました。

次に、廃棄物の見込量及び想定処分費についての違いが生じた理由であります。

理由は、大きく4点考えられます。

1点目として、見込んだ数量について、そもそも正確に見込むことが困難であったこと。

2点目として、当初、ふるいにかけて廃棄物を取り除き、利用できる土を工業団地内の道路の路盤材として利用する計画であったものが、県からの指示もあり、全量を運び出して、処理方法を変更せざるを得なかったこと。

3点目として、土中にあった廃棄物を掘り出したことによりボリュームが増したこと。

4点目として、工業団地の協力事業者への引渡し期限及び町が借り入れた起債の償還期限が、令和2年3月と令和元年度内の造成事業の完了が必須であり、廃棄物の受入れが可能な事業者として、県外の事業者と契約せざるを得なかったことから、処分費に加えて運搬経費がかさんだことであります。

以上の理由から、当初の見込みに比較し、廃棄物の処理量及び処理費用が巨大に膨れ上がったものであります。

次に、その責任の所在であります。三来拠点事業の推進は前町長時代に決定し、事業に着手したものであり、仮に当初から廃棄物の存在を知りながら事業を推進したならば、前町長の責任は重いものと考えております。

一方、職員においては、予算不足に関わらず事業を推進したなどの事実がありましたので、町の基準にのっとり厳正に処分したところであります。

令和2年1月の記者会見時点での私の考えた最良の方法は、町が多額の処理費を負担せざるを得なくなったことに係る責任の所在を明確にし、損害賠償を求めることでありました。

次に、前町長が廃棄物の存在を知っていたとの新聞報道に接したときの私の感想であります。

まず、大変驚いたという感想でありました。新聞報道のとおり、前町長が廃棄物の存在を知っていたのならば、もっと時間をかけ、詳細な調査をすべきでありましたし、瑕疵発見から1年という賠償請求期限を鑑み、廃棄物の発見後直ちに民法にのっとり地権者に瑕疵担保求償をする。

しないならば、町民に対し瑕疵担保求償を放棄すること、処理費を町の負担とすることについて、その理由、経緯などを丁寧に説明し、理解を得るとともに、議会に対しましても説明、承認を得るなど適切な対応すべきであったと考えました。

次に、小山町湯船原新産業集積エリア開発事業に係る業務検証委員会であります。

私は、令和2年5月の広報とともに、町民の皆様に対し書面による説明とおわびをお伝えさせていただきました。その書面の中でも述べさせていただきましたが、今回の件につきましては、数々の疑問があります。そのため、事務処理の観点から、一連の業務把握や課題整理を行い、問題の発生原因の分析等により改善点を検証し、必要な対応措置を検討すること及び町民の信頼確保に資することを目的として、小山町湯船原新産業集積エリア開発事業に係る業務検証委員会を設置したところであります。

委員会には、検証業務の公平性を担保するため、外部委員に加わっていただき、9月に第1回の委員会を開催し、令和3年1月までに4回を開催したと報告を受けております。

その後、外部委員とのやり取りや内部委員の本来業務との兼ね合いから時間を要し、現時点では最終報告を受け取っていない状態であり、最終報告については、来月頃に検証委員会から私に提出されるものと考えております。

繰り返しになりますが、検証委員会は事務処理の妥当性等に関して検証を行うものであり、改善が必要な事項について明確化することで、町民の信頼を回復することを目的に設置したところであります。

議員御指摘のとおり、公平公正な町政運営こそが町民の安全安心をもたらすとの考え方は私も同感であり、常にそのことを心がけ、町政運営に当たっております。

本件につきましては、検証委員会の報告を踏まえ、弁護士と相談の上、総合的に判断し対応してまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（遠藤 豪君） 再質問はありませんか。

○9番（藺田豊造君） 再質問させていただきます。

ただいま、調査中なのでお答えできないとの御回答でした。

土地取引の場合については、重要事項の説明というものをしなければならないんだという、これは欠くことができないものでございまして、弁護士は求償権可能とお答えしていますが、しかし、もっと弁護士は分かりやすく、あってもなくても売主側に責任があると答えたのじゃないでしょうか。入れる、入れないは町長の裁量権にあるにしても、重要事項としての説明があったか否か、それについてまずお答えください。

また、これに対する賠償請求権を時効によって放棄せざるを得なかったと。これは当局の重大な過失であります。これについてはどのようにお考えになっているのかお答えください。

更に、前町長がごみがあることを知っていた。また、それが町民に損害を与えることを知らなかったとしても、町の答弁において知らなかったと議会において答えております。議会軽視の虚偽の答弁を繰り返してきたこと、これは決して許されるべきものではありません。今後の防止策はどのようにお考えでしょうか。

私も弁護士のところに行って、このことについてお伺いしてきました。これらの件につき、私は背任行為と断定しましたが、町長はどのようにお考えになっているのでしょうか。

話が少し飛びますけれども、検証委員会を立ち上げたのは、高い確率で不法行為があったとお考えになったからではないのでしょうか。既に町長も弁護士とは会って打合せをしているのではないのでしょうか。そしてまた、弁護士からの助言もあったのではないのでしょうか。それについてお伺いします。

以上です。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○町長（池谷晴一君） 藺田議員の再質問にお答えをさせていただきます。

5点あったと認識をしております。

まず、第1点目の土地取引に係っている重要事項の説明ですが、これは私も宅建を持っていますけれども、そういう土地売買契約の際、重要事項は必ず説明しなければならないということは、法律上そうなっているわけでございます。弁護士との話の中で、説明云々についてあったかどうかということについては記録がございません。したがって、分かりません。

2点目の時効放棄ですけれども、先ほど1回目の答弁でも申し上げましたとおり、時効1年というのは分かっているわけですので、その時点で期限内に賠償請求をするかどうかということをごどのように判断されたのかということについては分かりません。

3点目です。町長答弁で虚偽、事実と違う話をされたんじゃないかということでございますが、これも私からはちょっとお答えができません。

4点目の背任行為も、これはたまたま新聞報道で知っていたということを言われたということでございますので、これについては新聞報道を基に、現時点で回答をするということは差し控えさせていただきたいと思います。

検討委員会の設置等々で弁護士からの助言ということでございますけれども、弁護士には必要な書類をもう送ってございまして、これから、どうしようか、どういうふうにしようかということとを相談して進める。

もちろん、この過程におきましては訴訟を提起ということは議員の皆様のお理解を得なければなりませんので、議員の皆様とも御相談をさせていただきながら進めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（遠藤 豪君） 再々質問はありませんか。

○9番（藺田豊造君） まだ答えてもらえてないのが今あります。今後の防止策はどうするかという、要するに虚偽の答弁、議会軽視のような虚偽の答弁を繰り返していたことは、誰でもここにいる方は承知です。そういうための防止策はあるのかと、私は1回聞いていますけれども、それについてのお答えは、町長からお答えなかったけれども、防止策はあるのかないのか。

○議長（遠藤 豪君） 答弁願います。

○町長（池谷晴一君） 再々質問にお答えをいたします。

前町長の虚偽の答弁ということでありますけれども、当然ながら、最低限、議会という公の場で虚偽の話をするということは実際あり得ないことでありまして、それが事実だとすれば、非常にまずい話だと思います。

再発防止といいますか、その点につきましては、私も、どの首長さんもそうだと思いますけれども、議会は非常に重要な場ですから、その場で、うそを言う、虚偽のことを言うことはあってはならないということであると思っております。

以上でございます。

○議長（遠藤 豪君） 9番 藺田豊造君に申し上げます。

会議規則第55条第3項において、議員は質疑に当たって自己の意見を述べることはできないとなっております。虚偽あるいはそうでないか、これは個人の見解ですので、ただいまの質疑は個人的見解を述べたものですので、議長の職責として注意させていただきます。

○9番（藺田豊造君） 最後になりますけれども、町長の御見解を再度お伺いします。

町民が池谷町長を選んだのは、しっかりしたコンプライアンスを構築していただきたい、この一心であったと思います。町民のこうした付託に勇気を持ってお答えすることを祈念いたしまして、質問を終わります。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めますか。

○9番（藺田豊造君） いや、決意を聞きゃあそれで結構です。

○議長（遠藤 豪君） 了解しました。

それでは、ここで10分間休憩といたします。

午前10時56分 休憩

午前11時06分 再開

○議長（遠藤 豪君） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、2番 室伏辰彦君。

○2番（室伏辰彦君） 通告に従い、2点ほど一般質問をさせていただきます。

まず、第1点目、有害鳥獣対策についてであります。

町内でも現在、有害鳥獣である鹿が増えてきているようです。鹿は野菜のみならず、お茶の葉、山菜の芽など、今まで被害がなかったものまで食べております。農作物に被害があると収穫ができなくなり、農家の収入がなくなってしまう。農家が被害に遭っても、運が悪かったということで話が終わり、補償はありません。

また、道路に飛び出し、自動車との接触、夜間には庭先まで下りてくる、人を襲いけがを負わせる等の危険があります。

対策が遅れると、山の植生に影響が生じ、土手等を踏み荒らし、土砂の流出を招くおそれがあるのではないのでしょうか。

鹿は増え過ぎ、食べ物がなくなり、生きるためには食べ物を探しに人里まで下りてきます。鹿も生きるために必死なのは理解できますが、農業で生計を立てている方、町民の安全はどうなるのでしょうか。農家のため、町民のため、増え過ぎておかしくなってきた生体数を環境に対応した数に減らす必要があります。

そこで、次の点を質問いたします。

現在、どの程度の頭数を把握されているのか。また、過去に比べて、どの程度増えているのか伺います。

町内での被害を把握しているのか伺います。

現在の対策を進めたままでは、もはや手後れ感があります。今後の新たな対策を検討していく必要があるのではないかと伺います。

5月11日に東部管内で初例となる豚熱ウイルスに感染したイノシシが須走地区で捕獲されました。養豚場で発生すると、全ての豚を殺処分しなければなりません。食に関する重大なことであり、食い止める必要があります。どのように広がってきているのか、県内の他の自治体ではどのような対策をしているのか、町ではどのような対策をしているのか、今後していくのか伺います。

現在、イノシシや鹿を処分する際、土に埋めるなどの手段を用いております。捕獲したイノシシや鹿を有効に活用する手段の検討をしていく必要があるのではないかと。例えば処分場を設ける、処理施設を建設する、処理施設のある自治体に搬送するのか、町としてどのように考えているのか伺います。

2点目として、移住定住の促進についてであります。

小山町の人口は1万8,000人を割り込んできました。この4月より人口政策推進室が新たに設けられ、新しく理事が就任されました。第5次総合計画に地域特性を活かした移住定住の促進とあり、施策の方向、主な取組として9項目があります。

就任されて2か月ほどたちましたが、本年度はどのように取り組んでいくのか伺います。

また、人口減の大きな要素として、賃貸住宅の不足、分譲住宅、中古住宅の不足、宅地の不足、これら住まいの不足が掲げられます。ここ数年の施策、グランファミリア落合、大胡田の分譲地も既に完了、着手済みであります、空き家対策も含めて今後の展望を伺います。

施策の方向、主な取組の中に、地域特性を活かしたテレワーク・サテライトオフィス・ワーケーションといった取組、起業があります。令和3年度予算に新たな働き方推進事業費750万円が計上されております。予算確定時にはまだ使い方が決まっておられませんとのことでしたが、2か月たっております。プラン等はできているのか伺います。

各種補助金の制度の創設、実施により、小山町への移住定住を推進しますとありますが、どのようなものを検討していくのか伺います。

以上です。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○町長（池谷晴一君） 室伏辰彦議員にお答えをします。

初めに、2点目の移住定住の促進についてのうち、総合計画に掲げた移住定住の促進のための各種補助金制度の創設、実施に関する考え方についてであります。

移住定住の推進のためには、第5次小山町総合計画に掲げた「育てたい、暮らしたい、帰りたいまち 小山町」という将来像に向けて、現状と将来像とのギャップを埋める課題を洗い出し、費用対効果の高い対策を打つ必要があります。

まずは、これまでの政策の評価・検証を行い、現状分析をしっかりと行った上で的確に課題を捉えることが必要でありますので、今年度新設した理事、人口政策推進室において情報収集や分析を進めてまいります。

補助制度につきましては、本年度は総合計画のスタートアップとして、若年層の定着・定住化の促進とライフステージに沿った切れ目のない子育て支援策の充実を図るために、県補助事業の採択を受けた、遠距離通学をする学生への交通費支援助成、小山町育英奨学資金利用者に対する定住支援助成及び第1子出産を対象にした育児用品の購入助成など、定住促進や少子化対策に向けた経済的支援を準備しております。

今後の制度創設に関しても、将来像実現の観点から定期的な評価・検証及び見直しを前提に、的確な対象に向けた効果的な支援を行いたいと考えております。

その他の御質問につきましては、理事及び経済産業部長から答弁をいたします。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○理事（増井重広君） 次に、移住定住の促進について、本年度はどのように取り組んでいくのか、また、住まい不足に関する空き家対策も含めた今後の展望についてであります。

総合計画に掲げている「地域特性を活かした移住定住の促進」として、本年度は、まずは、これまでの移住定住施策を含む人口政策に関する事業の成果を評価・分析し、町の地域特性を考慮

しながら、必要な資源をどの分野にどういった方法で投入するのがより効果的であるかを検証してまいります。

その上で、総合計画にある「育てたい、暮らしたい、帰りたいまち 小山町」の創造に向けて有効となる政策手法を構築し、町内外に強く情報発信して、住み続けていく場所として選ばれる町となることを目指してまいります。

次に、賃貸住宅、分譲・中古住宅、宅地の不足に対する今後の展望についてであります。現在、町内での宅地供給としては、町の宅地造成事業による成美地区の宮ノ台での分譲に加え、北郷地区の大胡田での宅地造成に着手し、今年の秋には分譲開始を予定している他、明倫地区と北郷地区の市街化区域内において民間による宅地造成事業が進められております。

しかしながら、民間事業者からは「事業用地を見つけることに苦慮している」という声も寄せられておりますので、市街化区域内の土地の有効活用を促す広報活動や、優良田園住宅の基本方針に位置づけたリバーガーデンタウンおやまへの民間事業誘致についても取り組んでまいります。

また、空き家対策については、利活用されないまま危険空き家になってしまう物件が多くなっていることから、小山町空き家等対策計画に位置づけている空き家の利活用促進に向けて、現在、不動産バンクによる空き家・空き地情報の提供体制の見直しを検討しているところであります。

不動産の流動化は町の活性化につながりますので、空き家・空き地の他、民間の宅地供給情報も含めて町が情報の収集と発信を行い、民間との適切な連携によって宅地需要に応じてまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○経済産業部長（高村良文君） 次に、移住定住促進についてのうち、本年度新規事業「新たな働き方推進事業」の進捗についてであります。

新型コロナウイルス感染拡大による移動制限等から就労者を取り巻く環境は大きく変化し、リモートワークを取り入れる企業が増加したことに伴い、テレワーク、サテライトオフィスやワーケーションなどの新たな働き方が注目されているところであります。

そこで、今年度は、首都圏にも近い本町の立地環境を活かしたこれらの事業に着手すべく予算を承認いただき進めているところでございます。

初めに、テレワークについて、町内では、駿河小山駅前交流センターや足柄駅前交流センター等の公共施設においてWi-Fi等の通信機器が既に設置されていることもあり、電車やバスの待ち時間等に個々にパソコンを持ち込み、作業を行っている姿も見受けられます。

今後、状況に応じ公共施設のテレワークに係る必要な備品等を整備するとともに、テレワークが可能な施設の統一表示やインターネットで検索できるようにするなど、更なる利用促進を図るため150万円の予算を活用する計画であります。

次に、サテライトオフィスにつきましては、公共施設や民間施設の改修等の提案を受けまして、環境整備を行うため 600 万円の予算を活用する計画であります。

まずは、町内に多くの企業等が進出していることから事業拡大を働きかけるとともに、新たに民間施設の未利用物件や建物の空きスペースを活用したサテライトオフィス等に係る建物の改修費用等に対しまして助成を行うよう、現在、小山町サテライトオフィス等設置事業助成金交付要綱の制定に向けて作業を進めております。

制度設計がまとまり次第、国や県が運営されております紹介サイトの活用等によります情報発信を強化するとともに、首都圏において県内の企業誘致を行われている静岡県東京事務所とも連携し、町内にオフィスを設けていただける企業の誘致に努めてまいります。

最後に、ワーケーションについては、当初予算で計上しておりますが、今年度、町では県の観光地ワーケーション受入環境整備促進事業費補助金を活用し、町内の宿泊施設においてワーケーションの受入れが促進されるように、ワークスペースやW i - F i 環境の整備等に係る経費について、新たな働き方推進事業費を 750 万円とは別に補助を行う計画であり、現在その準備を進めているところであります。

次に、有害鳥獣対策についてであります。

初めに、鹿の頭数把握状況、町の被害状況、今後の新たな対策についてでございます。

県自然保護課の取りまとめました鳥獣管理計画資料によりますと、平成 29 年度の町内におけるニホンジカの推定生息頭数は約 5,800 頭であります。

また、過去に比べてどの程度増えているのかであります。令和元年度と令和 2 年度の生息密度調査結果からの比較となりますが、本町須走地区の東富士演習場内で、令和元年度に 1 平方キロメートル当たり 100 頭以上という高い生息密度であり、令和 2 年度も高い生息密度のまま推移しております。

山梨県から神奈川県境の簗坂峠から明神峠付近におきましては、令和元年度の生息密度が 10 ～40 頭程度でありましたが、令和 2 年度では 25 ～60 頭と増加傾向にあります。

また、足柄地域、特に金時山周辺につきましては、令和元年度の生息密度がゼロから 1 頭でありましたが、令和 2 年度は 4 ～14 頭であり、こちらも増加傾向にあります。

次に、町内の被害状況でございますが、令和 2 年度に部農会が行ったアンケート調査によりますと、主に野菜と水稻の被害報告が多く、被害面積は 237 アール、前年度比 119 アールの増、被害金額は前年度比 169 万円増の 426 万 7,000 円でありました。この被害に対応すべく、毎年、駿東猟友会小山支部を中心に、罾や銃猟による個体数削減に尽力していただいております。

現在、捕獲従事者を増やす取組として、第一種銃猟免許及び罾猟免許取得希望者に対しまして、最大 10 万円を限度に補助金交付を実施しており、年間 1 名から 2 名の方が資格を取得さ

れ、現在 36 名の会員にて日々有害鳥獣捕獲対策に従事していただいているところでございます。

町としての今後の対策でございますが、里山での鹿やイノシシの出没による被害が発生していることから、引き続き免許取得希望者に対する補助金制度を推進するとともに、防護柵や罠の効果的な設置方法に関する勉強会を今年度地区ごとに開催し、地域ぐるみでの防御に向けた取組を継続してまいります。

また、捕獲に対する労力削減のため I C T を活用した罠の導入など、安全で効率的な対策についても、県や近隣市町と情報共有しながら研究を進めてまいります。

次に、豚熱ウイルスに感染したイノシシについてであります。

平成 30 年 9 月に、国内で 26 年ぶりに岐阜県の養豚場で豚熱が発生いたしました。

野生イノシシにつきましては、国内で 24 都府県、近傍では愛知県、長野県、山梨県において豚熱ウイルス感染が確認されております。

静岡県内では、令和元年 10 月に藤枝市で死亡したイノシシが県内初となる陽性事例となりました。その後、中部から西部を中心に感染が拡大し、現在、県内で 13 市町において陽性事例が確認されております。

本年 5 月に発見された本町の事例は、県内 309 件目、東部農林事務所管内では初の事例となりました。

静岡県では、防疫対策として、飼養豚のワクチン接種や農場消毒、野生動物侵入防止柵設置等を進めると同時に、野生イノシシに対しては、県、市町、猟友会、畜産関係団体等から構成されます豚熱経口ワクチン対策協議会を組織し、令和元年度から豚熱検査や経口ワクチンの野外散布を実施し、野生イノシシの抗体陽性化による免疫獲得を図っているところでございます。

山梨県、神奈川県との県境を有している小山町といたしましては、県指導の下、町職員も猟友会と連携し、令和元年 12 月から令和 3 年 3 月にかけて計 4 回、県境付近を中心とした経口ワクチンの散布に参加し、対策を行っております。

また、令和 3 年 3 月には、地上散布が困難な山岳地域においてもヘリコプターによる経口ワクチンの空中散布を行っております。

広域的な対策となることから、引き続き県主導の下、近隣市町、猟友会、畜産関係団体、更には近隣する山梨県、神奈川県と連携しながら感染拡大防止に努めてまいります。

最後に、捕獲したイノシシや鹿の処理や活用についてであります。

捕獲されたイノシシや鹿につきましては、猟友会の協力の下、自家利用もしくは現場埋設等により処理を行っております。埋設作業は捕獲者にとって大きな負担となっていることから、埋設処分場所の確保や処理施設の導入などが今後の課題となります。

埋設処分場所につきましては、大規模埋設穴による埋設も考えられますが、臭気の拡散など衛生面での問題があること、車両による搬入経路、用地の確保や周辺の理解などの問題がございます。

その他、焼却処分や微生物分解による生物処理等があります。両処理方法とも減容化が可能ですが、施設の導入・維持管理費用等のコスト面、衛生面の問題がございます。

これら有害鳥獣に関する問題は、去る5月19日に開催されました県内4市1町で組織されます富士山ネットワーク会議において、鹿やイノシシの活用や処理方法に関する話題が挙がり、広域で連携した施設整備の可能性など、今後の研究課題を町長が提案したところです。

今後、国、県の動向を注視するとともに、周辺市町との情報共有を進め、処理や活用に向けた対策を研究してまいります。

以上であります。

○議長（遠藤 豪君） 再質問はありませんか。

○2番（室伏辰彦君） まず、最初に有害鳥獣の方で再質問を2点ほどさせていただきます。

防護柵や罠の効果的な設置方法に関する勉強会を今年度も地区ごとに開催し、地域ぐるみでの防御に向けた取組を継承し働きかけてまいりますとのことですが、これまでいつどこで勉強会を開いたのか、どのように周知したのか、その内容を伺います。

二つ目、現状の対策のみでは有害鳥獣は増え続けることは目に見えて分かります。現状の被害の金額が426万7,000円とありますが、実際はそれ以上だと思います。先ほどの回答で、町が主体となって処分する方法について様々な課題があるとのことでした。しかしながら、課題を乗り越えなくては、ますます被害は増えていくばかりです。処分方法を研究して実現していただくとともに、今年度中に町独自の効率的な捕獲方法を示すことができるのか、伺います。

次に、移住定住に関する再質問です。八つほど再質問させていただきます。

1、県補助事業の採択を受けた遠距離通学をする学生への交通費支援助成は制度設計ができているのか、伺います。

2、町長が就任され、この2年間での評価分析はされていると思いますが、どのように課題を見いだしておるのか、伺います。

3、昨年度の移住定住に関する施策は、以前から進められた分譲地絡みの施策で他には見えていないと思われますが、どのような評価分析をされているのか、伺います。

4、本年4月に1万8,000人を切り、すぐにでも手を打たなければならない状況と考えます。今年度は評価分析とのことですが、人口減少の重要な要因として、「小山町に住みたい方が住む場所がない」という声が届いております。既に完売済み、着手済みの案件は除いて、今年度は具体的にどのような住宅供給の手段を講じていくのか、伺います。

5、理事が就任され2か月たちました。答弁の中に、小山町の地域特性を活かした移住定住施策を含む人口政策云々と述べておりますが、職員は長年小山町に生活し勤めております。地域特

性については十分理解しているはずですが。検証よりも具体的な施策を進めていただきたいと思います。理事は、小山町に来られて、小山町の地域特性はどのようなものがあるのか気がつきましたか、伺います。

6、リバーガーデンタウンおやまに関する答弁がありました。以前は進めないとの説明がありました。今回の答弁で取り組んでいくとあります。どのような経緯で考えを変えられたのか、伺います。また、この地は市街化調整区域であり、民間が開発できる場所ではありませんが、都市計画法上どのような措置を取るのか、伺います。

七つ目、空き家対策ですが、所有者が既に町外へ転出している方が大勢いるはずですが。そのような方に空き家の活用を勧める必要があると考えますが、これまでどのような提案をしてきたのか、伺います。

最後に、小山町サテライトオフィス等設置事業助成金交付要綱の制定に向けての答弁がありましたが、その要綱はどのようなものになるのか、伺います。

以上です。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○町長（池谷晴一君） 室伏辰彦議員の再質問にお答えをさせていただきます。

私からは、2点目の移住定住の促進についての再質問のうち、二つ目の町長就任2年間の評価分析によりどのように課題を見いだしていくかについてと、三つ目の昨年度の移住定住施策の評価分析については、関連いたしますので併せてお答えをさせていただきたいと思います。

本町の課題としては様々ございますが、特に、これからのまちづくりの担い手となります若者が進学や就職によって町外へ流出し戻ってこないということや、三来拠点事業などによって進出した企業の従業員確保というニーズに対しまして、いかに町内定住に結びつけていくかということは、大きな課題であると考えております。

三つ目の御質問の、昨年度の移住定住施策の評価分析についてであります。移住定住や婚活支援のイベントなどは、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、活動に大きな制限を受け実施できなかった事業が多かったわけですが、そういう状況の中でも、例えば社員が住む場所を探している進出企業に町内のアパートや空き家とのマッチングを進めた他、令和2年9月には町の開発許可の技術基準を定めて、市街化区域の宅地開発に係る道路要件の緩和を図り、その結果といたしまして民間宅地造成事業が実現するなど、民間ニーズに応えながら移住定住の拡大に結びつく事業を展開してまいりました。

今後も、本町への民間ニーズを的確に捉え、そのニーズに応えていけるよう努めていくことが重要であると考えております。

ただし、行政の予算や人材にも限りがありますので、民間の応援をいただけるよう関係機関等との協定締結などにより連携強化を図りながら、多様な主体が活躍できる公民連携を進めていくことで、魅力的なまちづくりを実現したいと考えております。

また、現時点でも、本町に通勤・通学する方々が5,000人以上いらっしゃいます。小山町自治基本条例では、通勤・通学者もまちづくりの主体である「町民」として定義しておりますので、このような方々にも情報発信を行い、町への声をいただきながら町の魅力づくりに努め、「育てたい、暮らしたい、帰りたいまち 小山町」の実現を目指してまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○理事（増井重広君） 移住定住の促進についての再質問についてお答えいたします。

1点目の、県補助事業の採択を受けた遠距離通学をする学生への交通費支援助成の制度設計の内容についてであります。対象につきましては、町内に住所があり、町内から大学、短大、専門学校等に通学する学生で、鉄道利用距離が片道おおむね50キロメートル以上の通学定期券の購入費用に対し、月額3,000円を上限に助成することで調整しております。

次に、4点目の今年度に講じる具体的な住宅供給の手段についてであります。新たな宅地開発だけではなく、空き地・空き家の利活用促進も有効な手段であると考えられますので、効果的な情報発信や相談体制を整備し、民間と連携しながら、移住定住を促進する住宅供給施策に取り組んでまいります。

加えて、町の分譲地の販売状況や民間事業者の宅地開発事業の状況を見ながら、町内にどのような宅地ニーズがあるかを把握し、民間との役割分担を踏まえて、町が進めるべき住宅供給の手段について検討してまいります。

次に、5点目の私が気づいた小山町の地域特性についてであります。地域特性を活かした移住定住の促進という基本施策については、本年3月に策定した第5次小山町総合計画に位置づけられており、その中では「静岡県の東の玄関口として首都圏に隣接し、かつ富士山を望む雄大な景観と、豊かな自然環境や清らかで豊富な水資源に恵まれている」ことが小山町の地域特性であるとあります。この点については異論はなく、着任して2か月が経過しますが、まさにそのとおりだと感じております。

また、人口政策を推進していく上で、県が少子化対策施策の評価・検証に活用するために作成した「ふじのくに少子化突破戦略の新・羅針盤」の各種指標を分析しておりますが、正規従業員数割合や就業者に占める若者の割合、若者世代の完全失業率の低さ、市町民所得の高さは県内で1、2番目に位置しており、いわゆる地域の働く力が高い地域特性があることも分かってまいりました。

「育てたい、暮らしたい、帰りたいまち 小山町」の実現を目指して、こういった地域特性を活かした施策を、どの分野に向けて、どういった方法で投入することが効果的であるかを早急に検証し、具体的な施策の構築を図りたいと考えております。

次に、6点目のリバーガーデンタウンおやまの取組への考え方につきましては、令和2年6月定例会における鈴木議員の一般質問でお答えしているとおり、まずは市街化区域内の土地の有効

な利活用の促進に努め、リバーガーデンタウンおやまについては、町が開発するのではなく、民間活力の導入を期待しているという考え方に変わりはありません。

また、リバーガーデンタウンおやまで開発する場合の都市計画法上の処置についてであります。当エリアは議員御指摘のとおり市街化調整区域内にあり、基本方針に位置づけた優良田園住宅の建設であっても開発行為となることから、県開発審査会の議を経る必要があるなど、市街化区域内の建設に比べ様々なハードルがあると想定しております。

そのような条件下であっても、当エリア内での宅地創出事業に取り組む意欲はもちろん、民間業者との対話を通じて提案内容を伺った上で、関係各課と連携して、実現に向けた方法を協働して検討してまいりたいと考えております。

次に、7点目の、町外空き家所有者に空き家活用の提案をしたことがあるかについてであります。倒壊の危機や周辺に悪影響を及ぼすような状態にある危険空き家に関して、町外に住む空き家の所有者に対して適正管理の助言や指導を行ってまいりましたが、それ以外の空き家に関して、利活用を促進する観点での所有者に対する提案は行っておりませんでした。

危険空き家の発生を未然に防ぐことは大変重要であると考えておりますので、固定資産税納付のタイミング等を活用するなど、議員御指摘のとおり、空き家や未利用地の利活用を促進する意識啓発に取り組みたいと考えております。

以上であります。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○経済産業部長（高村良文君） 移住定住促進の再質問のうち、8番目の小山町サテライトオフィス等設置事業助成金交付要綱はどのようなものになるかについてであります。

昨年度実施いたしました活用可能性調査を踏まえ、潜在的な可能性を探りながら企業の状況把握を行い、それを踏まえまして支援制度を構築しております。

詳細につきましては、町内で新たにサテライトオフィスを整備し、また、空き家及び空き部屋を活用した事業者などに対しまして、建物の整備、もしくは改修に要する経費に対しまして助成を行う予定でございます。

なお、助成額につきましては、近隣市町の状況を精査いたしまして進めてまいります。

次に、有害鳥獣対策のうち、これまでいつどこで勉強会を行い周知したかについてでございます。

町内におきます個体頭数削減や被害防止対策に関しましては、小山町鳥獣被害防止対策協議会が中心となって活動しております。町は、町内の農業者などの関係者に対しまして、外部講師による鳥獣被害対策に関する研修会を定期的を開催し、鳥獣の生態、餌による誘引の方法、罠や防護柵の適切な設置方法などについて講習を実施してまいりましたが、令和元年度以降は、台風災害、新型コロナウイルス感染症等の影響で研修会はできませんでしたが、今年度は実施を予定しております。

次に、今年度中に町独自で効率的な捕獲方法を示すことができるかについてでございます。

捕獲には、従事者を増やすことや、罠の数を増やすことが必要でございます。更に、猟友会では夜間の生態調査を実施しており、出没経路などの情報収集を行っているところです。

町独自の活動といたしましては、赤外線カメラを搭載したドローンを活用し、生息状況を把握し、猟友会にその情報を提供することで捕獲活動の効率化を進めてまいります。

以上でございます。

○議長（遠藤 豪君） 再々質問はありませんか。

○2番（室伏辰彦君） まず、移住定住の方からです。遠距離通学者の鉄道利用距離 50 キロ以上とのことですが、小田急線、J R では、どの辺の駅から助成になるのでしょうか。

地域特性を活かした移住定住の促進ですが、小山町は町政が始まる前から富士山はあり、水が豊富であります。理事には更に踏み込んだ地域特性を探求していただきたいと思います。自分は仕事柄、よく富士山が見える宅地や中古住宅がないかと相談をされることがあります。富士山に見える宅地供給が今後できるかどうか、また、地区計画を考えられるのか、伺います。

また、小山町は水が豊富であります。定住移住の観点から、その利用を促進することを考えられるかどうか、伺います。

民間との連携を今後早期に実現していけるのかどうか、伺います。

有害鳥獣対策の方です。捕獲従事者を増やすこと、罠の数を増やすことが考えられますとの答弁でしたが、現在、小山町が持っている箱罠の数、あるいは、もう一つのくくり罠の数はどのくらいあるのでしょうか。また、今年度、来年度にはその数を増やすことが可能なのかどうか、伺います。

地区から有害鳥獣が出たと連絡があったときは、猟友会とともに現地で罠等の設置をしていると思いますが、できればそれぞれの地区の方にも資格を持ってもらう必要があるのではないかと。そのような取組を考えていないかどうか、伺います。

以上です。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○人口政策推進室長（石田洋丈君） 室伏辰彦議員の再々質問にお答えいたします。

まず1点目の、遠距離通学者への交通費支援助成における鉄道利用距離の片道おおむね 50 キロメートル以上となる駅についてであります。例を申し上げますと、小田急線では、駿河小山駅から松田乗換えで小田急相模原駅までが 51.5 キロメートル、J R では、同じく駿河小山駅から国府津経由で藤沢駅までが 51.2 キロメートル、南方面では、熱海駅までが 51.5 キロメートルであり、西側ですと、足柄駅から沼津経由で富士駅までが 51.3 キロメートルとなっております。

次に、2点目の地域特性を活かした移住定住の促進において、富士山に見える宅地供給を考えられないかについてであります。宅地供給においては、まずは市街化区域内の土地の有効活用

を優先していきたいと考えておりますので、その中で、富士山に見える空き地・空き家の情報があれば、民間活力を活かしながら連携して宅地需要に応じてまいりたいと考えております。

次に、3点目の豊かな水を活用した移住定住の促進についてであります。豊かできれいな水は町民の誇るところであり、また、水道料金の安さなど、移住定住のPRには大変有効なツールになりますので、豊かできれいな水の近くで生活することをイメージしていただくなど、その他の地域特性と併せてPRをしていきたいと考えております。

次に、4点目の民間連携を早期に実現していくのかについてであります。今年度は人口政策を進める観点から、様々な分野でのニーズの把握に努めることとしておりますので、まずは対話から始め、民間との連携につなげたいと考えております。

以上であります。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○農林課長（前田 修君） 室伏辰彦議員の有害鳥獣対策に関する再々質問にお答えさせていただきます。

最初に、罾の整備に関する質問でございます。

現在、町で管理しています箱罾は20基、くくり罾は50基でございます。現在、全て猟友会に貸与中でございます。また、今年度、来年度の罾の補充につきましては、猟友会の要望等も踏まえ、今後、検討してまいりたいと考えております。

次に、地区の方にも罾の資格を持ってもらうことが必要ではないかという御質問でございますが、地区の方にも積極的に被害防止活動に参加していただき、また、罾の資格を取得していただけるよう、勉強会の開催でありましたり、広報誌等を通じて周知してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○都市基盤部長（湯山博一君） 私からは地区計画に関して答弁をいたします。

まず初めに、市街化調整区域の開発行為におきましては、その許可基準が都市計画法第34条に限定的に列挙されておりまして、それ以外については許可をしてはならないというふうに定められています。

今現在、町内では湯船原地区をはじめとしまして、調整区域の開発が複数箇所で進められておりますけれども、これは全て住居系というものはございません。唯一例外がわさび平の地区でありますけれども、このわさび平につきましては、平成28年3月の優良田園住宅の基本方針によって位置づけをしてありますし、何よりも当該地区につきましては既に開発済み区域でありましたので、実質的には予定建築物の用途変更という扱いになりましたので、優良田園住宅の認定の協議もスムーズに進んだのではないかなと考えているところです。

議員御指摘の地区計画でありますけれども、確かに上位計画を定めるなど、非常に限られた状況の中で地区計画ということがあることはあるのですけれども、これが直ちに立地要件になるとはちょっと考えることは難しいなと思っております。

都市計画法の担当としての見解となりますけれども、市街化調整区域におきまして、新たに住居系の開発行為を行うということは、先ほど理事の答弁にもありましたが、非常に高いハードルを超えなければならないことであると考えております。

以上です。

○2番（室伏辰彦君） 以上で終わります。

○議長（遠藤 豪君） それでは、ここで午後1時まで休憩します。

午前11時55分 休憩

午後1時00分 再開

○議長（遠藤 豪君） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、3番 小林千江子君。

○3番（小林千江子君） 通告に従い、一括質問一括答弁方式にて、町内全園こども園化における振り返りと今後の方向性についてお伺いいたします。

町内の幼稚園、保育園が廃止され、全ての園が公立認定こども園として運営が開始され1年が経過し、2年目に突入いたしました。

町内には、すばしりこども園、きたごうこども園、すがぬまこども園、そして、するがおやまこども園の四つの公立認定こども園があり、それぞれの園児は、すばしりこども園が147名、きたごうこども園が167名、すがぬまこども園が73名、そして、するがおやまこども園が84名、合計471名の園児が利用しております。

こども園化に至るまでには、文部科学省の管轄であった幼稚園と厚生労働省の管轄であった保育園との統合ということもあり、それまで別々に行われていた教育・保育内容の基準も統合されるなど様々な面において調整が行われ、保育園並びに幼稚園の両関係者様におかれましては、大変な御苦勞をされたと聞き及んでおります。

また、保育園、幼稚園を利用していた保護者様におかれましても、町側からの説明は受けつつも、やはり予測の難しい見えない不安や調整事項に戸惑い、大変に困惑されたということも聞き及んでおります。

特に施設の都合上、分離型として運営が開始されたすばしりこども園、並びにするがおやまこども園では、園舎が離れ離れで運営されるため、園関係者側も、そして保護者側においても、様々な対応や調整が求められました。私を含め、分離型のこども園化に町内の一部保護者からは反対の声が上がったことも事実です。

そのような中、運営を開始されたこども園化における町の総合的な評価、そして、運営を開始したからこそ見えてきた今後の課題を町はどのように考察されているのか、伺わせていただきます。

まず、一つ目に、全園こども園化される前に懸念されていた事項などもありましたが、実際に運営を開始され1年が経過した今、町は全園こども園化をどのように評価され、また、そこから得られた今後の課題をどのように考察されているのか、お伺いいたします。

二つ目に、すがぬまこども園完成を10月に、更には、すばしりこども園舎を分離型から統合型とするための計画も進められている中、施設の充実は確かに図られるかもしれませんが、少子化や園児の流動なども含め、今後のこども園運営並びに計画をお伺いいたします。

三つ目に、ハード面の充実もさることながら、やはりソフト面が欠けてしまつては元も子もありません。こども園に携わる保育士の充実は非常に重要であります。保育士の確保とその現状並びに課題、また、働き方改革の現状と課題をお伺いいたします。

四つ目に、おむつの持ち帰りにおける衛生面の改善について伺わせていただきます。

現在、町立こども園において、日々排出される使用済みおむつは、各家庭へ持ち帰るよう指導がされております。子どもによっては平均して4個から5個の使用済みおむつをそれぞれビニール袋に入れ、毎日持ち帰っています。

一方、町内の私立こども園では、園児の使用したおむつは各園にて処分されており、保護者による持ち帰りは行われておりません。参考までに、近隣市町の状況はいかがかと申し上げますと、お隣、御殿場市では全園で回収が行われており、持ち帰りは行われておりません。

持ち帰りによる懸念される事柄は、大きく分けて三つ挙げられます。

まず一つ目に、衛生面です。

おむつを利用する園児はほとんどが長時間お預かりの2号児、3号児ですので、朝7時から夕方6時まで園に滞在した場合、最大11時間の滞在が可能となります。先ほど申し上げた平均以上のおむつも排出されますし、また保管時間も長くなります。

ミルクしか飲まない乳児ならまだしも、一般食を食す園児の排せつ物は大人と大差のない排せつ物が出されるわけですし、臭いはもちろんのことですが、長時間置いておくことで細菌が増殖されます。ましてや、ノロウイルスやロタウイルスなど集団感染が危ぶまれるウイルスは、おむつに付着した尿やふん便が様々なウイルスの感染源となります。ビニール袋1枚を隔ててそのような感染リスクのあるものを園内外で持ち運ばなければならない状況は、非常に不衛生であり、決して衛生的であるとは言えません。

二つ目に、保護者の負担が挙げられます。

まず、使用するビニール袋とおむつには、全て園児の名前を記載しなければなりません。一つ一つに名前を書き、園へ持っていくわけですね。働いている保護者の就労支援としてあるべきサポ

ート体制の充実を図る観点からも、時代のニーズに合わせ改善を考慮することも視野に入れるべき事柄であるのではないかと考えます。

そして、三つ目に、保育士の業務の負担並びに感染対策が挙げられます。

現在、こども園でどのように使用済みおむつが仕分けられているかと申し上げますと、まず交換したおむつを教室にある専用の箱に入れ、一定の量や時間になりますと、それを保育士がおむつに明記された名前を確認しながら、それぞれの名前が書かれているビニール袋へ仕分をするという作業が行われます。うっかり違う子のおむつを持ち帰らせるわけにはいきませんから、この仕分にも神経を使う作業であると考察されます。

また、おむつやビニール袋などが不足した際には、保育士がその旨を保護者へ連絡しなければなりません。中には名前の書き忘れなどもありますので、保育者、保護者ともに負担がかかることは考察できます。

そして、何より感染のリスクが挙げられます。

国立感染症研究所の発表によれば、おむつ交換は感染リスクの高いケアと記されております。園児のおむつ交換には感染リスクが伴います。更に、保育士にはそれらを仕分けさせるわけですから、おむつの持ち帰りは、保育士へ業務の負担を増やすだけではなく、時間がたち菌の増殖したおむつを仕分けさせることで、更なる感染リスクを負わせることになります。

また、それら使用済みおむつはそれぞれの園児が持ち帰るために、通園かばんと一緒にぶら下げられ、帰宅時には園内の廊下に置かれます。園内を歩き回る子ども達の顔付近にちょうど排せつ物の入ったビニール袋がつるされているというのが現状です。

いまだ世界を震撼させているコロナが猛威を振るい、感染症が危ぶまれる中、緊急事態時にはその身を挺し、エッセンシャルワーカーの子ども達を預かるなど、第一線で活躍される保育士達の感染リスクを軽減することは、町においても非常に重要なリスクマネジメントではないのでしょうか。

これら観点からも、おむつは持ち帰りではなく、園にて処分ができるよう調整することが求められると考えますが、町はどのようなお考えをお持ちでしょうか、伺わせていただきます。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○教育長（高橋正彦君） 小林議員にお答えします。

小山町内全園こども園化における振り返りと今後の方向性についてのうち、初めに、全園こども園化をどのように評価し、今後の課題をどのように考えているのかについてであります。

本町では、町立幼稚園・保育園を令和2年度に全て統合し、4園の町立認定こども園としてスタートしたところであります。

こども園化することにより、従来の幼稚園と保育園の双方の機能を有しながらも、3、4、5歳児は、長時間利用児、短時間利用児が混合学級で共通の幼児教育を受けることができるように

なりました。同じカリキュラムにより過ごすことで、幼児期から小学校への滑らかな接続が可能になったと考えております。

また、町内で保育スタイル等が統一されたため、職員としても取り組みやすくなったと考えております。

保護者にとっては、就労等の理由により転園することもなくなり、継続して同じ園を利用することで利便性の向上につながっていると考えております。

今後の課題としては、施設が分かれているするがおよまこども園とすばしりこども園において、工夫しながら運営しているところですが、第1園舎の0歳から2歳児と、第2園舎の3歳から5歳児の交流や、保育教諭の意思の疎通や職員配置に難しさを感じており、引き続き改善していきたいと考えております。

その他の質問につきましては、教育次長から答弁いたします。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○教育次長（長田忠典君） 次に、町立認定こども園の今後の運営計画についてであります。

先ほど教育長から申し上げた施設が分離している2園のうち、すばしりこども園においては、今後、旧須走幼稚園側の園舎に0歳から2歳児の保育室、調理室などを増築する予定であり、令和5年4月に一体型のこども園として開園を目指しているところであります。

また、現在、すがぬまこども園の新しい園舎を建設中であり、令和4年4月の開園を予定しております。民間も含めた町内こども園を希望する園児数の推移や、今後のすがぬまこども園の入園の状況を見ながら、するがおよまこども園の今後や、他のこども園も含め、園の定数及び運営などについて検討していきたいと考えております。

次に、保育教諭の確保とその現状並びに課題についてであります。

厚生労働省の調べでは、保育士養成施設卒業者の保育士への就職率の低さや保育士資格を有しながら保育士としての就職を希望しない者により、全国的に保育士が不足している状況であります。

本町におきましても、ここ数年、職員採用において計画どおりに保育教諭が確保できない現状にあります。就業しない理由は様々であると考えますが、本町で子どもの保育・教育に携わっていただけるよう、魅力あるこども園の運営に取り組んでいきたいと考えております。

次に、働き方改革の現状と課題についてであります。

各園では、職員会議や職員研修を通して、職員の声の拾い上げや保育時間の隙間時間の活用により時間外勤務の低減に努めていただいております。

また、昨年度は、現場の業務改善・効率化を図るICT化を進めるため、登降園時の打刻や園児の状況確認、延長保育の自動計算、出席簿の自動作成などができる業務支援システムを導入したところであります。

今後も働き方改革については、より一層取り組んでいきたいと考えております。

次に、こども園におけるおむつの持ち帰りについてであります。

以前、本町の保育園においてもおむつを処分していたときもありましたが、保護者からの意見などもあり、現在、持ち帰りをしていただいております。

その理由としては、排尿や排便の数をおむつの返す量によって認識してもらうこと、あと、尿や便の状態から子どもの健康状態、体調を知っていただくためであります。

なお、最近におきましては、保護者から、使用済みおむつの持ち帰りについての意見等は特に寄せられておりませんでした。

おむつを園で処分することについては、保護者として子どもの体調を知る必要があることや、おむつの保管場所の衛生環境の維持、また、今現在、保護者の方々に理解いただいて収集処分について負担していただいていることを町が全て負担することによって、費用面などの課題もあります。

しかしながら、今後、子ども、保護者、職員にとって一番よい方法を検討していきたいと考えております。

以上であります。

○議長（遠藤 豪君） 再質問はありませんか。

○3番（小林千江子君） 数点再質問させていただきます。

するがおやまこども園の今後について、まずお伺いいたします。

教育長からも改善点として挙げられておりましたが、第1園舎と第2園舎が施設的に分離しているため、保育教諭の意思の疎通や職員配置に難しさを感じているとのことでした。今後どのような改善を図られるのか。また、そこに施設の一体型を視野に入れた改善も含まれているのであれば、どのようにそれを計画される御予定であるのか、具体的にお答えをいただければと思います。

次に、魅力あふれるこども園の運営に関してお伺いいたします。

全国的に保育士が不足しており、ここ小山町においても、先ほど御回答いただいたように、計画どおり保育教諭が確保できていない現状にあるとのことでした。町は魅力あるこども園運営に取り組んでいきたいとおっしゃられましたが、これに関しもう少し具体的に、どのような魅力あるこども園の運営を目指されたいのか、お答えください。

特に、厚生労働省が発表している就業希望者が増えない理由として、賃金が希望と合わない、休暇が少ない・休暇が取りにくい、子育てとの両立が難しいなどが働く職場の環境改善には求められているとされております。これら課題をどう魅力あふれるこども園運営に取り組まれているのか、お答えください。

次に、おむつの持ち帰りに関して伺わせていただきます。

今後検討していただけると御回答いただきましたが、具体的にどのようなお考えなのか、数点お伺いいたします。

まず、再質問の一つ目として、以前、町の保育園でもおむつを処分していたとありましたが、その際はどのように処分されていたのか、お答えください。

二つ目に、保管場所の衛生環境の維持・収集における費用面とおっしゃられましたが、どれくらいの経費がどのように必要と予測されているのか、お答えください。

次に、排尿の回数や便の状態から子どもの健康状態や体調を保護者が知るためにおむつのお持ち帰りを実施しているとありますが、これに関してですが、簡易的ではありますが、するがおよまこども園、すばしりこども園、そして、きたごうこども園の合計 45 名の保護者の方にヒアリングを行わせていただきました。45 名のうち 6 名の方が趣旨を理解され、実際に中身の確認をされていたのは、その中でも 3 名という結果でした。そして、趣旨を理解されていた 6 名は、元保育士であったり保育関係者でありましたから、仕事柄おむつのお持ち帰りの趣旨を把握されていたのかなという理解もできます。

あくまでも私自身が行った簡易的なヒアリングですので、正式なアンケート結果ではありませんが、それでも保護者の意識としては、おむつの中身を確認してほしい町の趣旨は伝わり切れていなかったのかなという結果が見えてまいります。同時に、簡易ヒアリングにおいて、保護者から多数御意見として上がったのは、おむつの中身を見ずとも、子どもの健康状態で何か不安な点があれば先生方から逐一報告をいただけていたので、安心して子どもの健康状態が把握できていたということでした。つまり、保護者があえておむつの中身を確認せずとも、その目的は先生との密な連携・連絡で達成されているというふうにも鑑みられます。

このような中で、あえて保育士や園児、そして保護者に感染リスクを与え、また仕分けする時間を割かせてまで、保護者に子どもの健康状態を把握してもらうためにおむつのお持ち帰りを今後も継続する必要性が果たしてあるのかどうか、町のお考えを再度お伺いいたします。

○議長（遠藤 豪君） 3 番 小林千江子君に申し上げます。発言時間が残り 1 分でございますので、お願いいたします。

○3 番（小林千江子君） はい。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○教育長（高橋正彦君） 小林議員の再質問にお答えいたします。

初めに、するがおよまこども園について、どのような改善を図られるか、また、施設の一体型を視野に入れた改善も含まれているのであればどう考えているかについてであります。

するがおよまこども園では、本年度から保護者とも相談をし、2 号認定の 3 歳児から 5 歳児までは、給食を食べた後、第 1 園舎に移動し、0 歳児から 2 歳児と一緒に過ごすこととし、子ども同士の交流や保育教諭の意思疎通に配慮する方法に代えたところであります。今後も保護者の意見等を参考に、工夫を凝らした運営を行ってまいります。

また、園舎の一体型につきましては、令和 4 年度に開園をするすがぬまこども園の入園状況を見ながら検討してまいります。

次に、保育教諭の確保について、働く職場の環境改善など、具体的にどのような魅力あることも園の運営に取り組んでいくかについてであります。

町立こども園では、園に関わる職員、保護者、地域などの大人みんなで連携・協力して子どもの成長を支え、幸せを実現するための取組を行っています。

また、あるこども園では、職員の声をできるだけ拾い上げられるよう職員アンケートを実施したり、職員をお互いに認め合えるよう「サンキューカード」を渡し合うことなど、若い保育教諭のスモールステップを応援する姿勢を大切にするなど、魅力ある職場となるように工夫を凝らしています。

更に、保育教諭の業務負担を軽減するため、保育教諭の業務を補助する保育補助者の雇用や書類作成業務の省力化、こども園でのＩＣＴの活用等により一層の業務の改善に取り組んでいきたいと考えております。

以上であります。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○教育次長（長田忠典君） 小林議員のおむつの処分についての再質問にお答えさせていただきます。

初めに、以前、保育園で処分していたことについてでありますけれども、こちらについては、実は30年前のかなり昔のことで、全部の保育園ではなかったというふうに聞いておりまして、詳しいことは少し分かりませんので何とも言えないところではあるんですが、恐らく30年前といたしますと、まだ預ける子ども達が少なかったので、各小さい保育園では処分ができたのかなというふうに考えて、自分でですけれども、私個人の考えでありますけど、そのようなことを考えております。

次に、どのくらいの経費が必要と予測されているのかについてでありますけれども、おむつの収集処分の費用につきましては、現在の園児数で週2回の収集を実施した場合の仮定でありますけれども、町立こども園4園で年間約300万円程度かかると見込んでおります。また、その他に、保管する場所の整備や保管容器等の購入にも別途費用がかかると考えております。

次に、おむつの持ち帰りを実施する必要性が果たしてあるのかどうかについてでありますけれども、こちらにつきましては、もちろん持ち帰りにつきましては、先ほど申し上げましたとおり、今までの保護者の方々に協力いただいている経過、あと感染リスクの検証も含め、先ほどの答弁の繰り返しになりますが、今後、子ども、保護者、職員にとって一番よい方法を検討していただきますので、御理解いただきたいと思います。

以上であります。

○議長（遠藤 豪君） 再々質問はありませんか。

○3番（小林千江子君） 2点ほどお伺いさせていただきます。

先ほど、様々な魅力あふれる園の運営を達成するために取組を行われているというようなお答えをいただきましたけれども、具体的な数値目標、例えば有給消化率を今のパーセンテージから何%アップしますよというような、具体的なそういった数値目標がございましたらお答えいただければと思います。

2点目に、保管場所の衛生環境の維持・収集における費用面に概算として300万円と御回答いただきました。ごみ処理における費用は継続して発生し続けますので、検証並びに検討が求められることは重々承知しておりますが、しかしながら、世界的にもこの感染が危ぶまれているコロナ禍において、そして、今後新たなウイルスがいつ発生するか分からない中で、おむつの取扱いにおける感染リスクマネジメントの観点から見ますと、現状それらがしっかりとした対策が取られているとは言い難い状況であると思われまます。

それらを踏まえ、町は感染リスク対策をどれほど重く受け止めていて、また、対策を講じる必要性があると考えているのか、御考察をお伺いしたいと思います。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○教育次長（長田忠典君） 小林議員の再々質問にお答えさせていただきます。

魅力あふれるこども園の具体的な数値目標についてでありますけれども、特に具体的な数値目標というのは、今現在掲げてはございません。何か他市町のこども園などと比較できるような数値があれば、研究していきたいと考えております。

次に、おむつの持ち帰り、おむつの処分についての感染リスク対策が講じられていないのではないかなという御質問でございますけれども、こちらにつきましては、各こども園では、国が作成いたしましたガイドラインを踏まえ、既に感染リスクへの対策につきましては適切に行っております。

小林議員が申し上げておりますおむつの処分方法によってですけれども、持ち帰りであっても、園の処分であっても、感染リスクはいずれに対してもあると考えております。尿や便は感染源となるおそれがありますので、おむつの交換や管理においては、処理の手順の徹底、交換場所の特定、使い捨て手袋の使用や手指の消毒、使用後のおむつの適正管理により衛生管理を徹底しております。今後も引き続き衛生管理の徹底に努めてまいりたいと考えております。

以上であります。

○3番（小林千江子君） 以上で質問を終わります。

○議長（遠藤 豪君） これで一般質問を終わります。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

次回は、6月23日水曜日 午前10時開議

議案第58号から認定第1号までの11議案を順次議題とし、委員長報告、質疑、討論、表決を行います。

本日はこれで散会します。

午後 1 時 30 分 散会

この会議録は事実と相違ない事を認めここに署名する

議	会	議	長	遠	藤	豪
署	名	議	員	室	伏	勉
署	名	議	員	室	伏	辰彦

令和3年第5回小山町議会6月定例会会議録

令和3年6月23日（第4日）

召 集 の 場 所 小山町役場議場

開 議 午前10時00分 宣告

出席議員	1番	室伏 勉君	2番	室伏 辰彦君
	3番	小林千江子君	4番	佐藤 省三君
	5番	岩田 治和君	6番	池谷 弘君
	7番	高畑 博行君	8番	渡辺 悦郎君
	9番	藺田 豊造君	10番	米山 千晴君
	11番	池谷 洋子君	12番	鈴木 豊君
	13番	遠藤 豪君		

欠 席 議 員 なし

説明のために出席した者

町 長	池谷 晴一君	副 町 長	大森 康弘君
教 育 長	高橋 正彦君	理 事	増井 重広君
企画総務部長	小野 一彦君	危機管理局長	遠藤 正樹君
住民福祉部長	渡邊 啓貢君	経済産業部長	高村 良文君
都市基盤部長	湯山 博一君	オリンピック・パラリンピック推進局長	池谷 精市君
教 育 次 長	長田 忠典君	企画政策課長	勝又 徳之君
総 務 課 長	池田 馨君	総務課課長補佐	渡邊 徹君

職務のために出席した者

議会事務局長	後藤 喜昭君	議会事務局書記	池谷 孝幸君
会議録署名議員	1番 室伏 勉君	2番 室伏 辰彦君	

閉 会 午前11時16分

(議 事 日 程)

- 日程第 1 議案第 58 号 町有財産の譲与について
(落合区コミュニティセンター)
- 日程第 2 議案第 59 号 町有財産の譲与について
(中島区コミュニティセンター)
- 日程第 3 議案第 60 号 小山町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 4 議案第 61 号 小山町立区コミュニティ供用施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 5 議案第 62 号 小山町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第 6 議案第 63 号 小山町介護保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第 7 議案第 64 号 小山町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例及び小山町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第 8 議案第 65 号 小山町下水道条例の一部を改正する条例について
- 日程第 9 議案第 66 号 小山町給水条例の一部を改正する条例について
- 日程第 10 議案第 67 号 令和 3 年度小山町一般会計補正予算 (第 3 号)
- 日程第 11 認定第 1 号 令和 2 年度小山町新産業集積エリア造成事業特別会計歳入歳出決算
- 日程第 12 議員の派遣について

(追 加 日 程)

- 追加日程第 1 発議第 2 号 小山町議会会議規則の一部を改正する規則について
- 追加日程第 2 選挙第 5 号 静岡県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙
- 追加日程第 3 広報広聴委員会の閉会中の所管事務調査について

議

事

午前 10 時 00 分 開議

○議長（遠藤 豪君） 本日は御苦労さまです。

ここで報告します。小山町議会傍聴規則第 8 条の規定により、本日は傍聴席でのカメラ等の撮影の申出を議長において許可しておりますので、報告します。

また、新型コロナウイルス感染防止のため、議場内ではマスクを着用することとします。

ただいま出席議員は 13 人です。出席議員が定足数に達しておりますので、小山町議会は成立しました。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめ配付しましたとおりですから、朗読を省略します。

日程第 1 議案第 58 号 町有財産の譲与について（落合区コミュニティセンター）

日程第 2 議案第 59 号 町有財産の譲与について（中島区コミュニティセンター）

日程第 3 議案第 60 号 小山町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

日程第 4 議案第 61 号 小山町立区コミュニティ供用施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

日程第 5 議案第 62 号 小山町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

日程第 6 議案第 63 号 小山町介護保険条例の一部を改正する条例について

日程第 7 議案第 64 号 小山町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例及び小山町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について

日程第 8 議案第 65 号 小山町下水道条例の一部を改正する条例について

日程第 9 議案第 66 号 小山町給水条例の一部を改正する条例について

日程第 10 議案第 67 号 令和 3 年度小山町一般会計補正予算（第 3 号）

日程第 11 認定第 1 号 令和 2 年度小山町新産業集積エリア造成事業特別会計歳入歳出決算

○議長（遠藤 豪君） 日程第 1 議案第 58 号から日程第 11 認定第 1 号までの議案 11 件を一括議題とします。

それでは、6 月 3 日に各常任委員会に付託した議案につき、会議規則第 41 条第 1 項の規定により、各常任委員長から、委員会における審査の経過並びに結果について報告を求めます。

初めに、総務建設委員長 室伏 勉君。

○総務建設委員長（室伏 勉君） ただいまから、6月3日、総務建設委員会に付託された7議案について、審査の経過と結果を御報告します。

6月15日、午前10時から、会議室において、当局から副町長、理事、関係部課長など、議会から委員全員が出席し、審査を行いました。

初めに、議案第58号 町有財産の譲与について（落合区コミュニティセンター）を報告します。

委員から、熊野神社にあるコミセンだと思うが、神社との関係はどうなっているか。との質疑に。

神社は底地を持っており、建物は町が所有しています。との答弁がありました。

委員から、今後の維持管理費などについて、町からの助成制度の内容は。との質疑に。

町では、コミュニティ施設整備事業補助金の交付制度を4月1日から施行しています。補助金額は、新築の場合は対象経費の2分の1以内で上限が800万円、増改築や改修費などの場合は対象経費の3分の1以内で上限300万円です。との答弁がありました。

委員から、改修の場合、補助金は一度だけしか受け取れないのか。との質疑に。

区に対して一度だけなので、なるべく大きな修繕の際にまとめて申請していただきたい。との答弁がありました。

以上の質疑、答弁の後、採決の結果、議案第58号は、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第59号 町有財産の譲与について（中島区コミュニティセンター）、議案第61号 小山町立区コミュニティ供用施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例については、特に質疑もなく、採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議事の審議に係る進行上の都合により、議案第65号 小山町下水道条例の一部を改正する条例についての前に、議案第66号 小山町給水条例の一部を改正する条例についてを審査したので報告します。

委員から、令和2年1月14日に上下水道審議会から答申を受けた内容については問題視していない。しかしながら、コロナ禍にて全国的に数多くの自治体が水道料金の減免措置を実施している状況と、大変困っている人が多い中での水道料金の値上げは、幾ら町民への説明をしたところであっても、住民感情からして理解を得ることは大変難しいと考えるがどうか。との質疑に。

新型コロナの影響が非常に大きいことは、重々承知しています。一方、上下水道審議会から答申をいただき、昨年の6月定例会へ上程することを予定していた条例案であり、1年間延ばしたのは、新型コロナウイルス感染拡大の収束が見えないことによるものです。新型コロナで大変困っている町民の方々が多くいらっしゃると思いますが、その方々へは経済産業部を中心とした様々な助成制度で対応していると承知しています。水道事業会計は公営企業法を全部適用している完全な公営企業であり、そこに新型コロナへの対応を求めることは違うのではないかと思います。

います。公営企業の存続に関わってきますし、昭和 40 年代、50 年代に建設した老朽化した施設が多く残っている中で、皆様に安全安心な水を供給していくために、この後の施設整備を考えますと、やはりこの 1 年間待ったのが限界かと考え、今回上程させていただきました。との答弁がありました。

委員から、上水道の場合は、防衛補助を受けている関係で、一般会計から繰入れをされていないため公営企業会計に大きな影響が出てこないと推測する。また、全国的に見ても、この時期にあえて水道料金の値上げということよりも、コロナ禍が過ぎるまでもう 1 年ぐらい先延ばしできないか。との質疑に。

一概に防衛補助と言いましても、使途が限られています。防衛 8 条では、須走低区配水場の改良工事に対して補助を、9 条交付金は、毎年 5,000 万円を老朽管の更新費用に充てているとおり、あくまで工事に対するものです。したがって、防衛の補助があるからということで、経営が楽だということにはなりません。

また、昨年の 5 月以降で水道料金を上げたのは、調査した範囲で、静岡市など 23 市町あります。

新型コロナウイルスの収束は誰にも分からないと思いますが、公営企業の先行きを見たときに、値上げを先延ばしすることは経営的に厳しいものがあります。との答弁がありました。

委員から、水道料金は、平成 26 年に値上げを実施した際、21 年ぶりであったのに対し、今回の改定は僅か 7 年ぐらいしかたっていない。その理由は。との質疑に。

前回の上下水道審議会の答申の中で、おおむね 5 年ごとに経営状況や料金の在り方を検討することが言われていました。前回の改定後から、経営を続けていく中でいろいろな変化などがあり、また、老朽化した施設の整備を適切に実施していくと財源が底をつき、施設整備ができなくなることから、料金改定をお願いするものです。との答弁がありました。

委員から、今回の改定により、大口利用者の負担はどのぐらい増えるのか。との質疑に。

口径 75 ミリメートル以上の場合では、利用者は 21 者あり、年間の使用料金を試算すると、平均で約 33% の増額となります。との答弁がありました。

委員から、湯船原の工業団地へ多くの企業が進出しており、水道施設も設置済みである。この収益予想も今回の料金改定に反映されているのか。との質疑に。

当初の計画では、配水能力日量 2,500 トンのうち、2,000 トンは企業局の工業団地で全部賄える収入を見込んでいましたが、各企業が井戸を掘ることが許されて、井戸で賄っているため、水道料金の収入にはつながっていません。結果的には過剰な施設になってしまっているので、日量 2,500 トンを無駄なく使うような検討、努力をしています。との答弁がありました。

委員から、所得の少ない方への水道料金の減免措置は考えているのか。との質疑に。

水道事業会計は企業会計であり、独立採算で行っていますので、今回のコロナへの対応も含めて、水道事業として実施することは考えていません。との答弁がありました。

委員から、水道事業会計を維持していくには、値上げが必要なことは分かる。ただ、何もなしならよいが、今の個人事業主や商店の状況を見たときに、それをいいとは言えない。審議会からの答申を受けて約1年経過した今、なぜ上程したのか。との質疑に。

一番の原因は、新型コロナウイルス感染症の拡大の収束が見えないことです。新型コロナで苦しんでいる町民の方、事業者の方への助成というのは、企業会計で見るものなのかという点を、役場内部で何度も会議をしてまいりました。そして、経済産業部や住民福祉部で、様々な制度を制定し、家計への援助や中小企業者・個人経営主への助成という側面で応援をしていけると考えています。また、新型コロナウイルス感染症が世の中で騒がれ始めたときに、徴収猶予の制度をつくりPRしましたが、それを使う方はいらっしゃいませんでした。このまま料金改定を先延ばししていくと、水道事業会計は立ち行かなくなるのは明らかであり、それは上下水道審議会の結論です。今回、1年待ちましたが収束が見えないということで、ここで上程をしました。との答弁がありました。

委員から、料金改定見直しの答申は極めて重いものであり、現状の給水収益の中で老朽化した設備の整備は、水道事業の経営のさらなる悪化を招き、早急に料金改定をしなければいけないと思っている。その一方で、苦しんでいる方は本当に厳しい状態であり、ここで料金を上げると大変なことになると思う。もう少し引き延ばして、例えば12月に議案を出し直し、来年4月から施行するなどの形が取れないか。との質疑に。

当局は議案を提出してしまった以上、ここで中身を直すことは不可能だと思いますので、それについては議会の皆様に委ねられていると承知しています。との答弁がありました。

以上の質疑、答弁の後、暫時休憩を挟み、採決の結果、議案第66号は、賛成なしで否決すべきものと決しました。

次に、議案第65号 小山町下水道条例の一部を改正する条例については、特に質疑もなく、採決の結果、賛成なしで否決すべきものと決しました。

次に、議案第67号 令和3年度小山町一般会計補正予算（第3号）を報告します。

委員から、町道整備事業費の測量設計1,000万円の内容は。との質疑に。

町立足柄小学校へ入る町道、約170メートルについて、用地測量設計を行うものです。この町道は、急勾配で狭隘な道路であり、足柄地区区長会からの要望で、昨年度に現地の測量を行いました。今年度は、詳細な実施設計と道路の切り盛りに伴う必要な構造物を含めた用地の面積がどれぐらいになるかを定める用地測量を行うものです。との答弁がありました。

以上の質疑、答弁の後、採決の結果、議案第67号は、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、認定第1号 令和2年度小山町新産業集積エリア造成事業特別会計歳入歳出決算は、特に質疑もなく、採決の結果、全員賛成で原案のとおり認定すべきものと決しました。

以上で、総務建設委員会に付託された7議案の審査の経過と結果についての委員長報告とします。

なお、委員会終了後、新産業集積エリア造成事業及び湯船排水路河川施設災害復旧事業の現地確認と視察を行いましたことも併せて御報告します。

○議長（遠藤 豪君） 次に、文教厚生委員長 室伏辰彦君。

○文教厚生委員長（室伏辰彦君） ただいまから、6月3日、文教厚生委員会に付託された5議案について、審査の経過と結果を御報告いたします。

6月17日、午前10時から、会議室において、当局から副町長、教育長、関係部課長等、議会から委員全員が出席し、審査を行いました。

初めに、議案第60号 小山町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを報告します。

委員から、スポーツ振興審議会委員の報酬額を日額4,000円にした理由は。との質疑に。

令和元年7月に附属機関及び私的諮問機関の設置に関する指針が制定され、それによりこの金額になりました。との答弁がありました。

委員から、審議会は年間どのくらい開催するのか。との質疑に。

おおむね4回を想定しています。との答弁がありました。

以上の質疑、答弁の後、採決の結果、議案第60号は、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第62号 小山町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを報告します。

委員から、小山町には、小規模保育事業・家庭保育事業・事業所内保育・居宅訪問型保育などが小山町にはないと聞いているが、近隣市町の状況は。との質疑に。

小山町に小規模保育事業がないのは、こども園でカバーできているからと考えています。近隣の状況については、はっきりした件数は把握していませんが、御殿場市では小規模保育事業が2件程度あると聞いています。との答弁がありました。

以上の質疑、答弁の後、採決の結果、議案第62号は、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第63号 小山町介護保険条例の一部を改正する条例についてを報告します。

委員から、「公的年金等に係る所得の合計額については、規定により計算した合計額から10万円控除した額」とあるが、これは新型コロナウイルス感染症に関連したものか。との質疑に。

介護保険料は、所得税法による合計所得金額により決定しますが、令和3年度から3か年については、合計所得金額から10万円控除するもので、新型コロナに関連した減免ではありません。との答弁がありました。

以上の質疑、答弁の後、採決の結果、議案第 63 号は、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第 64 号 小山町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例及び小山町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例についてを報告します。

委員から、町として、虐待防止のための勉強会や研修会を実施しているのか。との質疑に。

町が主催しての虐待に関する勉強会や研修会は実施していませんが、省令等の規定に関しては、その都度、事業者に対し通知しています。との答弁がありました。

委員から、条例において「必要な研修や訓練を定期的に実施しなければならない」と規定されているが、町で実施していない理由は。との質疑に。

この条例では、各事業所で実施することを規定しているものです。なお、町は、各事業所に対して指導監督権限があります。との答弁がありました。

以上の質疑、答弁の後、採決の結果、議案第 64 号は、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第 67 号 令和 3 年度小山町一般会計補正予算（第 3 号）を報告します。

委員から、自主文化事業費寄附金 10 万円は、どのような事業に対する寄附金なのか。との質疑に。

小中学生を対象に毎年実施している芸術鑑賞会のバス借り上げに充てるものです。との答弁がありました。

委員から、小中学校の学校管理費寄附金の内容は。との質疑に。

綱山五徳会様から例年いただいているもので、今年度は北郷小・中学校の備品等の購入に対し御寄附をいただくものです。との答弁がありました。

以上の質疑、答弁の後、採決の結果、議案第 67 号は、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、文教厚生委員会に付託された 5 議案の審査の経過と結果についての委員長報告とします。

なお、委員会終了後、文教厚生委員会協議会を開催し、富士山ハザードマップについての説明を受けたことを併せて御報告します。

○議長（遠藤 豪君） 以上で、各常任委員長の報告は終わりました。

それでは、これから順次、質疑、討論、採決を行います。

日程第 1 議案第 58 号 町有財産の譲与について（落合区コミュニティセンター）を議題とします。

総務建設委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛 成 者 起 立)

○議長(遠藤 豪君) 起立全員です。したがって、議案第 58 号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第 2 議案第 59 号 町有財産の譲与について(中島区コミュニティセンター)を議題とします。

総務建設委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛 成 者 起 立)

○議長(遠藤 豪君) 起立全員です。したがって、議案第 59 号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第 3 議案第 60 号 小山町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

文教厚生委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛 成 者 起 立)

○議長(遠藤 豪君) 起立全員です。したがって、議案第 60 号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第4 議案第61号 小山町立区コミュニティ供用施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

総務建設委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(遠藤 豪君) 起立全員です。したがって、議案第61号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第5 議案第62号 小山町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

文教厚生委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(遠藤 豪君) 起立全員です。したがって、議案第62号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第6 議案第63号 小山町介護保険条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

文教厚生委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（遠藤 豪君） 起立全員です。したがって、議案第 63 号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第 7 議案第 64 号 小山町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例及び小山町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

文教厚生委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛 成 者 起 立）

○議長（遠藤 豪君） 起立全員です。したがって、議案第 64 号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第 8 議案第 65 号 小山町下水道条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

総務建設委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

通告に従い、討論を行います。

まず、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に反対者の発言を許します。8 番 渡辺悦郎君。

○8 番（渡辺悦郎君） ただいま議題となっております議案第 65 号 小山町下水道条例の一部を改正する条例について、反対の立場から討論を行います。

本案件は、令和元年 9 月に上下水道審議会に諮問し、令和 2 年 1 月に料金の値上げが妥当だとする答申を受けました。その答申は健全な運営を継続するために重要だと理解しております。

昨年は新型コロナウイルス感染症拡大による経済の低迷により、料金の改定は先送りされました。

今回上程された内容は当局が健全かつ安定した事業運営を行うため練りに練ったものではありませんが、新型コロナウイルス感染症による経済の低迷は日ごとに社会生活に深刻な影響を与え、むしろ昨年より厳しい状況となっております。

そのような社会経済状況の中での値上げは町民等にとって理解し難いものであり、町民の理解を得るには、今回の定例会ではないと考えます。

以上のことを踏まえ、議案第 65 号 小山町下水道条例の一部を改正する条例の反対討論いたします。

○議長（遠藤 豪君） 次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に反対者の発言を許します。5 番 岩田治和君。

○5 番（岩田治和君） 議案第 65 号 小山町下水道条例の一部を改正する条例について、反対意見を申します。

まず、コロナ禍の最中、下水道料金の値上げは、私は町民の理解が得られないと考えております。国内の多くの自治体が減免措置を取って水道料金を徴収しないという状況の中で値上げをすることは、私の感情からすると考えられないことだと考えます。

水道料金の見直しについては、上下水道審議会の答申のとおり、答申は尊重すべきものと考えておりますが、コロナ禍が過ぎればまた検討すべき案件と考えておりますので、今回の条例改正については、私は反対いたします。

以上です。

○議長（遠藤 豪君） ほかに討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は否決です。したがって、原案について採決します。

議案第 65 号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛 成 者 起 立）

○議長（遠藤 豪君） 起立なしです。したがって、議案第 65 号は、否決されました。

日程第 9 議案第 66 号 小山町給水条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

総務建設委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

通告に従い、討論を行います。

まず、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に反対者の発言を許します。8 番 渡辺悦郎君。

○8 番（渡辺悦郎君） ただいま議題となっております議案第 66 号 小山町給水条例の一部を改正する条例について、反対の立場から討論を行います。

本案件は、令和元年 9 月に上下水道審議会に諮問し、令和 2 年 1 月に料金の値上げが妥当だとする答申を受けております。その答申は、健全な運営を継続するために重要だと理解しております。

昨年は新型コロナウイルス感染症拡大による経済の低迷により、料金の改定は先送りされました。

今回上程された内容は当局が健全かつ安定した事業を行うため、また、ライフラインを災害等から守り安定供給を行うために練りに練ったものではありませんが、新型コロナウイルス感染症による経済の低迷は日ごとに社会生活に深刻な影響を与え、むしろ昨年より厳しい状況となっております。

そのような社会経済状況の中での値上げは町民等にとって理解し難いものであり、町民の理解を得るには、今回の定例会ではないと考えます。

以上のことを踏まえ、議案第 66 号 小山町給水条例の一部を改正する条例について、反対討論いたします。

○議長（遠藤 豪君） 次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に反対者の発言を許します。9 番 藺田豊造君。

○9 番（藺田豊造君） 私は、以下の理由をもって、議案第 66 号に対して反対いたします。

今回の議案は、給水条例の一部を改正し、料金の値上げを図るものです。

現在、小山町の水道事業は、価格、水質、また安定した供給においては優等生でございます。料金の安さは県下一、それがまた町民の誇りでもあります。

そうした事情を踏まえて、老朽化した施設など災害に強いものに取り替えていく、安定化を図るものです。そういうことは私も十分承知しています。

さて、前年 1 月 14 日付で、町の上下水道審議会により、値上げの答申が出されましたが、新型コロナによる経済の逼迫から 1 年間見送られました。しかしながら、現在も経済の回復は見られません。そうした町民の皆様の事情を鑑みても、今という結論は私には考えさせられるものがあります。

私の反対する理由は、これだけではありません。

町が行っている水道事業に大きな疑念があるからです。例えば、平成 29 年度に事業として行った湯船原工業団地配水場の工事であります。現在は今どうなっているのでしょうか。活用がなされているのでしょうか。この工事の落札価格は、5 億 6,800 万円です。消費税を含めば 6 億を超えます。水道事業に対しては議決は要りませんから、知らない方も多いと思います。2,500 トンの水を蓄える大きなものです。家庭ならば 3,000 軒分にもなります。

これが、先ほど述べたとおり、いまだ宝の持ち腐れになっています。造る前から何を雇用するか。どう配給してこれを収入に結びつけるか。それは当局がしっかりとした考えを持って行うべきでございます。経営計画をつくったものか、大きな疑問と責任を問わずにはいられません。

水が売れなくなった理由の一つには、自家井戸を掘ることを許したことにあります。安心して安全な、そして全国でも安い小山町の水を売ることに、なぜ努力されなかったのでしょうか。残念でなりません。食品加工会社には、大きな私達のビジネスチャンスがあったのではないのでしょうか。収益的収入の拡大を当局が積極的に図ることこそ、事業の要であります。もう一度、何のために造った施設か、経営戦略とともにしっかりとお考えください。

次に、私が反対する理由がもう一つあります。

わさび平の宅地造成事業においてであります。この事業に対して、上下水道管は町の費用で造りました。しかし、今この事業からの収入は一銭もありません。なぜでしょうか。誰に聞いても、水道料金が町に入るのは当たり前だと答えます。それは普通の考え方です。何ゆえに町の水道事業としなかったのか。100メートルも先には本管が通っています。今お金がかかっても、何年か先には町の収益となります。

私も先月まで監査委員をしていました。水道事業の苦しさは十分に理解しております。しかし、こうしたことを解決するのは、町でなければできません。

今、ただ単に町民に御負担を強いるとすれば、こうした部分をもう一度考え直してください。私の反対理由です。

以上。

○議長（遠藤 豪君） ほかに討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は否決です。したがって、原案について採決します。

議案第66号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛 成 者 起 立）

○議長（遠藤 豪君） 起立なしです。したがって、議案第66号は、否決されました。

日程第10 議案第67号 令和3年度小山町一般会計補正予算（第3号）を議題とします。

各常任委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する各委員長の報告は可決です。本案は、各委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛 成 者 起 立）

○議長（遠藤 豪君） 起立全員です。したがって、議案第67号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第11 認定第1号 令和2年度小山町新産業集積エリア造成事業特別会計歳入歳出決算を議題とします。

総務建設委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は認定です。本案は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(賛 成 者 起 立)

○議長(遠藤 豪君) 起立全員です。したがって、認定第1号は、認定することに決定しました。

それでは、ここで10分間休憩します。

午前10時51分 休憩

午前11時00分 再開

○議長(遠藤 豪君) 休憩を閉じ、休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第12 議員の派遣について

○議長(遠藤 豪君) 日程第12 議員の派遣についてを議題とします。

議員の派遣については、お手元に配付しましたとおり、7月16日に裾野市で開催されます6市4町議会議長連絡会に副議長を派遣することについて、会議規則第130条の規定により、これから採決します。

議員の派遣について、これを行うことに賛成の方は起立願います。

(賛 成 者 起 立)

○議長(遠藤 豪君) 起立全員です。したがって、議員の派遣については、これを行うことに決定しました。

お諮りします。ただいま決定した議員派遣について変更を要するときは、議長に一任願いたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(遠藤 豪君) 異議なしと認めます。したがって、決定した議員派遣について、変更を要するときは、議長一任で変更できることに決定しました。

お諮りします。ただいま議会から、発議第2号 小山町議会会議規則の一部を改正する規則について、選挙第5号 静岡県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙、広報広聴委員会の閉会中の所管事務調査についての3件の追加議案が提出されました。

発議第2号は、所定の賛成者がいますので、成立しました。

これを日程に追加し、直ちに議題としたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（遠藤 豪君） 異議なしと認めます。したがって、議会提出の発議第2号、選挙第5号、広報広聴委員会の閉会中の所管事務調査についての3議案を日程に追加し、直ちに議題とすることに決定しました。

議案及び候補者名簿を配付いたします。

（議 案 等 配 付）

追加日程第1 発議第2号 小山町議会会議規則の一部を改正する規則について

○議長（遠藤 豪君） 追加日程第1 発議第2号 小山町議会会議規則の一部を改正する規則についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。8番 渡辺悦郎君。

○8番（渡辺悦郎君） ただいま議題となりました発議第2号 小山町議会会議規則の一部を改正する規則について、提出者を代表し、提案理由の説明を申し上げます。

今回提案しております規則は、議員活動と家庭生活との両立支援策をはじめ、男女の議員が活動しやすい環境整備の一環として、出産、育児、介護など議員として活動するに当たっての諸要因に配慮するため、議会への欠席事由を整備するとともに、出産については母性保護の観点から産前・産後の欠席期間を規定するものであります。

また、請願者の利便性の向上を図るため、議会への請願手続について、請願者に一律に求めている押印の義務を見直し、署名または記名押印に改正するものです。

内容は、第2条第1項の中で、欠席事由を明確にするための改正と、同条第2項中で、産前・産後の欠席期間を規定するために改正するものであります。

また、第90条第1項中で、請願者の押印の義務づけを見直し、署名または記名押印に改正するものであります。

提出者、渡辺悦郎。賛成者、室伏 勉、室伏辰彦、小林千江子、高畑博行、鈴木 豊。

よろしく御審議のほど、御承認賜りたくお願い申し上げます。

○議長（遠藤 豪君） 提出者の説明は終わりました。

これから質疑を行います。

提出者の説明に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

渡辺悦郎君提出の発議第2号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛 成 者 起 立)

○議長(遠藤 豪君) 起立全員です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

追加日程第2 選挙第5号 静岡県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙

○議長(遠藤 豪君) 追加日程第2 選挙第5号 静岡県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を行います。

静岡県後期高齢者医療広域連合議会につきましては、広域連合規約第7条の規定により、市長から6人、町長から4人、市議会議員から6人、町議会議員から4人をそれぞれ選出して、計20人をもって組織することとされております。

このたび、市長から選出すべき議員のうち3人、町長から選出すべき議員のうち1人、市議会議員区分から選出すべき議員のうち3人、町議会議員区分から選出すべき議員のうち1人が欠員となり、その補充のため候補者を募ったところ、市議会議員区分及び町議会議員区分において選出すべき定数を超えましたので、投票による選挙が行われるものです。

この選挙は、広域連合規約第8条の規定により、全ての町議会における得票総数により当選人を決定することになりますので、小山町議会会議規則第33条の規定に基づく選挙結果の報告のうち、同条第2項の当選人の報告及び当選人への告知は行えません。

そこでお諮りします。選挙結果については、会議規則第33条第2項の規定に関わらず、有効投票のうち候補者の得票数まで報告することとしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(遠藤 豪君) 異議なしと認めます。よって、選挙結果の報告については、会議規則第33条第2項の規定に関わらず、有効投票のうち候補者の得票数までを報告することに決定いたしました。

選挙は投票で行います。

議場の出入口を閉めます。

(議 場 閉 鎖)

○議長(遠藤 豪君) ただいまの出席議員数は13人です。

お諮りします。会議規則第32条の規定による立会人に、室伏 勉君及び室伏辰彦君を指名したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(遠藤 豪君) 異議なしと認めます。したがって、立会人に室伏 勉君及び室伏辰彦君を指名します。

投票用紙を配ります。

(投 票 用 紙 配 付)

○議長(遠藤 豪君) 念のため申し上げます。投票は単記無記名です。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

立会人は投票箱の点検をお願いします。

(投票箱点検)

○議長(遠藤 豪君) 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

1 番議員から順番に投票願います。

(投票)

○議長(遠藤 豪君) 投票漏れはありませんか。

投票漏れなしと認めます。投票を終わります。

開票を行います。

室伏 勉君及び室伏辰彦君、開票の立会いをお願いします。

(開票)

○議長(遠藤 豪君) 選挙の結果を報告します。

投票総数 13 票

うち、有効投票 13 票

無効投票 0 票です。

有効投票のうち

藤井 要君 10 票

増山 勇君 3 票

以上のとおりです。

議場の出入口を開きます。

(議場開鎖)

追加日程第 3 広報広聴委員会の閉会中の所管事務調査について

○議長(遠藤 豪君) 追加日程第 3 広報広聴委員会の閉会中の所管事務調査についてを議題とします。

広報広聴委員長から、会議規則第 76 条の規定により、議会報告会及び議会の広報広聴に関する調査・研究等について、閉会中の継続調査の申出があります。

この調査期間は、委員の任期中です。

お諮りします。広報広聴委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（遠藤 豪君） 異議なしと認めます。

したがって、広報広聴委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

以上で本定例会に提出されました議案、その他の議事は全部終了しました。

これで会議を閉じ、令和3年第5回小山町議会6月定例会を閉会いたします。

午前11時16分 閉会

この会議録は事実と相違ない事を認めここに署名する

議 会 議 長 遠 藤 豪

署 名 議 員 室 伏 勉

署 名 議 員 室 伏 辰 彦